△

○

G_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02638
	イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147
G_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02547
	イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03088
G_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02567
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03121
G_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02630
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03170
G_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02712
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03264
G_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02879
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03406
G_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0301
G_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0240
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
G_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02399
	イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03011
$G_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02361
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02992
$G_{令2}$	ア	令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02372
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03032
$G_{令3}$	ア	令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02407
	イ	令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03079
$G_{令4}$	ア	令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.02564

○

G_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02640
	イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03150
G_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02550
	イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03093
G_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02575
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03134
G_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02641
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03188
G_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02730
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293
G_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
G_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
G_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
G_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02403
	イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016
$G_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995
$G_{令2}$	ア	令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02376
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037
$G_{令3}$	ア	令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02412
	イ	令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086
$G_{令4}$	ア	令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03263

$G_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$G_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

$G_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01146

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01286

H_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

I_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.00896

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

I_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

J_n　新幹線鉄道整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$K_8 = 0.006$

$K_9 = 0.010$

$K_{10} = 0.017$

$K_{11} = 0.015$

$K_{12} = 0.018$

$K_{13} = 0.007$

$K_{14} = 0.000$

$K_{15} = 0.000$

$K_{16} = 0.000$

K_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

$G_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

$G_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

H_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

I_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

I_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

J_n　新幹線鉄道整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$K_7 = 0.022$

$K_8 = 0.006$

$K_9 = 0.010$

$K_{10} = 0.017$

$K_{11} = 0.015$

$K_{12} = 0.018$

$K_{13} = 0.007$

$K_{14} = 0.000$

$K_{15} = 0.000$

$K_{16} = 0.000$

K_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02116

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02960

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02390

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03100

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02335

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03114

K_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02417

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03116

K_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02474

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03167

K_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02560

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03232

K_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02688

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03364

K_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02924

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03573

K_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0236

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0308

K_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

K_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02375

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02960

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02400

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

K_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

K_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

K_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02574

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03255

K_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02710

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03399

K_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

K_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0308

K_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

K_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03081

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03062

$K_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097

$K_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01758

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591

$K_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01875

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683

$K_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$K_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$K_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

L_n　まちづくり交付金交付要綱（平成 16 年度国都事第 27 号、国道企第 121 号、国住市第 492 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（下水道整備事業、公営住宅整備事業及び都市再生整備計画に基づく事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.00448

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03086

$K_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$K_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$K_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$K_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$K_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$K_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

L_n　まちづくり交付金交付要綱（平成 16 年度国都事第 27 号、国道企第 121 号、国住市第 492 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（下水道整備事業、公営住宅整備事業及び都市再生整備計画に基づく事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.000

M_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00423

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00592

M_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00479

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00620

M_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00467

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00623

N_n　地域住宅交付金交付要綱の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.00448

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

O_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

O_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

O_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00423

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00592

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00479

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00620

O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00467

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00623

P_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 以上）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額

の　0.000

M_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00424

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00593

M_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00479

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00621

M_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00468

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00624

N_n　地域住宅交付金交付要綱の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

O_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

O_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

O_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00424

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00593

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00479

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00621

O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00468

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00624

P_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 以上）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額

は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02116
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02960

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02390
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03100

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02335
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03114

Q_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02417
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03116

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02474
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03167

Q_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02560
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03232

Q_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02688
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03364

Q_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02924
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03573

Q_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0236
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0308

は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02121
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02960

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02338
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

Q_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02421
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02484
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

Q_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02574
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03255

Q_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02710
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03399

Q_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.024
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

Q_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0237
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0308

Q_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309
Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02375
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03081
$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03062
$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097
$Q_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01758
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591
$Q_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01875
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683
$Q_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$Q_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792
$Q_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01127
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

R_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

S_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03444
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

Q_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309
Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02379
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086
$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065
$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01735
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556
$Q_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01761
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597
$Q_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$Q_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$Q_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

R_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

S_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03446
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.04017

S_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03346

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03986

S_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03361

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03934

S_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03483

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03838

S_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03539

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03832

S_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03540

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03799

S_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.03559

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04012

S_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

S_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0320

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

S_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$S_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

$S_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

$S_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

の　0.04019

S_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03349

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989

S_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03364

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939

S_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03487

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847

S_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03546

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842

S_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03548

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

S_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.032

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.037

S_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

S_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

S_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$S_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$S_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$S_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$S_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999
$S_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$S_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
$S_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977
T_n	地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額
U_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.02015 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
U_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.017 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
U_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.017 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
U_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01904 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02660
U_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02150 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02790
U_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02101 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも

$S_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
$S_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
$S_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
T_n	地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額
U_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.017 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
U_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.017 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
U_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.017 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
U_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01908 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02670
U_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02790
U_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02104 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも

							の　0.02803
						U_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02175
							イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02804
						U_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02226
							イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02850
						U_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02304
							イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02909
						U_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02419
							イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03027
						U_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02631
							イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03215
						U_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0212
							イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0277
						U_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0214
							イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0278
						U_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02137
							イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02773
						$U_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02108
							イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02755
						$U_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02050
							イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02787
						$U_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01582
							イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02331
						$U_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01688
							イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02415

							の　0.02807
						U_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02178
							イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02810
						U_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02235
							イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02865
						U_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02317
							イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02930
						U_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02439
							イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03059
						U_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.022
							イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028
						U_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0213
							イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0277
						U_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0214
							イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0278
						U_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02141
							イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02777
						$U_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02110
							イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02759
						$U_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01562
							イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02300
						$U_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01585
							イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02337
						$U_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00296
							イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00327

$U_{令5}$	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00416 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441
$U_{令6}$	ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00615 イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00712
$U_{令7}$	ア　令和7年度市場公募都市に係るもの　0.01014 イ　令和7年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01118
V_n	鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額
W_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.01343 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01269 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01770
W_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01860
W_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01401 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868
W_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01450 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01870

$U_{令5}$	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00416 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441
$U_{令6}$	ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00615 イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00712
V_n	鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額
W_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01272 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01780
W_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01860
W_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01403 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871
W_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01452 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

W_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01484 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01900
W_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01536 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01939
W_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01613 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02018
W_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.01754 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02144
W_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0142 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185
W_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185
W_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01425 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01849
$W_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01405 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01837
$W_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01367 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01858
$W_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01055 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01554
$W_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01125 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01610
$W_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00278 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
$W_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00410

W_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01490 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910
W_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01544 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01953
W_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01626 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02039
W_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.015 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019
W_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0142 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185
W_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185
W_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01427 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852
$W_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839
$W_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01041 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533
$W_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01057 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558
$W_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
$W_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00278 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
$W_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

$W_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

X_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第１項第６号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01536

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01939

Y_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01613

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02018

Y_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.01754

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02144

Y_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

Y_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

Y_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01425

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01849

$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01837

$Y_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01858

$Y_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01055

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

X_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第１項第６号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01544

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01953

Y_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01626

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02039

Y_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

Y_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

Y_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

Y_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

$Y_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

$Y_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01554

$Y_{令4}$ ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01125

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01610

$Y_{令5}$ ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$Y_{令6}$ ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

$Y_{令7}$ ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.00676

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

Z　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業及び特定地域開発就労事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度までの各年度及び平成 2 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AA_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AB_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

AB_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0320

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

$Y_{令4}$ ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$Y_{令5}$ ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$Y_{令6}$ ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

Z　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業及び特定地域開発就労事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度までの各年度及び平成 2 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AA_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AB_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AB_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AC_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

AE_{n}　特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AF_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

AF_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02271

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02685

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02237

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02669

$AF_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02228

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02713

$AF_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02297

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02759

$AF_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.02499

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02857

$AF_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$AF_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AC_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AE_{n}　特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AF_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AF_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02274

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672

$AF_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02231

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718

$AF_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02302

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

$AF_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$AF_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$AF_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

$AF_{令7}$ ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.01301
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01412
AG_n　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業（特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額	
AH_{29} ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0137
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0161
AH_{30} ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01363
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01611
$AH_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01342
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01601
$AH_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.01337
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01631
$AH_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.01378
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01655
$AH_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.01499
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01714
$AH_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00346
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00354
$AH_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00503
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00558
$AH_{令7}$ ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.00780
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00847
AI_n　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工	

AG_n　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業（特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額	
AH_{29} ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0137
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0162
AH_{30} ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01364
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01613
$AH_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01343
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01603
$AH_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.01339
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01634
$AH_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.01381
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01659
$AH_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00274
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00283
$AH_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00346
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00354
$AH_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00503
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00508
AI_n　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工	

事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額

AJ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AJ令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AJ令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821
　　イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

AKn　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の長寿命化改良事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AL29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0137
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

AL30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01363
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01611

AL令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01342
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01601

AL令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01337
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01631

AL令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01378
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01655

AL令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01499
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01714

AL令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額

AJ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AJ令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AKn　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の長寿命化改良事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AL29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0137
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AL30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01364
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01613

AL令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01343
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01603

AL令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01339
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

AL令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01381
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01659

AL令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

AL令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

AL令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

AL令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00780

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00847

AMn　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AN30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

AN令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

AN令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

AN令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

AN令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

AN令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AN令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AN令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

AOn　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

AL令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

AMn　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AN30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

AN令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

AN令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

AN令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

AN令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AN令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AN令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AOn　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援

学校の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AP_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03179
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

$AP_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

$AP_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03215
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$AP_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.03499
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

$AP_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AP_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$AP_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

$AQ_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$AR_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

学校の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AP_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AP_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$AP_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AP_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AP_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AP_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$AQ_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$AR_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

AS_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除き、高等学校費における生徒数がない団体のみ適用する。）

AT_{13} ＝ 0.0075

AT_{14} ＝ 0.0093

AT_{15} ＝ 0.0000

AT_{16} ＝ 0.0000

AT_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0171

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AU_n　鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AV_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00416

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441

$AV_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00615

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00712

$AV_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01014

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01118

算式Ⅱ

$B \times \alpha \times 0.285$

AS_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除き、高等学校費における生徒数がない団体のみ適用する。）

AT_{11} ＝ 0.0041

AT_{12} ＝ 0.0074

AT_{13} ＝ 0.0108

AT_{14} ＝ 0.0093

AT_{15} ＝ 0.0000

AT_{16} ＝ 0.0000

AT_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0174

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AU_n　鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AV_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00416

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441

$AV_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00615

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00712

算式Ⅱ

$B \times \alpha \times 0.285$

八　小学校費　学級数	1,520 円× A 算式Ⅱの符号 A　測定単位の数値 B　災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(2)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。） 算式 $B + C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=13}^{令7}(G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^{令7}(I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^{令7}(K_n \times L_n) + \sum_{n=令3}^{令7}(M_n \times N_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(O_n \times P_n) + \sum_{n=15}^{28}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=15}^{28}(S_n \times T_n) + \sum_{n=18}^{22}(U_n$

八　小学校費　学級数	1,460 円× A 算式Ⅱの符号 A　測定単位の数値 B　災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(2)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。） 算式 $B + C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令6}(G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^{令6}(I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^{令6}(K_n \times L_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(M_n \times N_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(O_n \times P_n) + \sum_{n=15}^{28}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=15}^{28}(S_n \times T_n) + \sum_{n=18}^{22}(U_n$

$$\times V_n) + \sum_{n=21}^{23}(W_n \times X_n) + \sum_{n=18}^{令7}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=20}^{令7}(AA_n \times$$

$$\times AB_n) + \sum_{n=28}^{29}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=28}^{29}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=30}^{令7}$$

$$(AG_n \times AH_n) + \sum_{n=30}^{令7}(AI_n \times AJ_n) + AK_{令2} \times AL_{令2} +$$

$$\frac{AM \times 0.6 + AN + AO + AP \times 0.7 + AQ \times 0.5 + AR}{880{,}000\text{円}} \times A$$

$$\times 0.5 + AS \times 0.3 + \sum_{n=13}^{令7}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=15}^{令7}(AV_n \times AW_n)$$

$$+ \sum_{n=29}^{令7}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=令3}^{令7}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(BB_n \times BC_n)$$

$$+ \sum_{n=15}^{28}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=15}^{28}(BF_n \times BG_n) + \sum_{n=18}^{22}(BH_n \times BI_n)$$

$$+ \sum_{n=21}^{28}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=21}^{23}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=18}^{令7}(BN_n \times BO_n)$$

$$+ \sum_{n=20}^{令7}(BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=28}^{29}(BR_n \times BS_n) + \sum_{n=28}^{29}(BT_n \times BU_n)$$

$$+ \sum_{n=30}^{令7}(BV_n \times BW_n) + \sum_{n=30}^{令7}(BX_n \times BY_n) + BZ_{令2} \times CA_{令2}$$

$$+ CB \times 0.6 + CC + (CD + CE) \times 52{,}100 \times 0.6$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第35号）附則第3条第1項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第4条第1項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条第1項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第17条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）附則第6条第1項の規定により解散した

$$\times V_n) + \sum_{n=21}^{23}(W_n \times X_n) + \sum_{n=18}^{令6}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=20}^{令6}(AA_n \times$$

$$\times AB_n) + \sum_{n=28}^{29}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=28}^{29}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=30}^{令6}$$

$$(AG_n \times AH_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AI_n \times AJ_n) + AK_{令2} \times AL_{令2} +$$

$$\frac{AM \times 0.6 + AN + AO + AP \times 0.7 + AQ \times 0.5 + AR}{841{,}000\text{円}} \times A$$

$$\times 0.5 + AS \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令6}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=15}^{令6}(AV_n \times AW_n)$$

$$+ \sum_{n=29}^{令6}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(BB_n \times BC_n)$$

$$+ \sum_{n=15}^{28}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=15}^{28}(BF_n \times BG_n) + \sum_{n=18}^{22}(BH_n \times BI_n)$$

$$+ \sum_{n=21}^{28}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=21}^{23}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=18}^{令6}(BN_n \times BO_n)$$

$$+ \sum_{n=20}^{令6}(BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=28}^{29}(BR_n \times BS_n) + \sum_{n=28}^{29}(BT_n \times BU_n)$$

$$+ \sum_{n=30}^{令6}(BV_n \times BW_n) + \sum_{n=30}^{令6}(BX_n \times BY_n) + BZ_{令2} \times CA_{令2}$$

$$+ CB \times 0.6 + CC$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第35号）附則第3条第1項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第4条第1項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条第1項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第17条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）附則第6条第1項の規定により解散した

旧日本住宅公団及び同法附則第 7 条第 1 項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3 の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 3 年度以前及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで、平成 2 年度、平成 3 年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 4 年度及び平成 5 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 5 年度補正予算債、

旧日本住宅公団及び同法附則第 7 条第 1 項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3 の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 3 年度以前及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで、平成 2 年度、平成 3 年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 4 年度及び平成 5 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 5 年度補正予算債、

臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行について許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 13 年度から令和 7 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 13 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和 7 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額

$H_{13} = 0.0383$

$H_{14} = 0.0351$

$H_{15} = 0.0277$

$H_{16} = 0.0183$

臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行について許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和 6 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和 6 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

$H_{12} = 0.0379$

$H_{13} = 0.0383$

$H_{14} = 0.0351$

$H_{15} = 0.0277$

$H_{16} = 0.0183$

H17　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.03513
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177
H18　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0333
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
H19　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0335
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
H20　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03422
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04051
H21　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03444
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04017
H22　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03346
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03986
H23　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03361
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03934
H24　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03483
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03838
H25　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03539
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03832
H26　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03540
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03799
H27　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.03559
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04012
H28　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374
H29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0320

H17　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0330
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177
H18　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0334
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
H19　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0335
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209
H20　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03426
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056
H21　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03446
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019
H22　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03349
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989
H23　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03364
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939
H24　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03487
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847
H25　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03546
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842
H26　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03548
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
H27　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368
H28　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
H29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

H_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$H_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

$H_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

$H_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$H_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

$H_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$H_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$H_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 16 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

J_{15} ＝ 0.0119

J_{16} ＝ 0.0078

J_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01506

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

H_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$H_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$H_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$H_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00322

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$H_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$H_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$H_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 16 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

J_{15} ＝ 0.0119

J_{16} ＝ 0.0078

J_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

	の　0.0076
J_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
	イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089
J_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
	イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
J_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01467
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01736
J_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01476
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721
J_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01434
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708
J_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01440
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686
J_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01493
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01645
J_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01517
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642
J_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01517
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628
J_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.01525
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01719
J_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
J_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

	の　0.0076
J_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
	イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089
J_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
	イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
J_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01468
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738
J_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723
J_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710
J_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688
J_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649
J_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01520
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646
J_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
J_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
J_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
J_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

J_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02271
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02685
$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02237
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02669
$J_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.02228
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02713
$J_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.02297
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02759
$J_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.02499
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02857
$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00577
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00591
$J_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00839
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00931
$J_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.01301
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01412
K_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額	
L_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0137
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0161
L_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01363

J_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02274
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02689
$J_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02239
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02672
$J_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.02231
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02718
$J_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.02302
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02765
$J_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00457
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00472
$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00577
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00591
$J_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00839
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00931
K_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額	
L_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0137
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0162
L_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01364

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01611

$L_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01342

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01601

$L_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01337

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628

$L_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01378

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01655

$L_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01714

$L_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

$L_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

$L_{令7}$ ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00780

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00847

M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$N_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$N_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01613

$L_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01343

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01603

$L_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01339

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01631

$L_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01381

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01659

$L_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

$L_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

$L_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和 6 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和 6 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$N_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$N_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03999

$N_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$N_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$N_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度から令和７年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度から令和７年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$P_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$P_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$P_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

Q_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算

0.00661

$N_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$N_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度及び令和６年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度及び令和６年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$P_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$P_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

Q_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算

債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01506

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01467

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01736

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01476

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01434

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708

R_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686

R_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01493

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01645

R_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01517

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642

債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01468

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

R_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

R_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01495

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649

R_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01520

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646

R_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01517
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628
R_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.01525
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01719
R_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
S_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成15年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
T_{15}＝0.0079
T_{16}＝0.0052
T_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.01004
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051
T_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0095
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060
T_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096

R_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
R_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
R_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
S_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成15年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
T_{15}＝0.0079
T_{16}＝0.0052
T_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0094
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051
T_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0095
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060
T_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

T_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00978

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01157

T_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.00984

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148

T_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.00956

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01139

T_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.00960

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01124

T_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.00995

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01097

T_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01011

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01095

T_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01011

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01085

T_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.01017

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01146

T_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

U_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

V_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0378

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01159

T_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00979

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01159

T_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148

T_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.00957

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01140

T_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.00961

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01125

T_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.00996

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01099

T_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01013

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01098

T_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01014

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01089

T_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105

T_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

U_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

V_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04231

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05916

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04787

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06204

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04669

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06228

W_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額

X_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01476

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01434

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708

X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686

Y_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

Z_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237

W_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額

X_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

Y_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

Z_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

Z_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0240 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150
Z_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02445 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02894
Z_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02460 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02869
Z_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02390 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02847
Z_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02401 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02810
Z_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02488 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02742
Z_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02528 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02737
Z_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02529 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02714
Z_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02542 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02866
Z_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267
Z_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269
Z_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02271 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02685
$Z_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02237

Z_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0240 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150
Z_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02447 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02897
Z_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02462 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02871
Z_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02392 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02850
Z_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02403 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02814
Z_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02491 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02748
Z_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02533 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02744
Z_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02535 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723
Z_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0263
Z_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268
Z_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
Z_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02274 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689
$Z_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02669

$Z_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02228

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02713

$Z_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02297

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02759

$Z_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02857

$Z_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$Z_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

$Z_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01301

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01412

AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AB_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03422

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04051

AB_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03444

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04017

AB_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03346

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672

$Z_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02231

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718

$Z_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02302

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

$Z_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$Z_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$Z_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AB_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03426

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056

AB_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03446

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019

AB_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03349

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03986

AB_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03361

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03934

AB_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03483

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03838

AB_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03539

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03832

AB_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03540

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03799

AB_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.03559

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04012

AB_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.03210

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

AB_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0320

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

$AB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

$AB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$AB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

の　0.03989

AB_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03364

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939

AB_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03487

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847

AB_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03546

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842

AB_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03548

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AB_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.03210

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03680

AB_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.03220

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AB_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$AB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AB令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AB令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
AB令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821
　　イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

ACn　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AD28　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0321
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374
AD29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0320
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AEn　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AF28　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0230
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267
AF29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

AGn　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）の

AB令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AB令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

ACn　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AD28　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
AD29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AEn　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AF28　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0230
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268
AF29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AGn　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）の

うち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AH_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$AH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

$AH_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

$AH_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$AH_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

$AH_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AH_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$AH_{令7}$　ア　令和7年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和7年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

AI_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和7年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

うち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AH_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AH_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$AH_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AH_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AH_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AH_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AI_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和6年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

AJ令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798
AJ令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862
AJ令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999
AJ令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AJ令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
AJ令7 ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

AK令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額

AL令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

AM　昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の児童数が３年前の５月１日現在の児童数に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ500人以上又は５パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市

AJ令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
AJ令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
AJ令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AJ令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AJ令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AK令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額

AL令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

AM　昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の児童数が３年前の５月１日現在の児童数に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ500人以上又は５パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市

町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては、25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から 2 年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AN　前年度以前の年度における符号 B に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AO　立替施行者が立替施行をした中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3 の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては、25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から 2 年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AN　前年度以前の年度における符号 B に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AO　立替施行者が立替施行をした中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3 の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AP　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号AOにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号AOにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可さ

AP　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号AOにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号AOにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可さ

れた水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 AO において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AT_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 13 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 13 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU_{13} ＝ 0.0383

AU_{14} ＝ 0.0351

AU_{15} ＝ 0.0277

AU_{16} ＝ 0.0183

AU_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.03513

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AU_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AU_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

れた水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 AO において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AT_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU_{12} ＝ 0.0379

AU_{13} ＝ 0.0383

AU_{14} ＝ 0.0351

AU_{15} ＝ 0.0277

AU_{16} ＝ 0.0183

AU_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0330

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AU_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AU_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

	の　0.0209
AU_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03422
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04051
AU_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03444
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04017
AU_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03346
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03986
AU_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03361
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03934
AU_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03483
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03838
AU_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03539
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03832
AU_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03540
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03799
AU_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.03559
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04012
AU_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0321
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374
AU_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0320
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377
AU_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03179
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759
$AU_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

	の　0.0209
AU_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03426
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056
AU_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03446
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019
AU_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03349
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989
AU_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03364
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939
AU_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03487
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847
AU_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03546
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842
AU_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03548
	イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
AU_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0321
	イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368
AU_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375
AU_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377
AU_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
$AU_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

AU令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798
AU令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862
AU令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999
AU令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AU令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
AU令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

AV_n　n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{15}＝0.0119

AW_{16}＝0.0078

AW_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.01506
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

AW_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

AW_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

AU令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
AU令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
AU令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AU令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AU令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AV_n　n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{15}＝0.0119

AW_{16}＝0.0078

AW_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

AW_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

AW_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

AW_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01467 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01736
AW_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01476 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721
AW_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01434 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708
AW_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01440 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686
AW_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01493 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01645
AW_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01517 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642
AW_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01517 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628
AW_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.01525 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01719
AW_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
AW_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269
AW_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02271 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02685
$AW_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02237 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02669
$AW_{令2}$	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02228

AW_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01468 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738
AW_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723
AW_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710
AW_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688
AW_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649
AW_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01520 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646
AW_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
AW_{27}	ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
AW_{28}	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
AW_{29}	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
AW_{30}	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02274 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689
$AW_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672
$AW_{令2}$	ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02231

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02713

AW 令3 ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02297

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02759

AW 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.02499

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02857

AW 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AW 令6 ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

AW 令7 ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01301

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01412

AX_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AY_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0137

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

AY_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01363

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01611

AY 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01342

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01601

AY 令2 ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01337

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718

AW 令3 ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02302

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

AW 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

AW 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

AW 令6 ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

AX_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AY_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0137

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

AY_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01364

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01613

AY 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01343

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01603

AY 令2 ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01339

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628

AY 令3 ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01378

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01655

AY 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01499

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01714

AY 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

AY 令6 ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00503

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

AY 令7 ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.00780

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00847

AZn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BA 令3 ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

BA 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

BA 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BA 令6 ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01631

AY 令3 ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01381

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01659

AY 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

AY 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

AY 令6 ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00503

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

AZn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BA 令3 ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

BA 令4 ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BA 令5 ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BA 令6 ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BA 令7 ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

BB 令5　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度から令和７年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度から令和７年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BC 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BC 令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BC 令7 ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

BDn　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AO において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$BE_{15} = 0.0119$

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BB 令5　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度及び令和６年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度及び令和６年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BC 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BC 令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BDn　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AO において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$BE_{15} = 0.0119$

BE_{16} ＝ 0.0078

BE_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.01506

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BE_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BE_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BE_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01467

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01736

BE_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01476

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721

BE_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01434

　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708

BE_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01440

　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686

BE_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01493

　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01645

BE_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01517

　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642

BE_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01517

　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628

BE_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.01525

　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01719

BE_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138

　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

BE_{16} ＝ 0.0078

BE_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BE_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BE_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BE_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01468

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738

BE_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

BE_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435

　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

BE_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442

　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

BE_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495

　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649

BE_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01520

　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646

BE_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521

　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

BE_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138

　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BE_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138

　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 AO において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{15} ＝ 0.0079

BG_{16} ＝ 0.0052

BG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01004

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

BG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00978

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01157

BG_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00984

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148

BG_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00956

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01139

BG_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00960

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

BF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 AO において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{15} ＝ 0.0079

BG_{16} ＝ 0.0052

BG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0094

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

BG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00979

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01159

BG_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148

BG_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00957

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01140

BG_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00961

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01124

BG_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.00995

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01097

BG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01011

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01095

BG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01011

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01085

BG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.01017

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01146

BG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BH_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0378

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BI_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BI_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04231

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05916

BI_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04787

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06204

BI_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04669

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06228

BJ_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た

の　0.01125

BG_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.00996

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01099

BG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01013

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01098

BG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01014

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01089

BG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105

BG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0092

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

BH_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BI_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

BI_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04241

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928

BI_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04791

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211

BI_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04675

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237

BJ_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た

武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01476
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721
BK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01434
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708
BK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01440
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686
BK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01493
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01645
BK_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01517
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642
BK_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01517
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628
BK_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.01525
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01719
BK_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るも

武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723
BK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710
BK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688
BK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649
BK_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01520
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646
BK_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
BK_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
BK_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0160

BL_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01476

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721

BM_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01434

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708

BM_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686

BN_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

BO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02445

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02894

BO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02460

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0161

BL_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

BM_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

BM_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

BN_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

BO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02447

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02897

BO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02462

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.02869

BO_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02390

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02847

BO_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02401

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02810

BO_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02488

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02742

BO_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02528

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02737

BO_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02529

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02714

BO_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.02542

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02866

BO_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

BO_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

BO_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02271

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02685

$BO_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02237

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02669

$BO_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02228

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02713

$BO_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.02297

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02759

の　0.02871

BO_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02392

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02850

BO_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02403

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02814

BO_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02491

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02748

BO_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02533

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02744

BO_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.02535

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

BO_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0263

BO_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BO_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BO_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02274

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689

$BO_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672

$BO_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02231

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718

$BO_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.02302

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

$BO_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02499 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02857
$BO_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591
$BO_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931
$BO_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01301 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01412
BP_n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BQ_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03422 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04051
BQ_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03444 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04017
BQ_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03346 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03986
BQ_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03361 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03934
BQ_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03483 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03838
BQ_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03539

$BO_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
$BO_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591
$BO_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931
BP_n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BQ_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03426 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056
BQ_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03446 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019
BQ_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.03349 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989
BQ_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.03364 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939
BQ_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03487 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847
BQ_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03546

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03832

BQ_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03540

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03799

BQ_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.03559

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04012

BQ_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

BQ_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0320

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

BQ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$BQ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

$BQ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

$BQ_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$BQ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

$BQ_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$BQ_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$BQ_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係る

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842

BQ_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03548

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

BQ_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368

BQ_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BQ_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

BQ_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$BQ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$BQ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$BQ_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$BQ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$BQ_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$BQ_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

もの　0.01977

BR_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

BS_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0320

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

BT_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

BU_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

BV_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$BW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

BR_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BS_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

BT_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BU_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BV_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$BW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737
BW令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798
BW令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862
BW令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999
BW令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
BW令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
BW令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977
BX_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BY_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03179
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759
BY令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737
BY令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798
BY令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
BW令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
BW令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00322
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
BW令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
BW令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
BW令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
BX_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BY_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765
BY令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
BY令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
BY令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

BY 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

BY 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BY 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BY 令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

CB　昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の生徒数が３年前の５月１日現在の生徒数に比し、15パーセント以上かつ150人以上、10パーセント以上かつ250人以上又は５パーセント以上かつ500人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなるものを含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前３年度内の

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

BY 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BY 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BY 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

CB　昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の生徒数が３年前の５月１日現在の生徒数に比し、15パーセント以上かつ150人以上、10パーセント以上かつ250人以上又は５パーセント以上かつ500人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなるものを含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前３年度内の

各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CC　前年度以前の年度における符号 AO に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CD　当該市町村における公立学校施設の実態調査（令和 8 年 5 月 8 日付け 8 施施助第 7 号各都道府県教育委員会施設主管課長あて文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知。以下この表において「公立学校施設の実態調査」という。）によつて文部科学省に報告された市町村立の小学校ごとの地方単独事業として建設又は借用した一時使用・借用建物（児童又は生徒の増加若しくは災害による校舎の損壊により一時的に教室として使用するため、令和３年１０月１日から令和８年５月１日に供用が開始されたものに限る。以下この表において「プレハブ校舎」という。）の令和８年５月１日現在の一時使用面積又は借用面積（当該面積が当該調査によつて文部科学省に報告された整備資格面積を超えるときは当該整備資格面積とする。以下この表において同じ。）の合計数

CE　当該市町村における公立学校施設の実態調査によつて文部科学省に報告された市町村立の中学校ごとの地方単独事業として建設又は借用したプレハブ校舎の令和８年５月１日現在の一時使用面積又は借用面積の合計数（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CC　前年度以前の年度における符号 AO に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

九　中学校学級数費

算式

$$B + C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令7}(G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^{令7}(I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^{令7}(K_n \times L_n) + \sum_{n=令3}^{令7}(M_n \times N_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(O_n \times P_n) + \sum_{n=15}^{28}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=15}^{28}(S_n \times T_n) + \sum_{n=18}^{22}(U_n \times V_n) + \sum_{n=21}^{28}(W_n \times X_n) + \sum_{n=21}^{23}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=18}^{令7}(AA_n \times AB_n) + \sum_{n=20}^{令7}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=28}^{29}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=28}^{29}(AG_n \times AH_n) + \sum_{n=30}^{令7}(AI_n \times AJ_n) + \sum_{n=30}^{令7}(AK_n \times AL_n) + AM_{令2} \times AN_{令2} + AO \times 0.6}{1{,}099{,}000\text{円} \times A} + AP + AQ + AR \times 0.7 + AS \times 0.5 + AT \times 0.5 + AU \times 0.3 + \sum_{n=13}^{令7}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=15}^{令7}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=29}^{令7}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=令3}^{令7}(BB_n \times BC_n) + \sum_{n=令5}^{令7}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=15}^{28}(BF_n \times BG_n) + \sum_{n=15}^{28}(BH_n \times BI_n) + \sum_{n=18}^{22}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=21}^{23}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=18}^{令7}(BN_n \times BO_n) + \sum_{n=20}^{令7}(BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=28}^{29}(BR_n \times BS_n) + \sum_{n=28}^{29}(BT_n \times BU_n) + \sum_{n=30}^{令7}(BV_n \times BW_n) + \sum_{n=30}^{令7}(BX_n \times BY_n) + BZ_{令2} \times CA_{令2} + CB \times 0.6 + CC + (CD + CE) \times \frac{52{,}100 \times 0.6}{}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　立替施行者が立替施行をした中学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施

九　中学校学級数費

算式

$$B + C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令6}(G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^{令6}(I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^{令6}(K_n \times L_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(M_n \times N_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(O_n \times P_n) + \sum_{n=15}^{28}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=15}^{28}(S_n \times T_n) + \sum_{n=18}^{22}(U_n \times V_n) + \sum_{n=21}^{28}(W_n \times X_n) + \sum_{n=21}^{23}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=18}^{令6}(AA_n \times AB_n) + \sum_{n=20}^{令6}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=28}^{29}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=28}^{29}(AG_n \times AH_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AI_n \times AJ_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AK_n \times AL_n) + AM_{令2} \times AN_{令2} + AO \times 0.6}{1{,}053{,}000\text{円} \times A} + AP + AQ + AR \times 0.7 + AS \times 0.5 + AT \times 0.5 + AU \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令6}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=15}^{令6}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=29}^{令6}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(BB_n \times BC_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=15}^{28}(BF_n \times BG_n) + \sum_{n=15}^{28}(BH_n \times BI_n) + \sum_{n=18}^{22}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=21}^{23}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=18}^{令6}(BN_n \times BO_n) + \sum_{n=20}^{令6}(BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=28}^{29}(BR_n \times BS_n) + \sum_{n=28}^{29}(BT_n \times BU_n) + \sum_{n=30}^{令6}(BV_n \times BW_n) + \sum_{n=30}^{令6}(BX_n \times BY_n) + BZ_{令2} \times CA_{令2} + CB \times 0.6 + CC$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　立替施行者が立替施行をした中学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施

行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債及び平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において発行について許可

行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債及び平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において発行について許可

△

○

を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成13年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成13年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{13}＝0.0383

H_{14}＝0.0351

H_{15}＝0.0277

H_{16}＝0.0183

H_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.03513

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03422

○

を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12}＝0.0379

H_{13}＝0.0383

H_{14}＝0.0351

H_{15}＝0.0277

H_{16}＝0.0183

H_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0330

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

H_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

H_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03426

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04051

H21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03444

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04017

H22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03346

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03986

H23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03361

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03934

H24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03483

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03838

H25　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03539

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03832

H26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03540

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03799

H27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.03559

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04012

H28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

H29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0320

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

H30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

H令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

H令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056

H21　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03446

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019

H22　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03349

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989

H23　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03364

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939

H24　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03487

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847

H25　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03546

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842

H26　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03548

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

H27　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368

H28　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

H29　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

H30　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

H令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

H令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03798

$H_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$H_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

$H_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$H_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$H_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

I_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

J_{15}＝0.0119

J_{16}＝0.0078

J_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.01506

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

J_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

J_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01467

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01736

0.03805

$H_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$H_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$H_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$H_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

I_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

J_{15}＝0.0119

J_{16}＝0.0078

J_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

J_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

J_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01468

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738

J_{21}	ア	平成 21 年度市場公募都市に係るもの	0.01476
	イ	平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01721
J_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの	0.01434
	イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01708
J_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの	0.01440
	イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01686
J_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの	0.01493
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01645
J_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの	0.01517
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01642
J_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.01517
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01628
J_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.01525
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01719
J_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0138
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0160
J_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0229
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0269
J_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.02271
	イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02685
$J_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02237
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02669
$J_{令2}$	ア	令和 2 年度市場公募都市に係るもの	0.02228
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02713
$J_{令3}$	ア	令和 3 年度市場公募都市に係るもの	0.02297

J_{21}	ア	平成 21 年度市場公募都市に係るもの	0.01477
	イ	平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01723
J_{22}	ア	平成 22 年度市場公募都市に係るもの	0.01435
	イ	平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01710
J_{23}	ア	平成 23 年度市場公募都市に係るもの	0.01442
	イ	平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01688
J_{24}	ア	平成 24 年度市場公募都市に係るもの	0.01495
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01649
J_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの	0.01520
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01646
J_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.01521
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01634
J_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.0138
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0158
J_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0138
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0161
J_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0229
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0270
J_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.02274
	イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02689
$J_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02239
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02672
$J_{令2}$	ア	令和 2 年度市場公募都市に係るもの	0.02231
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02718
$J_{令3}$	ア	令和 3 年度市場公募都市に係るもの	0.02302

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02759

$J_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02857

$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$J_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

$J_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01301

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01412

K_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

L_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0137

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

L_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01363

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01611

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01342

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01601

$L_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01337

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628

$L_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01378

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02745

$J_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

$J_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591

$J_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931

K_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成29年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

L_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0137

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

L_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01364

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01613

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01343

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01603

$L_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01339

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01631

$L_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01381

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01655

$L_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01499

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01714

$L_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

$L_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

$L_{令7}$ ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00780

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00847

M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

$N_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$N_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

$N_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$N_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$N_{令7}$ ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち

0.01659

$L_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

$L_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354

$L_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和6年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和6年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

$N_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$N_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$N_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$N_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち

特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和5年度から令和7年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和5年度から令和7年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

$P_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$P_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$P_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

Q_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01506

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和5年度及び令和6年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和5年度及び令和6年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

$P_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$P_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

Q_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

R_{15} ＝ 0.0119

R_{16} ＝ 0.0078

R_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

R_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

R_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0090

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01467

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01736

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01476

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01434

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708

R_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686

R_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01493

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01645

R_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01517

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642

R_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01517

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628

R_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.01525

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01719

R_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

S_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）

0.0090

R_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01468

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738

R_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

R_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

R_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

R_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01495

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649

R_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01520

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646

R_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01521

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

R_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

R_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

S_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）

のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

T_{15} ＝ 0.0079

T_{16} ＝ 0.0052

T_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.01004

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

T_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0095

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

T_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

T_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00978

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01157

T_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.00984

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148

T_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.00956

　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01139

T_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.00960

　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01124

T_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.00995

　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01097

T_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01011

　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01095

T_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01011

　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01085

のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

T_{15} ＝ 0.0079

T_{16} ＝ 0.0052

T_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0094

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

T_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0095

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

T_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

T_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.00979

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01159

T_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.00985

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148

T_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.00957

　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01140

T_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.00961

　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01125

T_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.00996

　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01099

T_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01013

　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01098

T_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01014

　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01089

T_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.01017
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01146

T_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

U_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0378
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04231
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05916

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04787
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06204

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04669
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06228

W_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

X_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01476
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721

T_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105

T_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107

U_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

V_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237

W_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

X_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01434
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708
X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01440
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686
X_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01493
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01645
X_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01517
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642
X_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01517
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628
X_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.01525
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01719
X_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
Y_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額
Z_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01476
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721
Z_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01434
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708
Z_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01440
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686
AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710
X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688
X_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01495
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649
X_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01520
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646
X_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01521
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
X_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
X_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
Y_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額
Z_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723
Z_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710
Z_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688
AA_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業

（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AB_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0238
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

AB_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

AB_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02445
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02894

AB_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02460
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02869

AB_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02390
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02847

AB_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02401
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02810

AB_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02488
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02742

AB_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02528
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02737

AB_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02529
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02714

AB_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02542
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02866

（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AB_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

AB_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

AB_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02447
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02897

AB_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02462
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02871

AB_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02392
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02850

AB_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02403
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02814

AB_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02491
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02748

AB_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02533
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02744

AB_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02535
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

AB_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0263

AB_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0230
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0267
AB_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0229
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0269
AB_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.02271
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02685
$AB_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02237
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02669
$AB_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの	0.02228
	イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02713
$AB_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの	0.02297
	イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02759
$AB_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの	0.02499
	イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02857
$AB_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの	0.00577
	イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00591
$AB_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの	0.00839
	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00931
$AB_{令7}$	ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの	0.01301
	イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01412

AC_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町

AB_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0230
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0268
AB_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0229
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0270
AB_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.02274
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02689
$AB_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02239
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02672
$AB_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの	0.02231
	イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02718
$AB_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの	0.02302
	イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02765
$AB_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの	0.00457
	イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00472
$AB_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの	0.00577
	イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00591
$AB_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの	0.00839
	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00931

AC_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町

村立の中学校に係るものの額に相当する額

AD_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.03422
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04051
AD_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03444
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04017
AD_{22}	ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03346
	イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03986
AD_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03361
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03934
AD_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03483
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03838
AD_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03539
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03832
AD_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.03540
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03799
AD_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.03559
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04012
AD_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.03210
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0374
AD_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0320
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0377
AD_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03179
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03759
$AD_{\text{令元}}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03132
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	

村立の中学校に係るものの額に相当する額

AD_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.03426
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04056
AD_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03446
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04019
AD_{22}	ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03349
	イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03989
AD_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03364
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03939
AD_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03487
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03847
AD_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03546
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03842
AD_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.03548
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03812
AD_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0321
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0368
AD_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0322
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0375
AD_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0377
AD_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03184
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03765
$AD_{\text{令元}}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03135
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	

0.03737

$AD_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

$AD_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$AD_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

$AD_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AD_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$AD_{令7}$ ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

AE_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AF_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

AF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0320

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AG_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

0.0374

$AD_{令2}$ ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$AD_{令3}$ ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AD_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AD_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AD_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AE_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AF_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AG_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AH_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

AH_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

AI_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03179
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

$AJ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

$AJ_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$AJ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

$AJ_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AJ_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$AJ_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

AK_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備

AH_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

AH_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AI_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AJ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AJ_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$AJ_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AJ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AJ_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AJ_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AK_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備

事業債（平成 30 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AL_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03179
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$AL_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

$AL_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

$AL_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$AL_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

$AL_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AL_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AL_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

$AM_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額

$AN_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

AO　昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、

事業債（平成 30 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

AL_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$AL_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$AL_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$AL_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$AL_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$AL_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AL_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$AM_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち中学校に係るものの額に相当する額

$AN_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

AO　昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、

過去生徒急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在の生徒数が 3 年前の 5 月 1 日現在の生徒数に比し、15 パーセント以上かつ 150 人以上、10 パーセント以上かつ 250 人以上又は 5 パーセント以上かつ 500 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては、25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から 2 年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AP　前年度以前の年度における符号 B に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AQ　立替施行者が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3 の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年

過去生徒急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在の生徒数が 3 年前の 5 月 1 日現在の生徒数に比し、15 パーセント以上かつ 150 人以上、10 パーセント以上かつ 250 人以上又は 5 パーセント以上かつ 500 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては、25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から 2 年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AP　前年度以前の年度における符号 B に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AQ　立替施行者が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第 3 の 13 に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年

次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号AQにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号AQにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AT　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等

次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AR　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号AQにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号AQにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AT　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等

の当該年度の元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AV_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 13 年度から令和 7 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 13 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和 7 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$AW_{13} = 0.0383$

$AW_{14} = 0.0351$

$AW_{15} = 0.0277$

$AW_{16} = 0.0183$

AW_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.03513

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AW_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

の当該年度の元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AV_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和 6 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和 6 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$AW_{12} = 0.0379$

$AW_{13} = 0.0383$

$AW_{14} = 0.0351$

$AW_{15} = 0.0277$

$AW_{16} = 0.0183$

AW_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0330

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AW_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03422

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04051

AW_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03444

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04017

AW_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03346

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03986

AW_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03361

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03934

AW_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03483

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03838

AW_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03539

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03832

AW_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03540

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03799

AW_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.03559

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04012

AW_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

AW_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0320

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03426

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056

AW_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03446

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019

AW_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03349

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989

AW_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03364

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939

AW_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03487

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847

AW_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03546

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842

AW_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03548

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AW_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368

AW_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

AW_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

AW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03759
AW 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737
AW 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798
AW 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862
AW 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999
AW 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AW 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303
AW 令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

AX_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 16 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AY_{15} ＝ 0.0119
AY_{16} ＝ 0.0078
AY_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01506
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076
AY_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03765
AW 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740
AW 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
AW 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
AW 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AW 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
AW 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

AX_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 15 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 16 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AY_{15} ＝ 0.0119
AY_{16} ＝ 0.0078
AY_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076
AY_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

	の　0.0089
AY_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144
	イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
AY_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01467
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01736
AY_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01476
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721
AY_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01434
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708
AY_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01440
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686
AY_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01493
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01645
AY_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01517
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642
AY_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01517
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628
AY_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.01525
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01719
AY_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
AY_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269
AY_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02271
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02685

	の　0.0089
AY_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144
	イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090
AY_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01468
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738
AY_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723
AY_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710
AY_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688
AY_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01495
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649
AY_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01520
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646
AY_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01521
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634
AY_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
AY_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
AY_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
AY_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02274
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689

$AY_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02237 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02669
$AY_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02228 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02713
$AY_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02297 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02759
$AY_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02499 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02857
$AY_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591
$AY_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931
$AY_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01301 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01412
AZ_n	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BA_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0137 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
BA_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01363 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01611

$AY_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672
$AY_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02231 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718
$AY_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02302 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765
$AY_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
$AY_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591
$AY_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931
AZ_n	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BA_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0137 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
BA_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01364 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01613

BA 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01342
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01601
BA 令２　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01337
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628
BA 令３　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01378
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01655
BA 令４　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01499
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01714
BA 令５　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354
BA 令６　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558
BA 令７　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00780
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00847

BBn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BC 令３　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862
BC 令４　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999
BC 令５　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

BA 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01343
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01603
BA 令２　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01339
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01631
BA 令３　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01381
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01659
BA 令４　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283
BA 令５　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354
BA 令６　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00503
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00558

BBn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BC 令３　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871
BC 令４　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
BC 令５　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BC令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BC令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

BDn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和 5 年度から令和 7 年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和 5 年度から令和 7 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BE令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BE令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BE令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

BFn　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BC令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BDn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和 5 年度及び令和 6 年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和 5 年度及び令和 6 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BE令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BE令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BFn　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費

における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{15} ＝ 0.0119

BG_{16} ＝ 0.0078

BG_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01506

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BG_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BG_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BG_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01467

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01736

BG_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01476

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721

BG_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01434

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708

BG_{23} ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686

BG_{24} ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01493

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01645

BG_{25} ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01517

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642

BG_{26} ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01517

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01628

BG_{27} ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.01525

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01719

BG_{28} ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{15} ＝ 0.0119

BG_{16} ＝ 0.0078

BG_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BG_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BG_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BG_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01468

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01738

BG_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

BG_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

BG_{23} ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

BG_{24} ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01495

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649

BG_{25} ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646

BG_{26} ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01521

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

BG_{27} ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BG_{28} ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

BH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI_{15} ＝ 0.0079

BI_{16} ＝ 0.0052

BI_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01004

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

BI_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BI_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00978

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01157

BI_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00984

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148

BI_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00956

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01139

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI_{15} ＝ 0.0079

BI_{16} ＝ 0.0052

BI_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0094

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0051

BI_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0095

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BI_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0060

BI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00979

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01159

BI_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01148

BI_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00957

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01140

BI_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00960
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01124
BI_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00995
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01097
BI_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01011
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01095
BI_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01011
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01085
BI_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.01017
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01146
BI_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107
BJ_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BK_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0378
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
BK_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
BK_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04231
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05916
BK_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04787
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06204
BK_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04669
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

BI_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.00961
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01125
BI_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.00996
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01099
BI_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01013
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01098
BI_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01014
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01089
BI_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0105
BI_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0107
BJ_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BK_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
BK_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
BK_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928
BK_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211
BK_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.06228

BL_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01476

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721

BM_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01434

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708

BM_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686

BN_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

BO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02445

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02894

BO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02460

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.06237

BL_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BM_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01477

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

BM_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01435

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

BM_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01442

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

BN_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成 30 年度以前は Is 値 0.3 以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 18 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

BO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0150

BO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02447

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02897

BO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02462

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.02869

BO_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02390

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02847

BO_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02401

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02810

BO_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02488

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02742

BO_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02528

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02737

BO_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02529

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02714

BO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02542

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02866

BO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

BO_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

BO_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02271

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02685

$BO_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02237

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02669

$BO_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02228

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02713

$BO_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02297

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02759

の　0.02871

BO_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02392

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02850

BO_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02403

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02814

BO_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02491

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02748

BO_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02533

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02744

BO_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02535

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02723

BO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0263

BO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BO_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BO_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02274

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689

$BO_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02672

$BO_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02231

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02718

$BO_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02302

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02765

$BO_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00457 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472
$BO_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591
$BO_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931
BP_n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BQ_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03426 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056
BQ_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03446 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019
BQ_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03349 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03989
BQ_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03364 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03939
BQ_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03487 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03847
BQ_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03546

$BO_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02499 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02857
$BO_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00577 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00591
$BO_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00839 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00931
$BO_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01301 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01412
BP_n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 20 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BQ_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03422 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04051
BQ_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03444 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04017
BQ_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03346 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03986
BQ_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03361 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03934
BQ_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03483 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03838
BQ_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03539

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03832

BQ_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03540

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03799

BQ_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.03559

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04012

BQ_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

BQ_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0320

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

BQ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$BQ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

$BQ_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

$BQ_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

$BQ_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

$BQ_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$BQ_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$BQ_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03842

BQ_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03548

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

BQ_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368

BQ_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BQ_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

BQ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$BQ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

$BQ_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

$BQ_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

$BQ_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

$BQ_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$BQ_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

の　0.01977

BR_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374

BS_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0320
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

BT_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0267

BU_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0269

BV_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03179
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

$BW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

BR_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BS_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0322
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0375

BS_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0321
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0377

BT_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BU_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0268

BU_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0229
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

BV_n　補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 30 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BW_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03184
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

$BW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

BW令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

BW令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03862

BW令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

BW令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BW令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BW令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

BX_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BY_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03179

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03759

BY令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03132

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03737

BY令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

BY令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03215

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るも

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

BW令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

BW令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

BW令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BW令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BW令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BX_n　防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BY_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03184

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03765

BY令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03135

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03740

BY令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

BY令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03222

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.03862

BY 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.03499

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03999

BY 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BY 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BY 令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798

CB　昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の児童数が３年前の５月１日現在の児童数に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ500人以上又は５パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値をいう。）が

の　0.03871

BY 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BY 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BY 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

CB　昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の児童数が３年前の５月１日現在の児童数に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ500人以上又は５パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値をいう。）が

		1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては、25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
十　高等学校費	生徒数	CC　前年度以前の年度における符号 AQ に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。） CD　当該市町村における公立学校施設の実態調査によつて文部科学省に報告された市町村立の中学校ごとの地方単独事業として建設又は借用したプレハブ校舎の令和8年5月1日現在の一時使用面積又は借用面積の合計数 CE　当該市町村における公立学校施設の実態調査によつて文部科学省に報告された市町村立の小学校ごとの地方単独事業として建設又は借用したプレハブ校舎の令和8年5月1日現在の一時使用面積又は借用面積の合計数（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
		算式 $\dfrac{\sum_{n=17}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=13}^{19}(D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{77{,}900\text{円} \times A}$
		算式の符号 A　測定単位の数値

		1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては、25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては、当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
十　高等学校費	生徒数	CC　前年度以前の年度における符号 AQ に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
		算式 $\dfrac{\sum_{n=17}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=11}^{19}(D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{78{,}300\text{円} \times A}$
		算式の符号 A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01791

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

$E_{13} = 0.0075$

$E_{14} = 0.0093$

$E_{15} = 0.0000$

$E_{16} = 0.0000$

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01791

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るもの

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0174

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）

$E_{11} = 0.0041$

$E_{12} = 0.0074$

$E_{13} = 0.0108$

$E_{14} = 0.0093$

$E_{15} = 0.0000$

$E_{16} = 0.0000$

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0174

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るもの

			の額
			$G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03123
			イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805
十一	社会福祉費	人口	算式
			$\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n)}{8{,}570\text{円} \times A}$
			算式の符号
			A　測定単位の数値
			B_n　一般財源化された社会福祉施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。
			C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038
			イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
			C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038
			イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
			C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241
			イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928
			C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791
			イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211
			C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675
			イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237
			C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03389
			イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04371

			の額
			$G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03119
			イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03798
十一	社会福祉費	人口	算式
			$\frac{\sum_{n=18}^{令7}(B_n \times C_n)}{9{,}230\text{円} \times A}$
			算式の符号
			A　測定単位の数値
			B_n　一般財源化された社会福祉施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。
			C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038
			イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
			C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038
			イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
			C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04231
			イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05916
			C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04787
			イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06204
			C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04669
			イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06228
			C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03383
			イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04362

C_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03463 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04433
C_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03584 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04525
C_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03763 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04709
C_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.04093 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05002
C_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0330 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431
C_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432
C_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03324 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04313
$C_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03279 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04286
$C_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03189 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04335
$C_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02461 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03627
$C_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.02625 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03756
$C_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00648 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687
$C_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00956

C_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03477 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04457
C_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03604 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04557
C_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03793 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04759
C_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.043
C_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0331 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431
C_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433
C_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03330 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04320
$C_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03282 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04291
$C_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02429 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03578
$C_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02465 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03636
$C_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00460 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509
$C_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00648 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687
$C_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00956

十一　こども・子育て費	十八歳以下人口	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108 $C_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01578 イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740 算式 $\frac{\sum_{n=18}^{令7}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令7}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令7}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(J_n \times K_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(L_n \times M_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(N_n \times O_n)}{168{,}000\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04231 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05916 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04787 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
十一　こども・子育て費	十八歳以下人口	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108 算式 $\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(J_n \times K_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(L_n \times M_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(N_n \times O_n)}{165{,}000\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.06204

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04669

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.06228

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03383

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04362

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03463

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04433

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03584

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04525

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03763

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04709

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.04093

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.05002

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0330

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0431

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0432

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03324

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04313

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03279

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04286

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04335

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02461

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03627

0.06211

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.06237

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03389

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04371

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03477

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04457

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03604

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04557

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03793

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04759

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.043

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0431

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0433

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03330

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04320

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03282

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.04291

$C_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02429

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03578

$C_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02465

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03636

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00460
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509
$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00648
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687
$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00956
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108

D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556
$E_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597
$E_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$E_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$E_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02625
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03756
$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00648
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687
$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00956
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108
$C_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01578
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097
$E_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01758
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591
$E_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01875
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683
$E_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$E_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792
$E_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する

額

$G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097

$G_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01758

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591

$G_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01875

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683

$G_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$G_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$G_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

H_n　公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$I_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$I_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

J_n　こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$K_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

$K_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676

額

$G_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$G_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$G_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$G_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$G_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

H_n　公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$I_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

J_n　こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$K_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

			イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746
			L_n　子育て関連施設における環境改善事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額
			$M_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792 $M_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243
			N_n　認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型をいう。）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額
			$O_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475 $O_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746
十三　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式	$\frac{\sum_{n=18}^{令7}(B_n \times C_n)}{73{,}600\text{円} \times A}$
		算式の符号	A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
			L_n　子育て関連施設における環境改善事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額
			$M_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792
			N_n　認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型をいう。）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額
			$O_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475
十三　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式	$\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n)}{72{,}500\text{円} \times A}$
		算式の符号	A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04231 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05916
C_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04787 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06204
C_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04669 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06228
C_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04833 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06232
C_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03463 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04433
C_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03584 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04525
C_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03763 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04709
C_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.04093 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05002
C_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0330 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431
C_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432
C_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03324 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04313
$C_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03279 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04286
$C_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03189

C_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928
C_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06211
C_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04675 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06237
C_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04841 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06244
C_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03477 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04457
C_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03604 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04557
C_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.03793 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04759
C_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.034 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.043
C_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0331 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431
C_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0333 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433
C_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03330 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04320
$C_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03282 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04291
$C_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02429

	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04335	
$C_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.02461	
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03627	
$C_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.02625	
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03756	
$C_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00648	
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00687	
$C_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00956	
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01108	
$C_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.01578	
	イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01740	

十四　清掃費

人口

算式

$$\frac{B+C\times0.5+D\times0.2+E\times0.57+F\times0.2+G\times0.4+}{H\times0.7+\sum_{n=18}^{令7}(L_n\times J_n)+\sum_{n=18}^{令7}(K_n\times L_n)}\times 5{,}590\text{円}\times A$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　立替施行者が立替施行をした清掃施設の譲受代金（当該市町村が当該清掃施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該清掃施設の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成３年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債及び平成５年度から平成11年度までにおいて事業（符号Hにおける清掃施

	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03578	
$C_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.02465	
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03636	
$C_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00460	
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00509	
$C_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00648	
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00687	
$C_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00956	
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01108	

十四　清掃費

人口

算式

$$\frac{B+C\times0.5+D\times0.2+E\times0.57+F\times0.2+G\times0.4+}{H\times0.7+\sum_{n=18}^{令6}(L_n\times J_n)+\sum_{n=18}^{令6}(K_n\times L_n)}\times 5{,}330\text{円}\times A$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　立替施行者が立替施行をした清掃施設の譲受代金（当該市町村が当該清掃施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該清掃施設の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成３年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債及び平成５年度から平成11年度までにおいて事業（符号Hにおける清掃施

設の整備事業を除く。）に着手したものに係る経費に充てるため平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策費、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度臨時経済対策事業債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分して得たものをそれぞれの市町村に係る額（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

D　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債及び平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平

設の整備事業を除く。）に着手したものに係る経費に充てるため平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策費、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度臨時経済対策事業債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分して得たものをそれぞれの市町村に係る額（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

D　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債及び平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平

成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

E　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

F　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

G　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受

成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

E　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 4 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

F　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 5 年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

G　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債並びに符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受

代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

H　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち、平成 10 年度及び平成 11 年度においてごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で、一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

I_n　次の a 及び b の合算額

a　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、補正予算債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

b　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村

代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

H　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち、平成 10 年度及び平成 11 年度においてごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で、一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については、符号 C に準ずるものとする。

I_n　次の a 及び b の合算額

a　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、補正予算債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

b　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村

が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 10 年度の国庫補助制度の見直しに伴い重点化単独分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業（平成 14 年度から平成 22 年度までの各年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

J_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0051
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

J_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0030
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

J_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00337
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00471

J_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00334
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00470

J_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00320
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04045
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04198

が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 10 年度の国庫補助制度の見直しに伴い重点化単独分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業（平成 14 年度から平成 22 年度までの各年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が 100 トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が 1 億 5 千万円以上の事業に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

J_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0052
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

J_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0030
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

J_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00337
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00472

J_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00334
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00471

J_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04092
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04245

J_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04046
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04199

J_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.04015
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04148
J_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.04032
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04161
J_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.03837
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04058
J_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.04036
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04128
J_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0393
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0405
J_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0383
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0399
J_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03722
	イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03916
$J_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02749
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02989
$J_{令2}$	ア	令和２年度市場公募都市に係るもの	0.02767
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03036
$J_{令3}$	ア	令和３年度市場公募都市に係るもの	0.02859
	イ	令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03101
$J_{令4}$	ア	令和４年度市場公募都市に係るもの	0.03070
	イ	令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03245
$J_{令5}$	ア	令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00559
	イ	令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00566
$J_{令6}$	ア	令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00978

J_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.04017
	イ	平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04151
J_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.04034
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04165
J_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.03844
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04070
J_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0405
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0414
J_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0393
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0405
J_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0383
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0400
J_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03724
	イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03918
$J_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02751
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02991
$J_{令2}$	ア	令和２年度市場公募都市に係るもの	0.02771
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0304
$J_{令3}$	ア	令和３年度市場公募都市に係るもの	0.02865
	イ	令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03108
$J_{令4}$	ア	令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00424
	イ	令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00432
$J_{令5}$	ア	令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00559
	イ	令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00566
$J_{令6}$	ア	令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00978

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01026

$J_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01459
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01509

K_n　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業、清掃運搬施設等整備事業及び符号 I_n の b における清掃施設の整備事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

L_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0030
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0000

L_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0018
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0000

L_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00202
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00283

L_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00200
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00282

L_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.00192
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283

L_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02427
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02519

L_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02409
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02489

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.01026

K_n　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業、清掃運搬施設等整備事業及び符号 I_n の b における清掃施設の整備事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 C に準ずるものとする。

L_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0031
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0000

L_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0018
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0000

L_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00202
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00283

L_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.00200
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00283

L_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02455
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02547

L_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02428
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02519

L_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02491

L_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02419
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02496
L_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02302
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02435
L_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02422
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02477
L_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0236
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0243
L_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0239
L_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02233
	イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02350
$L_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01649
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01793
$L_{令2}$	ア	令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01660
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01821
$L_{令3}$	ア	令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01715
	イ	令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01860
$L_{令4}$	ア	令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01842
	イ	令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01947
$L_{令5}$	ア	令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00335
	イ	令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00339
$L_{令6}$	ア	令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00587
	イ	令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00616
$L_{令7}$	ア	令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.00875

L_{25}	ア	平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02420
	イ	平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02499
L_{26}	ア	平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02306
	イ	平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02442
L_{27}	ア	平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
	イ	平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248
L_{28}	ア	平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0236
	イ	平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0243
L_{29}	ア	平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0230
	イ	平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0240
L_{30}	ア	平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02234
	イ	平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02351
$L_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01651
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01795
$L_{令2}$	ア	令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01663
	イ	令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01824
$L_{令3}$	ア	令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01719
	イ	令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865
$L_{令4}$	ア	令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00254
	イ	令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00259
$L_{令5}$	ア	令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00335
	イ	令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00339
$L_{令6}$	ア	令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00587
	イ	令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00616

十五　農業行政費　農家数

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00905

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B\times0.35+C\times0.35+D\times0.35+E\times0.45+F\times0.45\\+G\times0.45+H\times0.30+I\times0.30+J\times0.30+K\times\\0.20+L\times0.20+M\times0.20+\sum_{n=23}^{令7}(N_n\times O_n)+\sum_{n=23}^{令7}(P_n\\\times Q_n)+\sum_{n=23}^{令7}(R_n\times S_n)+\sum_{n=23}^{令7}(T_n\times U_n)+\sum_{n=令3}^{令7}(V_n\times W_n)\\+\sum_{n=23}^{令7}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=17}^{20}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=17}^{20}(AB_n\times AC_n)+\\\sum_{n=17}^{20}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=17}^{20}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=20}^{22}(AH_n\times AI_n)\\+\sum_{n=21}^{24}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=21}^{24}(AL_n\times AM_n)+\sum_{n=21}^{24}(AN_n\times AO_n)\\+\sum_{n=21}^{24}(AP_n\times AQ_n)+\sum_{n=令元}^{令7}(AR_n\times AS_n)+\sum_{n=令元}^{令7}(AT_n\times AU_n)\\+\sum_{n=令5}^{令7}(AV_n\times AW_n)\end{array}}{103{,}000\text{ 円}\times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年４月１日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る土地改良法第 90 条第９項の規定に基づく負担金、土地改良法等の一部を改正する法律（平成３年法律第 58 号。以下「土地改良法等改正法」という。）第１条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第５項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第６項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整

十五　農業行政費　農家数

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B\times0.35+C\times0.35+D\times0.35+E\times0.45+F\times0.45\\+G\times0.45+H\times0.30+I\times0.30+J\times0.30+K\times\\0.20+L\times0.20+M\times0.20+\sum_{n=22}^{令6}(N_n\times O_n)+\sum_{n=22}^{令6}(P_n\\\times Q_n)+\sum_{n=22}^{令6}(R_n\times S_n)+\sum_{n=22}^{令6}(T_n\times U_n)+\sum_{n=令3}^{令6}(V_n\times W_n)\\+\sum_{n=22}^{令6}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=17}^{20}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=17}^{20}(AB_n\times AC_n)+\\\sum_{n=17}^{20}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=17}^{20}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=20}^{22}(AH_n\times AI_n)\\+\sum_{n=21}^{24}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=21}^{24}(AL_n\times AM_n)+\sum_{n=21}^{24}(AN_n\times AO_n)\\+\sum_{n=21}^{24}(AP_n\times AQ_n)+\sum_{n=令元}^{令6}(AR_n\times AS_n)+\sum_{n=令元}^{令6}(AT_n\times AU_n)\\+\sum_{n=令5}^{令6}(AV_n\times AW_n)\end{array}}{95{,}800\text{ 円}\times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年４月１日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る土地改良法第 90 条第９項の規定に基づく負担金、土地改良法等の一部を改正する法律（平成３年法律第 58 号。以下「土地改良法等改正法」という。）第１条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第５項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第６項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整

備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第７項及び附則第 19 条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第３項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条第２項に規定する方法により支払われるものを除く。符号Ｆ及び符号Ｉにおいて同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

Ｄ　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第 26 条第２項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第２項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

Ｅ　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年４月１日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第９項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第１条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第５項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第６項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

Ｆ　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第７項及び附則第 19 条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用

備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第７項及び附則第 19 条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第３項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条第２項に規定する方法により支払われるものを除く。符号Ｆ及び符号Ｉにおいて同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

Ｄ　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第 26 条第２項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第２項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

Ｅ　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年４月１日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第９項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第１条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第５項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第６項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

Ｆ　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第７項及び附則第 19 条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用

地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第3項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第2項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第2項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第90条第9項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第1条の規定による改正前の土地改良法第90条第5項の規定に基づく負担金及び同法第91条第6項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第27条第7項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第3項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年

地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第3項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第2項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第2項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第90条第9項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第1条の規定による改正前の土地改良法第90条第5項の規定に基づく負担金及び同法第91条第6項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第27条第7項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第3項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年

度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に

度以降であり、かつ、事業実施年度が平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に

おける市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 23 年度から令和７年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{23} ＝ 0.044

O_{24} ＝ 0.044
O_{25} ＝ 0.044
O_{26} ＝ 0.043
O_{27} ＝ 0.042
O_{28} ＝ 0.0422
O_{29} ＝ 0.0422
O_{30} ＝ 0.04180
$O_{令元}$ ＝ 0.04180
$O_{令2}$ ＝ 0.04219
$O_{令3}$ ＝ 0.04259
$O_{令4}$ ＝ 0.04352
$O_{令5}$ ＝ 0.00450

$O_{令6}$ ＝ 0.00750
$O_{令7}$ ＝ 0.01189

P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令

おける市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{22} ＝ 0.045
O_{23} ＝ 0.044

O_{24} ＝ 0.044
O_{25} ＝ 0.044
O_{26} ＝ 0.043
O_{27} ＝ 0.042
O_{28} ＝ 0.0422
O_{29} ＝ 0.0422
O_{30} ＝ 0.04180
$O_{令元}$ ＝ 0.04180
$O_{令2}$ ＝ 0.04219
$O_{令3}$ ＝ 0.04259
$O_{令4}$ ＝ 0.00350
$O_{令5}$ ＝ 0.00450

$O_{令6}$ ＝ 0.00750

P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令

和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 23 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和７年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{23} ＝ 0.027

Q_{24} ＝ 0.026

Q_{25} ＝ 0.026

Q_{26} ＝ 0.025

Q_{27} ＝ 0.024

Q_{28} ＝ 0.0241

Q_{29} ＝ 0.0241

Q_{30} ＝ 0.02364

$Q_{令元}$＝ 0.02337

$Q_{令2}$＝ 0.02377

$Q_{令3}$＝ 0.02443

$Q_{令4}$＝ 0.02565

$Q_{令5}$＝ 0.00700

$Q_{令6}$＝ 0.00975

$Q_{令7}$＝ 0.01475

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方

和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 22 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和６年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{22} ＝ 0.045

Q_{23} ＝ 0.027

Q_{24} ＝ 0.026

Q_{25} ＝ 0.026

Q_{26} ＝ 0.025

Q_{27} ＝ 0.024

Q_{28} ＝ 0.0241

Q_{29} ＝ 0.0241

Q_{30} ＝ 0.02364

$Q_{令元}$＝ 0.02337

$Q_{令2}$＝ 0.02377

$Q_{令3}$＝ 0.02443

$Q_{令4}$＝ 0.00550

$Q_{令5}$＝ 0.00700

$Q_{令6}$＝ 0.00975

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方

財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成23年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成23年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成23年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

S_{23}＝0.044

S_{24}＝0.044

S_{25}＝0.044

S_{26}＝0.043

S_{27}＝0.042

S_{28}＝0.0422

S_{29}＝0.0422

S_{30}＝0.04180

$S_{令元}$＝0.04180

$S_{令2}$＝0.04219

$S_{令3}$＝0.04259

$S_{令4}$＝0.04352

$S_{令5}$＝0.00450

$S_{令6}$＝0.00750

$S_{令7}$＝0.01189

T_n　n年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の２第１項第１号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らし

財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成22年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

S_{22}＝0.045

S_{23}＝0.044

S_{24}＝0.044

S_{25}＝0.044

S_{26}＝0.043

S_{27}＝0.042

S_{28}＝0.0422

S_{29}＝0.0422

S_{30}＝0.04180

$S_{令元}$＝0.04180

$S_{令2}$＝0.04219

$S_{令3}$＝0.04259

$S_{令4}$＝0.00350

$S_{令5}$＝0.00450

$S_{令6}$＝0.00750

T_n　n年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の２第１項第１号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らし

て同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

U_{23} ＝ 0.027

U_{24} ＝ 0.026
U_{25} ＝ 0.026
U_{26} ＝ 0.025
U_{27} ＝ 0.024
U_{28} ＝ 0.0241
U_{29} ＝ 0.0241
U_{30} ＝ 0.02364
$U_{令元}$ ＝ 0.02337
$U_{令2}$ ＝ 0.02377
$U_{令3}$ ＝ 0.02443
$U_{令4}$ ＝ 0.02565
$U_{令5}$ ＝ 0.00700

$U_{令6}$ ＝ 0.00975
$U_{令7}$ ＝ 0.01475

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和７年度までの各年度におい

て同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

U_{22} ＝ 0.045
U_{23} ＝ 0.027

U_{24} ＝ 0.026
U_{25} ＝ 0.026
U_{26} ＝ 0.025
U_{27} ＝ 0.024
U_{28} ＝ 0.0241
U_{29} ＝ 0.0241
U_{30} ＝ 0.02364
$U_{令元}$ ＝ 0.02337
$U_{令2}$ ＝ 0.02377
$U_{令3}$ ＝ 0.02443
$U_{令4}$ ＝ 0.00550
$U_{令5}$ ＝ 0.00700

$U_{令6}$ ＝ 0.00975

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和６年度までの各年度におい

て発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$＝0.02443

$W_{令4}$＝0.00550

$W_{令5}$＝0.00700

$W_{令6}$＝0.00975

$W_{令7}$＝0.01475

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における市町村の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における市町村の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 23 年度から令和７年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{23}＝0.044

Y_{24}＝0.044

Y_{25}＝0.044

Y_{26}＝0.043

て発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$＝0.02443

$W_{令4}$＝0.00550

$W_{令5}$＝0.00700

$W_{令6}$＝0.00975

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における市町村の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における市町村の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{22}＝0.045

Y_{23}＝0.044

Y_{24}＝0.044

Y_{25}＝0.044

Y_{26}＝0.043

Y_{27} ＝ 0.042
Y_{28} ＝ 0.0422
Y_{29} ＝ 0.0422
Y_{30} ＝ 0.04180
$Y_{令元}$ ＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.04259
$Y_{令4}$ ＝ 0.04352
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450
$Y_{令6}$ ＝ 0.00750
$Y_{令7}$ ＝ 0.01189

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01343
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01269
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Y_{27} ＝ 0.042
Y_{28} ＝ 0.0422
Y_{29} ＝ 0.0422
Y_{30} ＝ 0.04180
$Y_{令元}$ ＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.04259
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450
$Y_{令6}$ ＝ 0.00750

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

△

○

AC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02239
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AC_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02116
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02958

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01343
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01269
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について

○

AC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AC_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について

同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AG_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02116

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02958

AH_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従事者数がない団体のみ適用する。）

AI_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01269

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775

AI_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

AI_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01401

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

AJ_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発

同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AG_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02121

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

AH_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従事者数がない団体のみ適用する。）

AI_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01272

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

AI_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

AI_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

AJ_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発

行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

AK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01401

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

AK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01450

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01870

AK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01484

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01900

AL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02394

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102

AM_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02335

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03114

AM_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02417

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03116

AM_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02474

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03167

AN_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度から平成24年

行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

AK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

AK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01452

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

AK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01490

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

AL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

AM_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

AM_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

AM_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

AN_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度から平成24年

度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AO_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

AO_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01401

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

AO_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01450

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01870

AO_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01484

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01900

AP_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AQ_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02394

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102

AQ_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02335

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03114

AQ_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02417

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03116

AQ_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02474

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03167

AR_n　n年度において発行について同意又は許可を得た一般

度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AO_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

AO_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

AO_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01452

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

AO_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01490

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

AP_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AQ_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

AQ_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

AQ_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

AQ_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

AR_n　n年度において発行について同意又は許可を得た一般

補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農地耕作条件改善事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

AS令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01041
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01361

AS令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01012
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01376

AS令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00781
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01151

AS令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00833
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01192

AS令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00206
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

AS令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00304
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00352

AS令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00501
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00552

AT_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

AU令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01041
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01361

AU令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01012
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01376

AU令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00781

補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農地耕作条件改善事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

AS令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01042
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01362

AS令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00771
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01136

AS令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00783
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01154

AS令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00146
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00162

AS令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00206
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

AS令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00304
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00352

AT_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

AU令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01042
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01362

AU令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00771
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01136

AU令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00783

			イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01154
			AU 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00146
			イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00162
			AU 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00206
			イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
			AU 令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00304
			イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00352
			AV_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち畑作等促進整備事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額
			AW 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00206
			イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
			AW 令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00304
			イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00352
十六　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式	$\frac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{541{,}000\text{円} \times A}$
		算式の符号	
		A　測定単位の数値	

			イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01151
			AU 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00833
			イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01192
			AU 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00206
			イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
			AU 令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00304
			イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00352
			AU 令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.00501
			イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00552
			AV_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち畑作等促進整備事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額
			AW 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00206
			イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
			AW 令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00304
			イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00352
			AW 令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.00501
			イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00552
十六　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式	$\frac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{541{,}000\text{円} \times A}$
		算式の符号	
		A　測定単位の数値	

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01343

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01269

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02116

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02958

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01269

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01401

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

I_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

I_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01401

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

I_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01450

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01870

I_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01484

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01900

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当

0.02964

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

I_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

I_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01872

I_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01452

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

I_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01490

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当

の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

K_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03122

K_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03184

十七　地域振興費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) \times 0.012 + \sum_{n=22}^{令6}(D_n \times E_n) \times 0.012 + F_{21} \times G_{21}}{+\sum_{n=17}^{令6}(H_n \times I_n) \times 0.020 + \sum_{n=17}^{19}(J_n \times K_n) \times 0.012 \times \frac{\alpha}{0.30}}$$

$$\frac{+\sum_{n=17}^{19}(L_n \times M_n) \times 0.039 + \sum_{n=22}^{22}(N_n \times O_n) \times 0.00011 \times 0.75}{1{,}960\text{ 円} \times A}$$

$$\frac{+\sum_{n=22}^{22}(P_n \times Q_n) \times 0.00007 \times 0.50 + \sum_{n=22}^{22}(P'_n \times Q'_n) \times}{0.00008 \times 0.50 + \sum_{n=17}^{令6}(R_n \times S_n) \times 0.012 + \sum_{n=17}^{22}(T_n \times U_n) \times}$$

$$\frac{0.012 + \sum_{n=17}^{令6}(V_n \times W_n) \times 0.020 + \sum_{n=18}^{令6}(X_n \times Y_n) +}{\sum_{n=18}^{令6}(Z_n \times AA_n)} - 0.011 \times AB$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（平成 17 年度から令和 6 年度までの各年度に

の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02394

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02335

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03114

K_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02417

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03116

K_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02474

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03167

十七　地域振興費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令7}(B_n \times C_n) \times 0.01343 + \sum_{n=22}^{令7}(D_n \times E_n) \times 0.01343 + F_{21}}{\times G_{21} + \sum_{n=17}^{令7}(H_n \times I_n) \times 0.02239 + \sum_{n=17}^{19}(J_n \times K_n) \times 0.01343}$$

$$\frac{\times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=17}^{19}(L_n \times M_n) \times 0.04478 + \sum_{n=17}^{令6}(N_n \times O_n)}{2{,}000\text{ 円} \times A_2}$$

$$\frac{\times 0.01343 + \sum_{n=17}^{22}(P_n \times Q_n) \times 0.01343 + \sum_{n=17}^{令7}(R_n \times S_n)}{\times 0.02239 + \sum_{n=18}^{令7}(T_n \times U_n) + \sum_{n=18}^{令7}(V_n \times W_n) + (X_{令7} \times Y_{令7})}$$

$$\frac{\times 0.01343}{} - 0.010 \times Z$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（平成 17 年度から令和 7 年度までの各年度に

おいて財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの、平成 19 年度補正予算債及び平成 22 年度補正予算債、平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち定住自立圏推進事業に係るもの並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{17} ＝ 1.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.849

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.849

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.94484

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.32113

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.06900

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.38544

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.04265

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.39080

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　1.07928

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.39169

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　1.10473

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.41425

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　1.14337

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.44350

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　1.20054

おいて財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの、平成 19 年度補正予算債及び平成 22 年度補正予算債、平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち定住自立圏推進事業に係るもの並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{17} ＝ 1.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.974

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.974

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　1.08744

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.52000

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.22846

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59256

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.19872

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59923

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　1.24128

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.60103

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　1.27359

　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.63256

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　1.32000

　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.66923

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　1.38949

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.50223

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　1.30572

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.59558

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　1.0540

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.3734

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　1.0607

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.3778

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.06052

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.37606

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.04600

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.36735

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　1.01742

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.38298

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.78517

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.15699

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.83743

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.19830

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.20657

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.21907

$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.30505

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.35351

$C_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.50335

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.55494

D_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.74308

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　1.256

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.590

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　1.2128

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.5795

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　1.2205

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.5846

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.21974

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.58256

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.20205

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.57179

$C_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.88974

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.31051

$C_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.90308

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.33179

$C_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.16846

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.18641

$C_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.23718

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.25154

$C_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.35026

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.40590

D_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性

化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.04265
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.39080

E_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.07928
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.39169

E_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　1.10473
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.41425

E_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.14337
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.44350

E_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　1.20054
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.50223

E_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　1.30572
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59558

E_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.0540
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.3734

E_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　1.0607
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.3778

E_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.06052
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.37606

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.04600
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.36735

$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　1.01742
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.38298

$E_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.78517
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.19872
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59923

E_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.24128
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.60103

E_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　1.27359
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.63256

E_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.32000
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.66923

E_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　1.38949
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.74308

E_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　1.256
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.590

E_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.2128
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5795

E_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　1.2205
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5846

E_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.21974
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.58256

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.20205
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.57179

$E_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.88974
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.31051

$E_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.90308
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

1.15699

$E_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.83743

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.19830

$E_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.20657

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.21907

$E_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.30505

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.35351

$E_{令7}$ ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.50335

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.55494

F_{21}　平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び同年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号B_nに準ずることとする。

G_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01675

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02171

H_n　n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成17年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成22年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

I_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.849

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

1.33179

$E_{令4}$ ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.16846

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.18641

$E_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.23718

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.25154

$E_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.35026

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.40590

F_{21}　平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び同年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号B_nに準ずることとする。

G_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01677

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02174

H_n　n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成17年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成22年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

I_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.974

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

I_{19}	ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.849
	イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
I_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.94484
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.32113
I_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	1.06900
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.38544
I_{22}	ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	1.04265
	イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.39080
I_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	1.07928
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.39169
I_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	1.10473
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.41425
I_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	1.14337
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.44350
I_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	1.20054
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.50223
I_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	1.30572
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.59558
I_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	1.0540
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.3734
I_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	1.0607
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.3778
I_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	1.06052
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.37606
$I_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	1.04600

I_{19}	ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.974
	イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
I_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	1.08744
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.52000
I_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	1.22846
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.59256
I_{22}	ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	1.19872
	イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.59923
I_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	1.24128
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.60103
I_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	1.27359
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.63256
I_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	1.32000
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.66923
I_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	1.38949
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.74308
I_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	1.256
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.590
I_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	1.2128
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.5795
I_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	1.2205
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.5846
I_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	1.21974
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.58256
$I_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	1.20205

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.36735

$I_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　1.01742

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.38298

$I_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.78517

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.15699

$I_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.83743

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.19830

$I_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.20657

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.21907

$I_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.30505

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.35351

$I_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.50335

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.55494

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

K_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.849

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.849

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.57179

$I_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.88974

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.31051

$I_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.90308

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.33179

$I_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.16846

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.18641

$I_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.23718

0.25154

$I_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.35026

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.40590

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

K_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.974

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.974

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政

収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。以下この号において同じ。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が 0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.849
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.849
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。以下この号において同じ。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が 0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.974
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.974
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.00000
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

1.00000

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市に係るもの

Q_{22} ＝ 1.00000

P'_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

Q'_{22} ＝ 1.00000

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

S_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

S_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.974
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

S_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.974
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

S_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　1.08744
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.52000

S_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.22846
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59256

S_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.19872
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59923

S_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　1.24128
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.60103

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

O_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

O_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.849
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

O_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.849
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

O_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.94484
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.32113

O_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.06900
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.38544

O_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.04265
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.39080

O_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　1.07928
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.39169

O_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　1.10473
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.41425
O_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　1.14337
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.44350
O_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　1.20054
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.50223
O_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　1.30572
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59558
O_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　1.0540
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.3734
O_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　1.0607
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.3778
O_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.06052
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.37606
$O_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.04600
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.36735
$O_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　1.01742
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.38298
$O_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.78517
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.15699
$O_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.83743
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.19830
$O_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.20657
　　イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.21907
$O_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.30505

S_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　1.27359
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.63256
S_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　1.32000
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.66923
S_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　1.38949
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.74308
S_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　1.256
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.590
S_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　1.2128
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5795
S_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　1.2205
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5846
S_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.21974
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.58256
$S_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.20205
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.57179
$S_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.88974
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.31051
$S_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.90308
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.33179
$S_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.16846
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.18641
$S_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.23718
　　イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.25154
$S_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.3502

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.35351

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

Q_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.849
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

Q_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.849
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.94484
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.32113

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.06900
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.38544

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.04265
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.39080

R_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

S_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

S_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.849
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.4059

T_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

U_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

U_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.974
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

U_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.974
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

U_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　1.08744
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.52000

U_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.22846
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.59256

U_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.19872
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
1.59923

V_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

W_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　1.000
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

W_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.974
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.000

S_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.849
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
S_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.94484
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.32113
S_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.06900
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.38544
S_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.04265
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.39080
S_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　1.07928
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.39169
S_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　1.10473
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.41425
S_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　1.14337
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.44350
S_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　1.20054
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.50223
S_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　1.30572
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59558
S_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　1.0540
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.3734
S_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　1.0607
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.3778
S_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.06052
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.37606
$S_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.04600

W_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.974
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
W_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　1.08744
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.52000
W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　1.22846
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59256
W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　1.19872
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.59923
W_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　1.24128
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.60103
W_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　1.27359
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.63256
W_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　1.32000
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.66923
W_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　1.38949
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.74308
W_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　1.256
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.590
W_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　1.2128
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5795
W_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　1.2205
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5846
W_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.21974
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.58256
$W_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.20205

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.36735

$S_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　1.01742

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.38298

$S_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.78517

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.15699

$S_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.83743

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.19830

$S_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.20657

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.21907

$S_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.30505

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.35351

$S_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.50335

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.55494

T_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

U_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.018

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

U_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01692

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02366

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.57179

$W_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.88974

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.31051

$W_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.90308

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.33179

$W_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.16846

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.18641

$W_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.23718

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.25154

$W_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.35026

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.40590

X_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.018

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01696

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02371

U_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01915 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02482
U_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01868 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02491
U_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01933 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02493
U_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01979 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02533
U_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02048 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02586
U_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02150 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02691
U_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02339 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02858
U_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0189 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0246
U_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0190 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247
U_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01900 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02465
$U_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01874 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02449
$U_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01822 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02477
$U_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01406

Y_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01916 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02484
Y_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01870 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02495
Y_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01936 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02498
Y_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01987 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02547
Y_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02059 イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02604
Y_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02168 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02719
Y_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025
Y_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0189 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0246
Y_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0190 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0247
Y_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01903 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02469
$Y_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01875 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02452
$Y_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01388 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02044
$Y_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01409

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02078

$Y_{令4}$ ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00263

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00291

$Y_{令5}$ ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00370

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00392

$Y_{令6}$ ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00546

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00633

Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

AA_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

AA_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02072

$U_{令4}$ ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01500

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02146

$U_{令5}$ ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00370

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00392

$U_{令6}$ ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00546

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00633

$U_{令7}$ ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.00902

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00994

V_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

W_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.023

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02116

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02958

W_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02394

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102

W_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02335

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03114

W_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02417
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03116
W_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02474
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03167
W_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.02560
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03232
W_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.02688
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03364
W_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.02924
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03573
W_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0236
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0308
W_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0238
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0309
W_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02375
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03081
$W_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02342
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03062
$W_{令2}$	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.02278
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03097
$W_{令3}$	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.01758
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02591
$W_{令4}$	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.01875
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02683
$W_{令5}$	ア	令和5年度市場公募都市に係るもの	0.00463

AA_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02421
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03122
AA_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02484
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03184
AA_{25}	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.02574
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03255
AA_{26}	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.02710
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03399
AA_{27}	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.024
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031
AA_{28}	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0237
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0308
AA_{29}	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0238
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0309
AA_{30}	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02379
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03086
$AA_{令元}$	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02344
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03065
$AA_{令2}$	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.01735
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02556
$AA_{令3}$	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.01761
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02597
$AA_{令4}$	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00329
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364
$AA_{令5}$	ア	令和5年度市場公募都市に係るもの	0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$W_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$W_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

$X_{令7}$　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た半島振興防災道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号B_nに準ずるものとする。

$Y_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.50335

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.55494

Z　段階補正Ⅰ係数

算式Ⅱ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令7}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令7}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{令7}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令7}(H_n \times I_n) + \sum_{n=17}^{17}(J_n \times K_n) + \sum_{n=17}^{25}(L_n \times M_n) + \sum_{n=17}^{21}(N_n \times O_n) + P \times 0.5 + Q \times 0.267 + R \times 0.267 + S \times 0.267 + \sum_{n=23}^{令7}(T_n \times U_n) + \sum_{n=18}^{22}(V_n \times W_n) + \sum_{n=17}^{22}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=19}^{24}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=21}^{23}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{23}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=24}^{令7}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=24}^{令7}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令7}(AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=26}^{令7}(AL_n \times AM_n)}{2{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=27}^{28}(AN_n \times AO_n) + AP_{28} \times AQ_{28} + AR \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令7}(AS_n \times AT_n) + AU_{29} \times AV_{29} + \sum_{n=30}^{令7}(AW_n \times AX_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令7}(AY_n \times AZ_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=30}^{令7}(BA_n \times BB_n) + \sum_{n=29}^{令6}(BC_n \times BD_n) + \sum^{令7}(BE_n \times BF_n) + \sum^{令7}(BG_n \times BH_n) + \sum^{令7}(BI_n \times$$

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$AA_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

AB　段階補正Ⅰ係数

算式Ⅱ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令6}(H_n \times I_n) + \sum_{n=17}^{17}(J_n \times K_n) + \sum_{n=17}^{令4}(L_n \times M_n) + \sum_{n=17}^{21}(N_n \times O_n) + P \times 0.5 + Q \times 0.267 + R \times 0.267 + S \times 0.267 + \sum_{n=21}^{令6}(T_n \times U_n) + \sum_{n=18}^{22}(V_n \times W_n) + \sum_{n=17}^{22}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=19}^{24}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=21}^{23}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{23}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=24}^{令6}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=24}^{令6}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令6}(AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=26}^{令6}(AL_n \times AM_n)}{1{,}960\text{円} \times A} + \sum_{n=27}^{28}(AN_n \times AO_n) + AP_{28} \times AQ_{28} + AR \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令6}(AS_n \times AT_n) + AU_{29} \times AV_{29} + \sum_{n=30}^{令6}(AW_n \times AX_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令6}(AY_n \times AZ_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=30}^{令6}(BA_n \times BB_n) + \sum_{n=29}^{令6}(BC_n \times BD_n) + \sum^{令6}(BE_n \times BF_n) + \sum^{令6}(BG_n \times BH_n) + \sum^{令6}(BI_n \times$$

$$\sum_{n=29}^{} BJ_n) + \sum_{n=30}^{令7} (BK_n \times BL_n) + \sum_{n=令元}^{令6} (BM_n \times BN_n) + \sum_{n=令元}^{令7} (BO_n \times BP_n) + \sum_{n=令元}^{令7} (BQ_n \times BR_n) + \sum_{n=令元}^{令7} (BS_n \times BT_n) + \sum_{n=令3}^{令7} (BU_n \times BV_n) + \sum_{n=令4}^{令7} (BW_n \times BX_n) + BY_{令4} \times BZ_{令4} \times \frac{\gamma}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令7} (CA_n \times CB_n) + \sum_{n=令5}^{令7} (CA'_n \times CB'_n) \times \frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令7} (CA''_n \times CB''_n) + \sum_{n=令5}^{令7} (CA'''_n \times CB'''_n) + \sum_{n=令5}^{令7} (CC_n \times CD_n) + \sum_{n=令5}^{令7} (CC'_n \times CD'_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令7} (CC''_n \times CD''_n) + \sum_{n=令6}^{令7} (CE_n \times CF_n) + \sum_{n=令7}^{令7} (CG_n \times CH_n) + \sum_{n=令7}^{令7} (CI_n \times CJ_n) + \sum_{n=令7}^{令7} (CK_n \times CL_n) + \sum_{n=令7}^{令7} (CM_n \times CN_n) + \sum_{n=令7}^{令7} (CO_n \times CP_n) + \sum_{n=令7}^{令7} (CQ_n \times CR_n)$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01343

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

$$\sum_{n=29}^{} BJ_n) + \sum_{n=30}^{令6} (BK_n \times BL_n) + \sum_{n=令元}^{令6} (BM_n \times BN_n) + \sum_{n=令元}^{令6} (BO_n \times BP_n) + \sum_{n=令元}^{令6} (BQ_n \times BR_n) + \sum_{n=令元}^{令6} (BS_n \times BT_n) + \sum_{n=令3}^{令6} (BU_n \times BV_n) + \sum_{n=令4}^{令6} (BW_n \times BX_n) + BY_{令4} \times BZ_{令4} \quad \frac{\gamma}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6} (CA_n \times CB_n) + \sum_{n=令5}^{令6} (CA'_n \times CB'_n) \times \frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6} (CA''_n \times CB''_n) + \sum_{n=令5}^{令6} (CA'''_n \times CB'''_n) + \sum_{n=令5}^{令6} (CC_n \times CD_n) + \Sigma\ (CC'_n \times CD'_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6} (CC''_n \times CD''_n) + \sum_{n=令6}^{令6} (CE_n \times CF_n)$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01269

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01436

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01401

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01450

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01870

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01484

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01900

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01536

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01939

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01613

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02018

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.01754

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02144

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01425

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01849

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01837

0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01788

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01452

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01490

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01544

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01953

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.01626

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02039

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

C_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

C_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01427

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

$C_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01367 イ　令和　２　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01858
$C_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01055 イ　令和　３　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01554
$C_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01125 イ　令和　４　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01610
$C_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
$C_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475
$C_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746
D_n	防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものに限る。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。
E_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.02239 イ　平成　17　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成　18　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成　19　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02116 イ　平成　20　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02958
E_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02394

$C_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041 イ　令和　２　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533
$C_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057 イ　令和　３　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558
$C_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197 イ　令和　４　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
$C_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
$C_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475
D_n	防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものに限る。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。
E_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成　17　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成　18　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成　19　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
E_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02121 イ　平成　20　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964
E_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03102

E_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02335
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03114

E_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02417
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03116

E_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02474
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03167

E_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02560
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03232

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02688
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03364

E_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02924
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03573

E_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0236
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0308

E_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0309

E_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02375
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03081

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03062

$E_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03097

$E_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01758
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03106

E_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03119

E_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02421
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03122

E_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02484
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03184

E_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02574
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03255

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02710
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03399

E_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.031

E_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0308

E_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0309

E_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02379
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03086

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.03065

$E_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01735
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.02556

$E_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01761
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02591

$E_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01875

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683

$E_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$E_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$E_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度から令和７年度までの各年度においてIs 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02116

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02958

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02394

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02335

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02597

$E_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$E_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$E_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度から令和６年度までの各年度においてIs 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02121

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02964

G_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

G_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03114

G_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02417

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03116

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02474

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03167

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02560

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03232

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02688

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03364

G_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02924

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03573

G_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0236

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0308

G_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0309

G_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02375

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03081

$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03062

$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03097

$G_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01758

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02591

$G_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01875

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02683

0.03119

G_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02421

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03122

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02484

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03184

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02574

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03255

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02710

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03399

G_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.031

G_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0308

G_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0309

G_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03086

$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.03065

$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02556

$G_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02597

$G_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.00364

$G_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491
$G_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00792
$G_{令7}$ ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.01127
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01243

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち、I_S 値が0.3未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため、n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

I_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03207
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04157
I_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03128
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04173
I_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03238
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04175
I_{24} ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03314
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04243
I_{25} ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03430
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04331
I_{26} ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.03602
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04507
I_{27} ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.03917
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04787

$G_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491
$G_{令6}$ ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00792

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち、I_S 値が0.3未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため、n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

I_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03210
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04161
I_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03132
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04179
I_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03243
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04183
I_{24} ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03328
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04266
I_{25} ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03449
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04362
I_{26} ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.03631
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04555
I_{27} ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.033
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.042

I_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0316
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0412
I_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0318
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0413
I_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03182
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04129
$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04102
$I_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03053
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04149
$I_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02356
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03471
$I_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.02513
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03595
$I_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00620
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00657
$I_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00915
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01061
$I_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01510
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01665

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02239

I_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0317
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0413
I_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0319
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0414
I_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03187
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04135
$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04107
$I_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02325
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03424
$I_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02360
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03480
$I_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00440
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00487
$I_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00620
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00657
$I_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00915
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01061

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

L_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{17} ＝ 0.000
M_{18} ＝ 0.000
M_{19} ＝ 0.000
M_{20} ＝ 0.05324
M_{21} ＝ 0.05584
M_{22} ＝ 0.05605
M_{23} ＝ 0.05609
M_{24} ＝ 0.05700
M_{25} ＝ 0.05818

N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

O_{17} ＝ 0.000
O_{18} ＝ 0.000
O_{19} ＝ 0.000
O_{20} ＝ 0.05324
O_{21} ＝ 0.05584

P　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

L_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{17} ＝ 0.000
M_{18} ＝ 0.000
M_{19} ＝ 0.000
M_{20} ＝ 0.05335
M_{21} ＝ 0.05590
M_{22} ＝ 0.05613
M_{23} ＝ 0.05620
M_{24} ＝ 0.05730
M_{25} ＝ 0.05859
M_{26} ＝ 0.05854
M_{27} ＝ 0.056
M_{28} ＝ 0.0554
M_{29} ＝ 0.0556
M_{30} ＝ 0.05555
$M_{令元}$ ＝ 0.05517
$M_{令2}$ ＝ 0.04600
$M_{令3}$ ＝ 0.04675
$M_{令4}$ ＝ 0.00654

N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

O_{17} ＝ 0.000
O_{18} ＝ 0.000
O_{19} ＝ 0.000
O_{20} ＝ 0.05335
O_{21} ＝ 0.05590

P　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業

債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

Q　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

R　国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超

債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

Q　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

R　国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超

える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

S　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度から昭和 59 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

T_n　PFI 事業者が整備して n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額）として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

S　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度から昭和 59 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

T_n　PFI 事業者が整備して n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額）として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

U_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347

U_{22}　ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428

イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571

エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係

	るもの　0.07142
U23	ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410 イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115 ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525 エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961
U24	ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01406 イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02109 ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03515 エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04921
U25	ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01416 イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03540
U26	ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029 イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035 ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049 エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055
U27	ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.048 イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055
U28	ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.0135

U23	ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410 イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115 ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525 エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961
U24	ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01406 イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02109 ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03515 エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04921
U25	ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01416 イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03540
U26	ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029 イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035 ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049 エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055
U27	ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.048 イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055
U28	ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.0135

イ　神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

U29　ア　愛知県岡崎市、西尾市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0135

イ　神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び福岡県粕屋町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

U30　ア　静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01354

イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.03385

U 令元　ア　北海道帯広市、神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町及び御嵩町に対して総務大臣が通知した額に係るものに係るもの　0.01347

イ　茨城県神栖市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03367

U 令2　ア　埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01354

イ　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02031

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02491

エ　静岡県沼津市及び山口県周南市に対して総務大臣が通知した額に係るもの、愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03386

オ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.04740

イ　神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

U29　ア　愛知県岡崎市、西尾市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0135

イ　神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び福岡県粕屋町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

U30　ア　静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01354

イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.03385

U 令元　ア　北海道帯広市、神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町及び御嵩町に対して総務大臣が通知した額に係るものに係るもの　0.01347

イ　茨城県神栖市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03367

U 令2　ア　埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01354

イ　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02031

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02491

エ　静岡県沼津市及び山口県周南市に対して総務大臣が通知した額に係るもの、愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03386

オ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.04740

カ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02505

U令3ア　埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富山県富山市並びに愛知県豊橋市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01360

イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03401

ウ　高知県中土佐町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04761

U令4ア　埼玉県さいたま市、千葉県木更津市、愛知県名古屋市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01405

イ　山形県山形市及び千葉県鴨川市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02107

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02599

エ　神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03512

オ　愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

U令5ア　神奈川県横浜市及び鳥取県鳥取市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01431

イ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02647

ウ　栃木県栃木市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02862

エ　神奈川県川崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03390

U令6ア　宮城県仙台市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.00621

イ　神奈川県横浜市及び三浦市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01492

ウ　静岡県沼津市に対して総務大臣が通知した額に係る

カ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02505

U令3ア　埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富山県富山市並びに愛知県豊橋市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01360

イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03401

ウ　高知県中土佐町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04761

U令4ア　埼玉県さいたま市、千葉県木更津市、愛知県名古屋市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01405

イ　山形県山形市及び千葉県鴨川市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02107

ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02599

エ　神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03512

オ　愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

U令5ア　神奈川県横浜市及び鳥取県鳥取市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01431

イ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02647

ウ　栃木県栃木市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02862

エ　神奈川県川崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03390

U令6ア　宮城県仙台市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.00621

イ　神奈川県横浜市及び三浦市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01492

ウ　静岡県沼津市に対して総務大臣が通知した額に係る

もの　0.02238
エ　栃木県小山市及び静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02760
オ　静岡県沼津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02984
カ　山梨県山梨市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03693
キ　石川県かほく市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03730

$U_{令7}$　ア　宮城県仙台市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.00662
イ　福島県郡山市、愛知県江南市、山口県周南市、光市及び下松市に対して総務大臣が通知した額に係るもののもの　0.01590
ウ　石川県金沢市、白山市及び静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02385
エ　北海道苫小牧市、石川県かほく市、香川県観音寺市及び熊本県熊本市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03975
オ　千葉県印西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.05565
カ　愛知県南知多町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.06360

V_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき指定都市及び保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02116
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

もの　0.02238
エ　栃木県小山市及び静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02760
オ　静岡県沼津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02984
カ　山梨県山梨市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03693
キ　石川県かほく市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03730

V_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき指定都市及び保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02121
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02964

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02396

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03106

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02338

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03119

X_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01696

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02371

Y_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01916

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02484

Y_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01870

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02495

Z_n　広域化対象市町村等（地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行つた広域化対象市町村（消防組織法第 33 条第 2 項第 3 号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行つた広域化対象市町村又は地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村をい

0.02958

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02394

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02335

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03114

X_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01791

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00000

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01692

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02366

Y_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01915

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02482

Y_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01868

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02491

Z_n　広域化対象市町村等（地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行つた広域化対象市町村（消防組織法第 33 条第 2 項第 3 号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行つた広域化対象市町村又は地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村をい

う。）が広域消防運営計画（消防組織法第 34 条第 1 項の広域消防運営計画をいう。）を達成するために行う事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01269
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775

AA_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01436
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

AA_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01401
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

AA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01450
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01870

AA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01484
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01900

AB_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

AC_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01436
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

AC_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01401
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01868

う。）が広域消防運営計画（消防組織法第 34 条第 1 項の広域消防運営計画をいう。）を達成するために行う事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01272
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01778

AA_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

AA_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

AA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01452
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

AA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01490
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01910

AB_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

AC_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01437
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01863

AC_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01403
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

AC_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01450
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01870

AD_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号B_nに準ずるものとする。

AE_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01476
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01721

AE_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01434
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01708

AE_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01440
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01686

AF_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03463
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04433

AG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03584
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04525

AG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03763
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04709

AG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.04093
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05002

AG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0330
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431

AC_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01452
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

AD_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号B_nに準ずるものとする。

AE_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

AE_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

AE_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

AF_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.03477
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04457

AG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.03604
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04557

AG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.03793
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04759

AG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.034
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.043

AG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0331
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431

AG_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0333
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0432
AG_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03324
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04313
$AG_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03279
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04286
$AG_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.03189
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04335
$AG_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.02461
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03627
$AG_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.02625
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03756
$AG_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00648
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687
$AG_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00956
イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108
$AG_{令7}$　ア　令和7年度市場公募都市に係るもの　0.01578
イ　令和7年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

AH_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{24} ＝ 0.03167
AI_{25} ＝ 0.03232
AI_{26} ＝ 0.03364
AI_{27} ＝ 0.03573
AI_{28} ＝ 0.0308
AI_{29} ＝ 0.0309

AG_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0333
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433
AG_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03330
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04320
$AG_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03282
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04291
$AG_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02429
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03578
$AG_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.02465
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03636
$AG_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00460
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00509
$AG_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.00648
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00687
$AG_{令6}$　ア　令和6年度市場公募都市に係るもの　0.00956
イ　令和6年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108

AH_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{24} ＝ 0.03184
AI_{25} ＝ 0.03255
AI_{26} ＝ 0.03320
AI_{27} ＝ 0.031
AI_{28} ＝ 0.0308
AI_{29} ＝ 0.0309

AI_{30} ＝ 0.03081
$AI_{令元}$＝ 0.03062
$AI_{令2}$＝ 0.03097
$AI_{令3}$＝ 0.02591
$AI_{令4}$＝ 0.02683
$AI_{令5}$＝ 0.00491
$AI_{令6}$＝ 0.00792
$AI_{令7}$＝ 0.01243

AJ_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{26} ＝ 0.03364
AK_{27} ＝ 0.03573
AK_{28} ＝ 0.0308
AK_{29} ＝ 0.0309
AK_{30} ＝ 0.03081
$AK_{令元}$＝ 0.03062
$AK_{令2}$＝ 0.03097
$AK_{令3}$＝ 0.02591
$AK_{令4}$＝ 0.02683
$AK_{令5}$＝ 0.00491
$AK_{令6}$＝ 0.00792
$AK_{令7}$＝ 0.01243

AL_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02712
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03264
AM_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02879
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03406
AM_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0301

AI_{30} ＝ 0.03086
$AI_{令元}$＝ 0.03065
$AI_{令2}$＝ 0.02556
$AI_{令3}$＝ 0.02597
$AI_{令4}$＝ 0.00364
$AI_{令5}$＝ 0.00491
$AI_{令6}$＝ 0.00792

AJ_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{26} ＝ 0.03399
AK_{27} ＝ 0.031
AK_{28} ＝ 0.0308
AK_{29} ＝ 0.0309
AK_{30} ＝ 0.03086
$AK_{令元}$＝ 0.03065
$AK_{令2}$＝ 0.02556
$AK_{令3}$＝ 0.02597
$AK_{令4}$＝ 0.00364
$AK_{令5}$＝ 0.00491
$AK_{令6}$＝ 0.00792

AL_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02730
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03293
AM_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
AM_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

AM_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0240 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AM_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02399 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03011
$AM_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02361 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02992
$AM_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02372 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03032
$AM_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02407 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03079
$AM_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.02564 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03263
$AM_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499
$AM_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828
$AM_{令6}$	ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01146 イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01286
AN_n	公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
AO_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02924 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03573
AO_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0236 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0308

AM_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
AM_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02403 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03016
$AM_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02995
$AM_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02376 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03037
$AM_{令3}$	ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.02412 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086
$AM_{令4}$	ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375
$AM_{令5}$	ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499
$AM_{令6}$	ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00683 イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792
AN_n	公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
AO_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
AO_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0308

AP_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成28年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AR　災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成30年7月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AS_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AT_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

AT_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02375

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03081

$AT_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03062

$AT_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02278

AP_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成28年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AR　災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成30年7月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AS_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AT_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

AT_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$AT_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$AT_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097

$AT_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01758

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591

$AT_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01875

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683

$AT_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$AT_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$AT_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

AU_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額。）

AV_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AW_{n}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AX_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01425

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01849

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$AT_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$AT_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$AT_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$AT_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

AU_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額。）

AV_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AW_{n}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AX_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

AX 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01837
AX 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01367
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01858
AX 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01055
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01554
AX 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01125
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01610
AX 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
AX 令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475
AX 令7 ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

α　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AY_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AZ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01425
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01849
AZ 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

AX 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839
AX 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533
AX 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558
AX 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
AX 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
AX 令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

α　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AY_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AZ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01427
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852
AZ 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01837

AZ令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01858

AZ令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01055

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01554

AZ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01125

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01610

AZ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

AZ令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

AZ令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

β　当該市町村の財政力指数に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BA_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額）

BB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01425

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01849

BB令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01837

BB令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01839

AZ令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

AZ令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

AZ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

AZ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

AZ令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

β　当該市町村の財政力指数に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BA_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額）

BB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01427

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

BB令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

BB令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.01858

$BB_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01055

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01554

$BB_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01125

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01610

$BB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$BB_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

$BB_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

BC_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

BD_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01425

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01849

$BD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01837

$BD_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01858

$BD_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01055

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01554

$BD_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01125

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るも

0.01533

$BB_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

$BB_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$BB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$BB_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BC_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

BD_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

$BD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

$BD_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

$BD_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

$BD_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.01610

$BD_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$BD_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BE_n　沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0309

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

BF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03081

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03081

$BF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03062

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03062

$BF_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03097

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097

$BF_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02591

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591

$BF_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02683

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683

$BF_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00491

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$BF_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00792

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$BF_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01243

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

の　0.00218

$BD_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$BD_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BE_n　沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BF_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0310

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

BF_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.03092

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$BF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02489

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$BF_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02561

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$BF_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00155

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$BF_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00364

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$BF_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00491

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$BF_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00491

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

0.01243

BG_n　沖縄製糖業体制強化対策事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BH_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02375
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03081

$BH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03062

$BH_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097

$BH_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01758
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591

$BH_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.01875
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683

$BH_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$BH_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$BH_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01127
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

BI_n　地方大学・地方産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BJ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01425
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01849

$BJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01405

BG_n　沖縄製糖業体制強化対策事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BH_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02379
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03086

$BH_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$BH_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01735
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$BH_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.01761
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$BH_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00329
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$BH_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$BH_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

BI_n　地方大学・地方産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BJ_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01427
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

$BJ_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01837

BJ令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01858

BJ令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01055

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01554

BJ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01125

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01610

BJ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BJ令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BJ令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

BKn　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BL30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01425

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01849

BL令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01837

BL令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01367

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01858

BL令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01055

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01554

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

BJ令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

BJ令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

BJ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

BJ令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BJ令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BKn　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BL30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01427

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01852

BL令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01839

BL令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01041

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01533

BL令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01057

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

BL 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01125
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01610
BL 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
BL 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475
BL 令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

BMn　甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BN 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03062
BN 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097
BN 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01758
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591
BN 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01875
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683
BN 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
BN 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

BOn　沖縄振興特定事業推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを

BL 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218
BL 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294
BL 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BMn　甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BN 令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065
BN 令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556
BN 令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597
BN 令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
BN 令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
BN 令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

BOn　沖縄振興特定事業推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを

除く。）の額に相当する額

$BP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03062

$BP_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097

$BP_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01758

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591

$BP_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01875

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683

$BP_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$BP_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$BP_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

BQ_n　沖縄北部連携促進特別振興事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BR_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03062

$BR_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02278

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097

$BR_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01758

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591

$BR_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01875

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るも

除く。）の額に相当する額

$BP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$BP_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$BP_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$BP_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

$BP_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

$BP_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

BQ_n　沖縄北部連携促進特別振興事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BR_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065

$BR_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556

$BR_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

$BR_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.02683
$BR_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$BR_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792
$BR_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

BS_n　アイヌ政策推進交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$BT_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02342
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03062
$BT_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02278
イ　令和　２　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03097
$BT_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01758
イ　令和　３　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591
$BT_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01875
イ　令和　４　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683
$BT_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$BT_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792
$BT_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

BU_n　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債

の　0.00364
$BR_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$BR_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

BS_n　アイヌ政策推進交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$BT_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02344
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03065
$BT_{令2}$　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.01735
イ　令和　２　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02556
$BT_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761
イ　令和　３　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597
$BT_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
イ　令和　４　年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364
$BT_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491
$BT_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

BU_n　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債

（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BV令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01758

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02591

BV令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.01875

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02683

BV令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BV令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

BV令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

BW_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和４年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

BX令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02564

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03263

BX令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

BX令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

BX令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01146

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01286

BY令4　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水

（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BV令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.01761

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02597

BV令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BV令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BV令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

BW_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和４年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

BX令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

BX令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

BX令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828

BY令4　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水

道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

BZ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00731

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00957

γ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

CAn　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CB令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

CB令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

CB令7　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01344

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01472

CA'n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CB'令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

CB'令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533

道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

BZ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

γ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

CAn　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CB令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

CB令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

CA'n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CB'令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

CB'令6　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

CB'令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.00806

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00883

δ　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CA"n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CB"令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

CB"令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

CB"令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.00806

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00883

CA'"n　電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額に当該額に係る残余に充てるため同意又は許可を得た公営企業債の額に相当する額を合算した額（当該合算額に 0.3 を乗じて得た額が電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額を超える場合には、当該額に 10/3 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

δ　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CA"n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CB"令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

CB"令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

CA'"n　電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額に当該額に係る残余に充てるため同意又は許可を得た公営企業債の額に相当する額を合算した額（当該合算額に 0.3 を乗じて得た額が電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額を超える場合には、当該額に 10/3 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨

五入する。）とする。）

$CB'''_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00376
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00385
$CB'''_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00533
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00598
$CB'''_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.00806
	イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00883

CC_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00463
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491
$CD_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00683
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00792
$CD_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.01127
	イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01243

CC'_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD'_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00278
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00294
$CD'_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00410
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00475
$CD'_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの	0.00676
	イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00746

ε　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数

五入する。）とする。）

$CB'''_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00376
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00385
$CB'''_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00533
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00598

CC_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00463
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00491
$CD_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00683
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00792

CC'_n　ｎ年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD'_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00278
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00294
$CD'_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.00410
	イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00475

ε　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数

点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CC''_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD''_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$CD''_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

$CD''_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

CE_n　沖縄産業創出支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CF_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$CF_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

CG_n　新しい地方経済・生活環境創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CH_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

CI_n　令和7年度集約化・複合化等に伴う除却事業の取扱いに係る事務連絡1(2)①（1(2)②又は1(2)③のいずれかに該当するもの。）に係る n 年度において要した対象事業費から

点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CC''_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD''_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$CD''_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

CE_n　沖縄産業創出支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CF_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

当該除却施設に係る土地価格相当額（令和7年度集約化・複合化等に伴う除却事業の取扱いに係る事務連絡3(2)①又は3(2)②）を控除した額に 9/10 を乗じて得た額に相当する額又は当該事業に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の定める充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額のうち、いずれか少ない額

$CJ_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.06048

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06144

CK_n　デジタル活用推進事業債等の取扱いについて1(1)①に係る経費（高等学校の学習用端末の整備を除く。）に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CL_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.10744

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10829

CM_n　畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CN_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

CO_n　駐留軍用地跡地先行取得事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CP_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

CQ_n　特定臨時避難施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CR_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01127

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{2{,}000\text{ 円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

面積

算式

$$\frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=18}^{令7}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令2}^{令7}(H_n \times I_n)}{1{,}043{,}000\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}960\text{ 円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

面積

算式

$$\frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=18}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(H_n \times I_n)}{1{,}030{,}000\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

△

○

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.01343

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02239

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

F_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長に移譲された指定区間内の 1 級河川及び 2 級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

○

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

F_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長に移譲された指定区間内の 1 級河川及び 2 級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

	0.025
G_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02645
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02645
G_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02689
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02689
G_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02638
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02638
G_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02547
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02547
G_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02567
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02567
G_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02630
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02630
G_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02712
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02712
G_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.02879
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02879
G_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0242
G_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0240
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0240
G_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02399
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02399
$G_{\text{令元}}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02361
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02361

	0.025
G_{20}	ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02648
	イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02650
G_{21}	ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02690
	イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02692
G_{22}	ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02640
	イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02642
G_{23}	ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02550
	イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02552
G_{24}	ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02575
	イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02583
G_{25}	ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02641
	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02653
G_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.02730
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026
G_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025
G_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0242
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0243
G_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0241
G_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02403
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02407
$G_{\text{令元}}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02363
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02365

$G_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02372 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02372
$G_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02407 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02407
$G_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.02564 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02564
$G_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00474
$G_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00705
$G_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01146 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01146
H_n	n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$I_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.07070 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07074
$I_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.07092 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07114
$I_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.07301 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07346
$I_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.07491 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07533
$I_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.07825 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07960
$I_{令7}$	ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.08505

$G_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02376 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02379
$G_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.02412 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00153
$G_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00345
$G_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00474
$G_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00705
H_n	n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$I_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.07083 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07088
$I_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.07106 イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07132
$I_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.07342 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07393
$I_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.07551 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07597
$I_{令6}$	ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.07893 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.08037

| | | |

［６　略］

（数値急増補正）

第十五条　法第十三条第十項の規定による測定単位の数値が急激に増加した地方団体に係る補正（以下「数値急増補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急増補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める方法によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急増補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急増補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.138）×0.832 ［略］
市町村	一　人口急増補正	地域振興費	人口	算式 （A／B－1.002）×31.2 （A／B－1.002）が負数のときは、0とする。 算式の符号 ［略］ B　当該市町村の令和７年９月30日現在の住民基本台帳登載人口
	二　六十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式 （A／B－1.013）×0.275 ［略］
	三　七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.133）×0.934 ［略］

［２　略］

（数値急減補正）

第十六条　法第十三条第十項の規定により測定単位の数値が急激に減少した地方団体に係る補正（

［６　同上］

（数値急増補正）

第十五条　法第十三条第十項の規定による測定単位の数値が急激に増加した地方団体に係る補正（以下「数値急増補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急増補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める方法によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急増補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急増補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.120）×0.841 ［同左］
市町村	一　人口急増補正	地域振興費	人口	算式 （A／B－1.014）×29.8 （A／B－1.014）が負数のときは、0とする。 算式の符号 ［同左］ B　当該市町村の令和２年９月30日現在の住民基本台帳登載人口
	二　六十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式 （A／B－1.012）×0.273 ［同左］
	三　七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.111）×0.938 ［同左］

［２　同上］

（数値急減補正）

第十六条　法第十三条第十項の規定により測定単位の数値が急激に減少した地方団体に係る補正（

以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（C－B）／A｝×0.9 C－Bが負数となるときは、0とする。 算式の符号 ［略］ B　当該都道府県の農家数に別表第1(1)に定める段階補正の段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　当該都道府県の農林業センサス規則によって調査した令和2年2月1日現在における農家数（以下「令和2年農家数」という。）に令和8年改正前の省令別表第1(1)に定める段階補正の段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	二　水産業者数急減補正	水産行政費	水産業者数	算式 ｛（C－B）／A｝×0.9 C－Bが負数となるときは、0とする。 算式の符号

以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.1 B－Aが負数となるときは、0とする。 算式の符号 ［同左］ B　農林業センサス規則によって調査した平成27年2月1日現在における農家数
	二　水産業者数急減補正	水産行政費	水産業者数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.1 B－Aが負数となるときは、0とする。 算式の符号

					［略］ B　当該都道府県の水産業者数に別表第１(1)に定める段階補正の段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　当該都道府県の漁業センサス規則によつて調査した平成30年11月１日現在における水産業者数に令和８年改正前の省令別表第１(1)に定める段階補正の段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	三　人口急減補正	地域振興費	人口	算式 ｛（B － A）／A － 0.025｝× 0.9 × 52.7 算式の符号 ［略］ B　当該都道府県の令和２年人口	
市町村	一　人口急減補正	地域振興費	人口	算式Ⅰ ｛（B － A）／A － 0.025｝× 0.9 × 34.3 ×β－（α－β）× 0.9 × 34.3 算式Ⅱ ｛（C － A）／A － 0.147｝× 8.8 ＋［D × 1.96 ／ 2.00 ＋｛（B － A）／A － 0.025｝× 34.3 ×β－（α－β）× 34.3 －｛（C － A）／A － 0.147｝× 8.8］× 0.8 算式Ⅱにより算定した数値が算	

				［同左］ B　漁業センサス規則によつて調査した平成25年11月１日現在における水産業者数
	三　人口急減補正	地域振興費	人口	算式 ｛（B － A）／A － 0.016｝× 0.1 × 45.1 算式の符号 ［同左］ B　当該都道府県の平成27年人口
市町村	一　人口急減補正	地域振興費	人口	算式Ⅰ ｛（B － A）／A － 0.018｝× 0.1 × 35.5 ×β－（α－β）× 0.1 × 35.5 算式Ⅱ ｛（C － A）／A － 0.130｝× 8.6 ＋［D × 1.72 ／ 1.96 ＋｛（B － A）／A － 0.018｝× 35.5 ×β－（α－β）× 35.5 －｛（C － A）／A － 0.130｝× 8.6］×［0.0 ＋ 0.5 ×｛（C － A）／C － 0.3｝／ 0.1］ 算式Ⅱにより算定した数値が算

式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域持続的発展法第２条第１項及び旧過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第42条及び旧過疎地域自立促進特別措置法第33条第１項の規定に基づき過疎地域とみなされた市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B－A）、（C－A）、（α－β）、｛（B－A）／A－0.025｝、｛（B－A）／A－0.025｝×0.9×34.3×β－（α－β）×0.9×34.3、｛（C－A）／A－0.147｝、｛（B－A）／A－0.025｝×34.3×β－（α－β）×34.3 又は D×1.96／

式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域持続的発展法第２条第１項及び旧過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第42条及び旧過疎地域自立促進特別措置法第33条第１項の規定に基づき過疎地域とみなされた市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B－A）、（C－A）、（α－β）、｛（B－A）／A－0.018｝、｛（B－A）／A－0.018｝×0.1×35.5×β－（α－β）×0.1×35.5、｛（C－A）／A－0.130｝、｛（B－A）／A－0.018｝×35.5×β－（α－β）×35.5 又は D×1.72／

2.00 ＋｛（B － A）／ A － 0.025｝× 34.3 ×β－（α－β）× 34.3 －｛（C － A）／ A － 0.147｝× 8.8 が負数となるときは、それぞれ 0 とする。

α が 3.250 を超えるときは 3.250 とする。

β が 3.250 を超えるときは 3.250 とする。

算式の符号

［略］

B　当該市町村の令和２年人口

C　当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成 17 年 10 月１日現在における人口

D　令和 8 年改正前の省令第 16 条第 1 項の規定に基づく人口急減補正算式Ⅱを用いる市町村においては、当該人口急減補正係数

［略］

β　当該市町村の令和 2 年人口に別表第 1(2) に定める数値急減補正の人口段階による補正率 A に定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表の B に

1.96 ＋｛（B － A）／ A － 0.018｝× 35.5 ×β－（α－β）× 35.5 －｛（C － A）／ A － 0.130｝× 8.6 が負数となるときは、それぞれ 0 とする。

α が 3.220 を超えるときは 3.220 とする。

β が 3.220 を超えるときは 3.220 とする。

［0.0 ＋ 0.5 ×｛（C － A）／ C － 0.3｝／ 0.1］が 0.5 を超えるときは 0.5 とし、0.0 を下回るときは 0.0 とする。

算式の符号

［同左］

B　当該市町村の平成 27 年人口

C　当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成 12 年 10 月１日現在における人口

D　令和 3 年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 76 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和 3 年改正前の省令」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づく人口急減補正算式Ⅱを用いる市町村においては、当該人口急減補正係数

［同左］

β　当該市町村の平成 27 年人口に別表第 1(2) に定める数値急減補正の人口段階による補正率 A に定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表の B に

		二　学級数急減補正	小学校費 中学校費	学級数 学級数

定める率とを合算した率を令和２年人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（B－A）×0.9＋（C－B）×0.6＋（D－C）×0.3｝／A

（B－A）、（C－B）又は（D－C）が負数となるときは、それぞれ０とし、AがB、C又はDのいずれよりも小さくない場合にあつては、（B－A）、（C－B）及び（D－C）は0とする。

算式の符号

A　当該市町村のその年の５月１日現在における小学校若しくは義務教育学校の前期課程の学級数又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の学級数（当該年度の５月１日現在において公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第２項（中学校費にあつては、標準法改正法附則第２条第１項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第３条第２項）並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編制

		二　学級数急減補正	小学校費 中学校費	学級数 学級数

定める率とを合算した率を平成27年人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（B－A）×0.9＋（C－B）×0.6＋（D－C）×0.3｝／A

（B－A）、（C－B）又は（D－C）が負数となるときは、それぞれ０とし、AがB、C又はDのいずれよりも小さくない場合にあつては、（B－A）、（C－B）及び（D－C）は0とする。

算式の符号

A　当該市町村のその年の５月１日現在における小学校若しくは義務教育学校の前期課程の学級数又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の学級数（当該年度の５月１日現在において公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第２項（小学校費にあつては、標準法改正法附則第２条第１項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第３条第２項）並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編制

			の標準によつて算定した学級数。以下この号において「学級数」という。） ［略］	
	［三　略］ 四　農家数急減補正	［略］ 農業行政費	［略］ 農家数	［略］ 算式 ｛（C － B）／A｝× 0.9 C － B が負数となるときは、0とする。 算式の符号 ［略］ B　当該市町村の農家数に別表第 1(2)に定める段階補正の段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　当該市町村の令和 2 年農家数に令和 8 年改正前の省令別表第 1(2)に定める段階補正の段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	五　従業者数急減補正	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 （α× 0.1）／A 算式の符号 ［略］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D ／ B － 1.205）× B × 2.77 ＋（E ／ C － 1.216）× C × 0.16 （D ／ B － 1.205）又は（E ／ C － 1.216）が負数となるときは、それぞれ 0とする。

			の標準によつて算定した学級数。以下この号において「学級数」という。） ［同左］	
	［三　同上］ 四　農家数急減補正	［同上］ 農業行政費	［同上］ 農家数	［同上］ 算式 ｛（B － A）／A｝× 0.1 B － A が負数となるときは、0とする。 算式の符号 ［同左］ B　農林業センサス規則によつて調査した平成 27 年 2 月 1 日現在における農家数
	五　従業者数急減補正	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 （α× 0.3）／A 算式の符号 ［同左］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D ／ B － 1.205）× B × 2.78 ＋（E ／ C － 1.216）× C × 0.15 （D ／ B － 1.205）又は（E ／ C － 1.216）が負数となるときは、それぞれ 0とする。

［２　略］

第三章　基準財政収入額の算定方法

第一節　都道府県分

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　道府県民税の基準税額（基準税率をもつて算定した収入見込額をいう。以下同じ。）は、均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額、法人税割に係る基準税額、利子割に係る基準税額、配当割に係る基準税額及び株式等譲渡所得割に係る基準税額の合算額とする。

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

七四三円に令和七年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛(87,200円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.989－F＋G］×0.75

87,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(87,200円×α)×A及び｛(87,200円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.989に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(c＋d＋e＋f)×0.992

算式の符号

c　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

d　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

［２　同上］

第三章　基準財政収入額の算定方法

第一節　都道府県分

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　道府県民税の基準税額（基準税率をもつて算定した収入見込額をいう。以下同じ。）は、均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額、法人税割に係る基準税額、利子割に係る基準税額、配当割に係る基準税額及び株式等譲渡所得割に係る基準税額の合算額とする。

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

七四三円に令和六年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛(90,800円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.989－F－G＋H］×0.75

90,800円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(90,800円×α)×A及び｛(90,800円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.989に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(c＋d＋e＋f)×0.903

算式の符号

c　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

d　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

e　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

f　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

D　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から令和７年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.137 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 0.984 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 0.984 を乗じて得た額

G　令和７年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 6 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 7 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.013 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額

算式

I × 0.989 × 0.75 − J × 0.989 × 0.75 − K

I × 0.989 × 0.75 及び J × 0.989 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の

e　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

f　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

D　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から令和６年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.232 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.166 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 1.070 を乗じて得た額

G　地方税法附則第５条の４及び第５条の 12 の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 1.852 を乗じて得た額

H　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 6 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.175 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額

算式

I × 0.988 × 0.75 − J × 0.988 × 0.75 − K

I × 0.988 × 0.75 及び J × 0.988 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の

当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　前年度における令和８年改正前の省令第18条第3項第1号算式の符号Bの額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては、零とする。

算式

g × 0.989 × 0.25 − h × 0.989 × 0.25

g × 0.989 × 0.25 及び h × 0.989 × 0.25 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　令和７年度の市町村税課税状況調第59表の副題「第12表関係　(4)算出税額に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

h　令和８年改正前の省令附則第12条の３第２項算式の符号B'の額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A × α + B) × 0.75

算式の符号

［略］

α　1.00

［二・三　略］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

{ (A × 0.05 − B) × 0.973 × C} × 0.75 − (D × 1.141 × E) × 0.75

算式の符号

［略］

C　別表第６の２のA欄に定める率

D　前年度において地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第９条の15の規定により当該都道府県の区域内の市町村に対し交付した利子割交付金の額

E　別表第６の２のB欄に定める率

当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和７年総務省令第71号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和７年改正前の省令」という。）第18条第3項第1号算式の符号Bの額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては、零とする。

算式

g × 0.988 × 0.25 − h × 0.988 × 0.25

g × 0.988 × 0.25 及び h × 0.988 × 0.25 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の副題「第12表関係　(4)算出税額に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

h　令和７年改正前の省令附則第12条の３第２項算式の符号B'の額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A × α + B) × 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.90

［二・三　同上］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

{ (A × 0.05 − B) × 1.173} × 0.75 − (C × 1.602) × 0.75

算式の符号

［同左］

C　前年度において地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第９条の15の規定により当該都道府県の区域内の市町村に対し交付した利子割交付金の額

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額
次の算式によつて算定した額
算式
｛（F × 0.05 － G）× 0.75 － H × 0.75｝－ I
算式の符号
F　前号の算式の符号Aに同じ。
G　前号の算式の符号Bに同じ。
H　前号の算式の符号Dに同じ。
I　前年度における前号の額
［三　略］
6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。
算式
｛（A × 0.05 － B）× α｝× 0.75 －（C × β）× 0.75
算式の符号
［略］
α　1.052
β　1.046
7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。
算式
｛（A × 0.05 － B）× α｝× 0.75 －（C × β）× 0.75
算式の符号
［略］
α　0.929
β　0.930
（事業税の基準税額の算定方法）
第十九条　［略］
2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。
算式
｛4,683千円×（A × B）＋1,254千円×（C × D）｝× 0.03705
（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
［略］
C　Aに0.041を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
［略］
3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。
一　当該年度に係る額
次の算式によつて算定した額
算式

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額
次の算式によつて算定した額
算式
｛（D × 0.05 － E）× 0.75 － F × 0.75｝－ G
算式の符号
D　前号の算式の符号Aに同じ。
E　前号の算式の符号Bに同じ。
F　前号の算式の符号Cに同じ。
G　前年度における前号の額
［三　同上］
6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。
算式
｛（A × 0.05 － B）× α｝× 0.75 －（C × β）× 0.75
算式の符号
［同左］
α　0.803
β　0.808
7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。
算式
｛（A × 0.05 － B）× α｝× 0.75 －（C × β）× 0.75
算式の符号
［同左］
α　0.945
β　0.946
（事業税の基準税額の算定方法）
第十九条　［同上］
2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。
算式
｛4,583千円×（A × B）＋1,302千円×（C × D）｝× 0.03705
（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
［同左］
C　Aに0.023を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
［同左］
3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。
一　当該年度に係る額
次の算式によつて算定した額
算式

｛（A＋B）×α＋C×β－（A＋B＋C）×γ＋D＋E＋F｝×0.75

算式の符号

［略］

α　1.00

β　1.02

γ　0.078

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00730253）×0.75－（A×0.00358622）×0.75＋（A×0.00876304）×0.75－（A×0.00432625）×0.75

算式の符号

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00330694）×0.75－（A×0.00166146）×0.75＋（A×0.00396833）×0.75－（A×0.00200631）×0.75

算式の符号

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.02167

［略］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×α）×53,100円

［略］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　自動車税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（25,600円×α）×（A×0.913）＋（29,600円×β）×（B×0.913）＋（5,600円×γ）×（C×0.913）＋（10,100円×δ）×D

（25,600円×α）、（29,600円×β）、（5,600円×γ）及び（10,100円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.913）、（B×0.913）及び（C×0.913）に１

｛（A＋B）×α＋C×β－（A＋B＋C）×γ＋D＋E＋F｝×0.75

算式の符号

［同左］

α　0.93

β　0.98

γ　0.074

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00617415）×0.75－（A×0.00304993）×0.75＋（A×0.00740898）×0.75－（A×0.00367984）×0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第４項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00323408）×0.75－（A×0.00161062）×0.75＋（A×0.00388089）×0.75－（A×0.00194536）×0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第４項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.01907

［同左］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×α）×53,000円

［同左］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　自動車税の基準税額は、環境性能割に係る基準税額及び種別割に係る基準税額の合算額とする。

数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の３月31日現在において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第６条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車の台数、地方税法第148条の規定により自動車税を課することができない又は自動車税の納税義務が免除された自動車の台数、同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。）のうち地方税法附則第12条の３及び第12条の４第３項における税率の特例の対象となる台数（以下この条において「グリーン化に係る台数」という。）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第13条第３項及び第14条第６項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数（以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。）を控除した台数

B　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第12条の３第１項及び第12条の４第３項の対象となるものに限る。）

C　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第12条の３第２項及び第３項の対象となるものに限る。）

D　課税台数のうち合衆国軍隊構成員等所有台数

α　次の算式によつて算定した都道府県ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（ａ／ｂ）×（１／25,563）

ただし、ａ／ｂに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　地方税法第154条、同法附則第12条の４第１項及び第２項に規定する標準税率に0.75を乗じた額に、税率区分ごとの符号Ａに係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

ｂ　符号Ａに同じ。

β　次の算式によつて算定した都道府県ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（ａ／ｂ）×（１／29,625）

ただし、ａ／ｂに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　地方税法附則第12条の３第１項及び第12条の４第３項に規定する標準税率に0.75を乗じた額に、税率区分ごとの符号Ｂに係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

ｂ　符号Ｂに同じ。

γ　次の算式によつて算定した都道府県ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数が

あるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（ａ／ｂ）×（１／5,586）

ただし、ａ／ｂに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　地方税法附則第12条の3第2項及び第3項の規定に規定する標準税率に0.75を乗じた額に、税率区分ごとの符号Ｃに係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

ｂ　符号Ｃに同じ。

ｂ　次の算式によつて算定した都道府県ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（ａ／ｂ）×（１／10,148）

ただし、ａ／ｂに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」（平成十一年二月十六日付け自治税規第四号自治事務次官通達）に規定する税率に0.75を乗じた額に、税率区分ごとの符号Ｄに係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

ｂ　符号Ｄに同じ。

［削る］

［削る］

2　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四四三六一五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

(91,400円×α）×（A×0.984）

(91,400円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.984）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度において自動車税の環境性能割の課税の対象となつた自動車（地方税法第146条第2項の規定によつてその取得が課税対象とならない自動車、同法第148条、第149条、第150条、第158条若しくは附則第12条の2の10の規定によつてその取得に対して自動車税の環境性能割を課することができない自動車又は同法第164条第1項若しくは第165条第1項の規定によつてその取得に対する自動車税の環境性能割の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

α　別表第12(1)に定める率

3　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

(25,700 円×α) × (A × 0.913) + (29,600 円×β) × (B × 0.913) + (5,700 円×γ) × (C × 0.913) + (10,000 円×δ) ×D

(25,700 円×α)、(29,600 円×β)、(5,700 円×γ) 及び (10,000 円×δ) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(A × 0.913)、(B × 0.913) 及び (C × 0.913) に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の３月31日現在において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第６条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車の台数、地方税法第148条の規定により自動車税を課することができない又は自動車税の納税義務が免除された自動車の台数、同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。）のうち地方税法附則第12条の３及び第12条の４第３項における税率の特例の対象となる台数（以下この条において「グリーン化に係る台数」という。）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第13条第３項及び第14条第６項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数（以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。）を控除した台数

B　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第12条の３第１項及び第12条の４第３項の対象となるものに限る。）

C　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第12条の３第２項及び第３項の対象となるものに限る。）

D　課税台数のうち合衆国軍隊構成員等所有台数

α　別表第12(2)のA欄に定める基準税率補正率

β　別表第12(2)のB欄に定める基準税率補正率

γ　別表第12(2)のC欄に定める基準税率補正率

δ　別表第12(2)のD欄に定める基準税率補正率

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、都道府県が固定資産税を課すものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第七百四十条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十三項、第二十項、第二十二項、第二十四項、第二十七項、第三十六項若しくは第三十九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第二項若しくは第三項、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下「令和二年地方税法等改正法」という。）附則第十四条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、都道府県が固定資産税を課すものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第七百四十条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十七項若しくは第四十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第二項、第三項若しくは第五項、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下「令和二年地方税法等改正法」という。）附則第十四条第八項若しくは第十七項、地方税法等の一部を改正する法

以下「令和三年地方税法等改正法」という。）附則第十二条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下「令和四年地方税法等改正法」という。）附則第十三条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下「令和六年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第五項若しくは第六項、地方税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第七号。以下「令和七年地方税法等改正法」という。）附則第九条第二項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下「令和八年地方税法等改正法」という。）附則第十四条第七項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第三十九項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十三項ただし書、第二十項、第二十二項第二号、第二十四項第一号及び第三十六項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項、令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和七年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）並びに令和八年地方税法等改正法附則第十四条第七項（令和八年地方税法等改正法附則第十四条第七項（令和八年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二十四項第三号及び第二十七項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）、令和六年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項及び令和八年地方税法等改正法附則第十四条第七項（令和八年改正前地方税法附則第十五条第二十五項第三号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十二項第一号、第二十四項第三号及び第二十七項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項並びに令和八年地方税法等改正法附則第十四条第七項（令和八年改正前地方税法附則第十五条第二十五項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十三項本文及び第二十四項第二号に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二項第五号及び令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年改正前地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）に係るものにあつては五分の四、令和八年地方税法等改正法附則第十四条第七項（令和八年改正前地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては七分の六をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の法律（令和三年法律第七号。以下「令和三年地方税法等改正法」という。）附則第十二条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下「令和四年地方税法等改正法」という。）附則第十三条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下「令和六年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第五項若しくは第六項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第七号。以下「令和七年地方税法等改正法」という。）附則第九条第二項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十九項から第三十一項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十四項ただし書、第二十一項、第二十三項第二号、第二十五項第四号及び第三十七項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）及び第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項並びに令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和七年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二十五項第三号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）及び令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものにあつては七分の六をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下「令和三年改正前地方税法」という。）附則第十四条第七項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十一項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第三十一項から第三十三項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十五項ただし書、第二十二項、第二十四項第二号、第二十六項第四号及び第三十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）及び第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項並びに令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和七年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二十五項第三号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものにあつては七分の六をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前地方税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつては同条の規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

の地方税法（以下「令和五年改正前地方税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつては同条の規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

A≦0のとき　(B×6.18719965＋B×0.59765462＋C×14.80010520＋C×1.43676185)×0.75

A≧0のとき　{(B×6.18719965＋C×14.80010520)－(B×6.18719965＋C×14.80010520)×0.75}×0.75（ただし、(B×6.18719965＋C×14.80010520)×0.75－A≧0のときは、(B×6.18719965＋C×14.80010520)×0.75はAとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

(a×6.18719965＋b×14.80010520)×0.75＋c＋d－e

算式の符号

a　国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における人口

b　国勢調査令によつて調査した令和７年10月１日現在における人口

c　次号に掲げる額

d　法第10条第３項本文の規定により総務大臣が法定する当該年度の普通交付税の額（以下この条において「当該年度普通交付税額」という。）の算定に用いる基準財政収入額の算定基礎のうち特別法人事業譲与税の収入見込額の100分の75に相当する額以外の合算額

e　当該年度普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額

B　符号Aの算式の符号aに同じ。

C　符号Aの算式の符号bに同じ。

二　前年度における令和八年改正前の省令第二十八条の三の額の過大算定額又は過小算定額

次の算式によつて算定した額

算式

D×0.75－E

［二～四　同上］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第三十一条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額に〇・九四四を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

算式の符号

D　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第４号）第31条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の５月、８月、11月及び２月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額

E　前年度における令和８年改正前の省令第28条の３の額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・八六三を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九九七を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇三七を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、二、九〇〇、〇〇〇千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　三、三五〇、〇〇〇千円に百分の五十五を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額、三、三五〇、〇〇〇千円に百分の二十を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額及び三、三五〇、〇〇〇千円に百分の二十五を乗じて得た額を都道府県九月譲与基準人口によつて按分した額の合算額

二　三、三五〇、〇〇〇千円に百分の五十五を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額、三、三五〇、〇〇〇千円に百分の二十を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額及び三、三五〇、〇〇〇千円に百分の二十五を乗じて得た額を都道府県三月譲与基準人口によつて按分した額の合算額

第二節　市町村分

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［略］

［２　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただ

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九三七を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇三一を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、二、八九九、九八〇千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税法第二十九条の規定によつて森林環境譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に一・〇九七を乗じて得た額とする。

第二節　市町村分

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［同上］

［２　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただ

し、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（（159,800円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.991－F＋G］×0.75

159,800円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（159,800円×α）×A及び｛（（159,800円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×0.983

算式の符号

c　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該市町村の額

d　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該市町村の額

e　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該市町村の額

f　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額

D　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から令和７年度の市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.176を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に0.985を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に0.984を乗じて得

し、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（（166,200円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.991－F－G＋H］×0.75

166,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（166,200円×α）×A及び｛（（166,200円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.023

算式の符号

c　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該市町村の額

d　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該市町村の額

e　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該市町村の額

f　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額

D　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から令和６年度の市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.273を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に1.050を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額

た額

G　令和７年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 6 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 7 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 1.013 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（g ／ h）／ 154,123

算式の符号

g　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

h　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

二　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(H × 0.991 × 0.75 － I × 0.991 × 0.75) ＋ J

H × 0.991 × 0.75、I × 0.991 × 0.75 及び J に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

H　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

I　令和８年改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

J　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.991 × 0.75 － j × 0.991 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.991 × 0.75、j × 0.991 × 0.75、(i × 0.991 × 0.75 － j × 0.991 × 0.75) × 2 ／ 8 及び (i × 0.991 × 0.75 － j × 0.991 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

i　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

j　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

ホ　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(I × 0.990 × 0.75 － J × 0.990 × 0.75) ＋ K

I × 0.990 × 0.75、J × 0.990 × 0.75 及び K に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

J　令和７年改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.990 × 0.75 － j × 0.990 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.990 × 0.75、j × 0.990 × 0.75、(i × 0.990 × 0.75 － j × 0.990 × 0.75) × 2 ／ 8 及び (i × 0.990 × 0.75 － j × 0.990 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

i　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

j　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

ヘ　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(I × 0.990 × 0.75 － J × 0.990 × 0.75) ＋ K

I × 0.990 × 0.75、J × 0.990 × 0.75 及び K に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

J　令和７年改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.990 × 0.75 － j × 0.990 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.990 × 0.75、j × 0.990 × 0.75、(i × 0.990 × 0.75 － j × 0.990 × 0.75) × 2 ／ 8 及び (i × 0.990 × 0.75 － j × 0.990 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

G　地方税法附則第５条の８及び第５条の 12 の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に 1.852 を乗じて得た額

H　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 6 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 1.175 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

きは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ⅰ　符号Hに同じ。

ｊ　符号Iに同じ。

［三　略］

４　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$(A \times \alpha + B) \times 0.75$

算式の符号

［略］

α　1.00

［二・三　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［略］

２　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$[\{(A_1 \times B_1) + (A_2 \times B_2) + (A_3 \times B_3) + (A_4 \times B_4) + (A_5 \times B_5) - C\} \times 0.014 - (D - E + F + G)] \times 0.74625$

算式の符号

［略］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の3第9項、第11項、第18項、第21項、第22項、第25項、第30項及び第33項、第349条の3の2、第349条の3の3、附則第15条第8項、第15項、第18項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項及び第43項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第16条の2第1項、第2項、第6項及び第7項、第16条の3第1項、第2項、第6項及び第7項、第29条の7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第12項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項、令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項、令和７年地方税法等改正法附則第９条第５項並びに令和８年地方税法等改正法附則第14条第８項、第15項及び第16項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第15条第31項、第35項、第36項及び第40項並びに令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附

きは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ⅰ　符号Iに同じ。

ｊ　符号Jに同じ。

［三　同上］

４　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$(A \times \alpha + B) \times 0.75$

算式の符号

［同左］

α　0.89

［二・三　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［同上］

２　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$[\{(A_1 \times B_1) + (A_2 \times B_2) + (A_3 \times B_3) + (A_4 \times B_4) + (A_5 \times B_5) - C\} \times 0.014 - (D - E + F + G)] \times 0.7455$

算式の符号

［同左］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の3第9項、第11項、第18項、第21項、第22項、第25項、第30項及び第33項、第349条の3の2、第349条の3の3、附則第15条第9項、第16項、第19項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項及び第44項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第16条の2第1項、第2項、第6項及び第7項、第29条の7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第13項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項、令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項並びに令和７年地方税法等改正法附則第９条第５項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第15条第32項、第36項、第37項及び第41項並びに令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第15条第37項及び令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項に係るものにあつては２分の１、地方税法附則第15

則第15条第36項及び令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項に係るものにあつては２分の１、地方税法附則第15条第31項及び第35項に係るものにあつては３分の２、同条第40項に係るものにあつては４分の３として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額

［略］

３　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のもの（令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により法定免税点未満となるものを除く。）の額並びに地方税法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項から第十八項まで、第二十項、第二十二項、第二十三項、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項及び第三十三項並びに附則第十五条第一項、第八項、第十二項から第十六項まで、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十三項、第二十六項及び第三十六項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項及び第五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）附則第七条第六項から第八項まで及び第二十五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下「平成二十六年地方税法等改正法」という。）附則第十二条第七項、平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第十七項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十一項及び第十三項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第五項、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。以下「令和五年地方税法等改正法」という。）附則第十六条第四項、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項並びに令和八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十三項、第二十一項及び第三十六項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十三項本文に係るものにあつては五分の三、同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十三項ただし書、第二条第32項及び第36項に係るものにあつては３分の２、同条第41項に係るものにあつては４分の３として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額

［同左］

３　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のもの（令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により法定免税点未満となるものを除く。）の額並びに地方税法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項から第十八項まで、第二十項、第二十二項、第二十三項、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項及び第三十三項並びに附則第十五条第一項、第九項、第十三項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十二項、第二十四項、第二十七項及び第三十七項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項及び第五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）附則第七条第六項から第八項まで及び第二十五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下「平成二十六年地方税法等改正法」という。）附則第十二条第七項及び第八項、平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第十七項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第七項、第十一項、第十三項及び第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第五項、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。以下「令和五年地方税法等改正法」という。）附則第十六条第四項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十四項、第二十二項及び第三十七項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則

十一項第二号及び第三号並びに第三十六項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十一項第一号に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条の三第一項並びに附則第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第十六条の二第十項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十三項、令和七年地方税法等改正法附則第九条第八項及び第十項並びに令和八年地方税法等改正法附則第十四条第十四項、第十七項及び第十八項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の九の三第一項及び第十五条の十一第一項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては、これらの項の規定による条例で定める割合を三分の一、同法附則第十五条の八第二項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七四五を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十三項、第二十項、第二十二項、第二十四項、第二十七項、第三十六項若しくは第三十九項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項若しくは第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項若しくは第六項、令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項又は令和八年地方税法等改正法附則第十四条第七項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第三十九項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十三項ただし書、第二十項、第二十二項第二号、第二十四項第一号及び第三十六項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項、令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）並びに令和八年地方税法等改正法附則第十四条第七項（令和八年改正前地方税法附則第十五条第二項第四号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十四項第四号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十五条第十四項ただし書、第二十二項第二号及び第三号並びに第三十七項並びに令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項に係るものにあつては二分の一、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十二項第一号に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条の三第一項並びに附則第十五条の六、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第十六条の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第十六条の二第十項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項並びに令和七年地方税法等改正法附則第九条第七項及び第八項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の九の三第一項及び第十五条の十一第一項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては同項の規定による条例で定める割合を三分の一、同法附則第十五条の八第二項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七四五を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十一項、第二十三項、第二十八項、第三十七項若しくは第四十項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項若しくは第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項若しくは第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項若しくは第六項又は令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十四項ただし書、第二十一項、第二十三項第二号、第二十五項第四号及び第三十七項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）及び第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第六項並びに令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第三号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十五条第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二

第十二条第二項、令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）、令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項及び令和八年地方税法等改正法附則第十四条第七項（令和八年改正前地方税法附則第十五条第二十五項第三号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十二項第一号、第二十四項第三号及び第二十七項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項並びに令和八年地方税法等改正法附則第十四条第七項（令和八年改正前地方税法附則第十五条第二十五項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十三項本文及び第二十四項第二号に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二項第五号及び令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年改正前地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）に係るものにあつては五分の四、令和八年地方税法等改正法附則第十四条第七項（令和八年改正前地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては七分の六をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和五年改正前地方税法附則第六十四条に規定するものにあつては同条の規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とし、地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの（令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により地方税法第三百五十一条本文の規定に該当することとなるものを除く。）がある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　軽自動車税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額

区分	額
原動機付自転車	
イ　総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。）	一、五〇〇円
ロ　二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え〇・〇九リットル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの	一、五〇〇

項第五号に係るものに限る。）及び令和六年地方税法等改正法附則第二十条第五項に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二項第五号、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項及び令和七年地方税法等改正法附則第九条第二項（令和七年改正前地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十五項第二号に係るものにあつては七分の六をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和五年改正前地方税法附則第六十四条に規定するものにあつては同条の規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とし、地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの（令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により地方税法第三百五十一条本文の規定に該当することとなるものを除く。）がある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　同上］

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　軽自動車税の基準税額は、環境性能割に係る基準税額及び種別割に係る基準税額及び種別割に係る基準税額の合算額とする。

2　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times \{ (B / A) / \alpha \} \times \beta \times 0.75$

B／Aに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（B／A）／αに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛（B／A）／α｝×βに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×｛（B／A）／α｝×βに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に地方税法附則第29条の12第2項の規定により市町村に払い込まれた軽自動車税の環境性能割額に係る台数

B　前年度中に地方税法附則第29条の12第2項の規定により市町村に払い込まれた軽自動車税の環境性能割額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　21,588

β　22,648

3　種別割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

もの									
ハ　二輪のもので総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの									一、五〇〇
ニ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの									一、八〇〇
ホ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の十五で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの									二、七七五
軽自動車									
二輪のもの（側車付のものを含む。）									二、七〇〇
三輪のもの									
	営業用								
		平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの							二、三二五
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの							二、九二五
	自家用								
		平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの							四、一二五
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの							五、一七五
四輪以上のもの									
	乗用								
		営業用							
			平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの						五、四〇〇
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの						八、一〇〇

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないものの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額

区分	額
原動機付自転車	
イ　総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。）	一、五〇〇円
ロ　二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え〇・〇九リットル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの	一、五〇〇
ハ　二輪のもので総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの	一、五〇〇
ニ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの	一、八〇〇
ホ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の十五で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの	二、七七五
軽自動車	
二輪のもの（側車付のものを含む。）	二、七〇〇
三輪のもの	
平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、三二五
平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	二、九二五

四輪以上のもの	乗用	営業用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	四、一二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	五、一七五
		自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	五、四〇〇
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	八、一〇〇
	貨物用	営業用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、二五〇
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	二、八五〇
		自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	三、〇〇〇
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	三、七五〇
	専ら雪上を走行するもの			二、六二五
小型特殊自動車	農耕作業用自動車			一、七二五
	その他のもの			四、四二五

四輪以上のもの	乗用	営業用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、一二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	二、八五〇
		自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	三、〇〇〇
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	三、七五〇
	貨物用	営業用		二、六二五
		自家用		四、五〇〇
二輪の小型自動車				四、五〇〇

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

$$\left[\left\{(7{,}900\text{円}\times\alpha)\times A\right\}+\left\{(1{,}700\text{円}\times\beta)\times B\right\}\right]\times 0.972$$

ただし、$(7{,}900\text{円}\times\alpha)$及び$(1{,}700\text{円}\times\beta)$に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$(7{,}900\text{円}\times\alpha)\times A$及び$(1{,}700\text{円}\times\beta)\times B$に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　軽自動車等のうち地方税法附則第30条第1項の規定の対象となるものの当該年度の4月1日現在の台数（以下この号において「重課に係る台数」という。）

B　軽自動車等のうち地方税法附則第30条第2項及び第3項までの規定の対象となるものの当該年度の4月1日現在の台数（以下この号において「軽課に係る台数」という。）

α　次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数が

あるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（b ／ a）×（1 ／ 7,910）

ただし、b ／ a に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　重課に係る台数

b　地方税法附則第 30 条第 1 項の規定により読み替えられた同法第 448 条第 1 項第 2 号ロ及びハに規定する標準税率に 0.75 を乗じた額に、税率区分ごとの重課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（d ／ c）×（1 ／ 1,698）

ただし、d ／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c　軽課に係る台数

d　地方税法附則第 30 条第 2 項及び第 3 項までの規定により読み替えられた同法第 448 条の 15 第 1 項第 2 号ロ及びハに規定する標準税率に 0.75 を乗じた額に、税率区分ごとの軽課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

三　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、地位協定第十三条第三項及び第十四条第六項の規定の適用を受ける者が所有する軽自動車等の当該年度の四月一日現在の台数を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額

区分		額
原動機付自転車		三七五円
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）及び三輪のもの	七五〇
	四輪以上のもの	二、二五〇
二輪の小型自動車		七五〇

二輪の小型自動車　四、五〇〇

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によつて算定した額

算式

［｛（7,800 円×α）× A｝＋｛（1,700 円×β）× B｝］× 0.972

ただし、（7,800 円×α）及び（1,700 円×β）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（7,800 円×α）× A 及び（1,700 円×β）× B に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　軽自動車等のうち地方税法附則第 30 条第 1 項の規定の対象となるものの当該年度の 4 月 1 日現在の台数（以下この号において「重課に係る台数」という。）

B　軽自動車等のうち地方税法附則第 30 条第 2 項から第 4 項までの規定の対象となるものの当該年度の 4 月 1 日現在の台数（以下この号において「軽課に係る台数」という。）

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（b ／ a）×（1 ／ 7,827）

ただし、b ／ a に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　重課に係る台数

b　地方税法附則第 30 条第 1 項の規定により読み替えられた同法第 463 条の 15 第 1 項第 2 号ロ及びハに規定する標準税率に 0.75 を乗じた額に、税率区分ごとの重課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（d ／ c）×（1 ／ 1,719）

ただし、d ／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c　軽課に係る台数

d　地方税法附則第 30 条第 2 項から第 4 項までの規定により読み替えられた同法第 463 条の 15 第 1 項第 2 号ロ及びハに規定する標準税率に 0.75 を乗じた額に、税率区分ごとの軽課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

三　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、地位協定第十三条第三項及び第十四条第六項の規定の適用を受ける者が所有する軽自動車等の当該年度の四月一日現在の台数を同表の上欄の区分

に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額

区分		額
原動機付自転車		三七五円
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）及び三輪のもの	七五〇
	四輪以上のもの	二、二五〇
二輪の小型自動車		七五〇

［新設］

（旧地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割の基準税額の算定方法）

第三十三条の二　地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能割（以下「旧地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割」という。）の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 2 / 12 \times \{ (B / A) / \alpha \} \times \beta \times 0.75$

B／Aに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(B／A)／αに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{(B／A)／α}×βに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×２／12×{(B／A)／α}×βに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に旧地方税法附則第29条の12第２項の規定により市町村に払い込まれた旧地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割額に係る台数

B　前年度中に旧地方税法附則第29条の12第２項の規定により市町村に払い込まれた旧地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　23.564

β　24.883

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

$(A \times B) \times 4.9140 - C$

（A×B）が500未満であるときは０とし、（A×B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

$(A \times B) \times 4.9140 - C$

（A×B）が500未満であるときは０とし、（A×B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

［略］

Ｂ　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times \underline{1.0506}$$

$\sqrt{(a\ /\ b)}$ はｂが０であるときは０とする。

［略］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

｛（Ａ×1.141）×Ｂ｝×0.75

算式の符号

Ａ　地方税法施行令第９条の15の規定により前年度の８月、12月及び３月に交付された利子割交付金の額の合算額

Ｂ　別表第６の２のＢ欄に定める当該市町村を包括する都道府県の率

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

Ｃ×0.75－Ｄ

算式の符号

Ｃ　前年度の８月、12月及び３月に交付された利子割交付金の額の合算額

Ｄ　前年度における前号の額

［三　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・〇四六を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九三〇を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式の符号

［同左］

Ｂ　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times \underline{1.0066}$$

$\sqrt{(a\ /\ b)}$ はｂが０であるときは０とする。

［同左］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・六〇二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.75－Ｂ

算式の符号

Ａ　前年度の８月、12月及び３月に交付された利子割交付金の額の合算額

Ｂ　前年度における前号の額

［三　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・八〇八を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九四六を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額
　次の算式によつて算定した額
　算式
　（A×α×B／C）×0.75
　A×α及びA×α×B／Cに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
　算式の符号
　［略］
　B　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の76に規定する従業者数。ただし、地方税法施行規則第7条の2の2の規定の適用を受ける市町村にあつては、当該規定による従業者数）
　C　当該道府県の区域内の市町村に係る符号Bの合計
　α　0.078
二　令和八年改正前の省令第三十七条の四の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額
　次の算式によつて算定した額
　算式
　A×0.75－B
　算式の符号
　［略］
　B　前年度における令和8年改正前の省令第37条の4の2第1号の額
（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）
第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村を包括する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九七五を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。
［削る］

一　当該年度に係る額
　次の算式によつて算定した額
　算式
　（A×α×B／C）×0.75
　A×α及びA×α×B／Cに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
　算式の符号
　［同左］
　B　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の76に規定する従業者数。ただし、地方税法施行令第7条の2の2の規定の適用を受ける市町村にあつては、当該規定による従業者数）
　C　当該道府県の区域内の市町村に係る符号Bの合計
　α　0.074
二　令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額
　次の算式によつて算定した額
　算式
　A×0.75－B
　算式の符号
　［同左］
　B　前年度における令和7年改正前の省令第37条の4の2の額
（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）
第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村を包括する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九五一を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。
（環境性能割交付金の基準額の算定方法）
第三十八条の二　環境性能割交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百七十七条の六第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同条第二項に係るもの（以下「一般国道等分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。
一　指定都市の基準額
　算式
　（A×B）×0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に環境性能割交付金（平成 28 年地方税法等改正法による改正前の地方税法第 143 条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。以下この条及び第 50 条において同じ。）として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は一般国道等分の額

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$$

$(a\ /\ b)$、$\sqrt{(a\ /\ b)}$ 及び $\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、b が０の場合は（a ／ b）は１とする。

算式の符号

a　符号 A に同じ

b　当該年度の前３年度に環境性能割交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は一般国道等分の額

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$$

$(a\ /\ b)$、$\sqrt{(a\ /\ b)}$ 及び $\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、b が０の場合は（a ／ b）は１とする。

算式の符号

a　符号 A に同じ

b　当該年度の前３年度に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に環境性能割交付金（平成 28 年地方税法等改正法による改正前の地方税法第 143 条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。以下この条及び第 50 条において同じ。）として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は一般国道等分の額

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$$

$(a\ /\ b)$、$\sqrt{(a\ /\ b)}$ 及び $\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、b が０の場合は（a ／ b）は１とする。

算式の符号

a　符号 A に同じ

b　当該年度の前３年度に環境性能割交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は一般国道等分の額

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$$

$(a\ /\ b)$、$\sqrt{(a\ /\ b)}$ 及び $\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、b が０の場合は（a ／ b）は１とする。

算式の符号

a　符号 A に同じ

b　当該年度の前３年度に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方

揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・八五九を乗じて得た額
二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・八六三を乗じて得た額
（特別とん譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条　特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。
一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に〇・九九一を乗じて得た額
［二　略］
（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九九七を乗じて得た額とする。
（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇三五を乗じて得た額とする。
（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、一一、六〇〇、〇〇〇千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。
（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。
一　二九、九五〇、〇〇〇千円に百分の五十五を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によつて按分した額、二九、九五〇、〇〇〇千円に百分の二十を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によつて按分した額及び二九、九五〇、〇〇〇千円に百分の二十五を乗じて得た額を市町村九月譲与基準人口によつて按分した額の合算額
二　二九、九五〇、〇〇〇千円に百分の五十五を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によつて按分した額、二九、九五〇、〇〇〇千円に百分の二十を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によつて按分した額及び二九、九五〇、〇〇〇千円に百分の二十五を乗じて得た額を市町村三月譲与基準人口によつて按分した額の合算額

第三節　低開発地域工業開発促進法等による特例

（市町村に係る控除額の算定方法）

揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額
二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額
（特別とん譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条　特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。
一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に一・〇二四を乗じて得た額
［二　同上］
（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九三七を乗じて得た額とする。
（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に一・〇三三を乗じて得た額とする。
（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、一一、五九九、九三八千円を航空機燃料譲与税として譲与されるべき額として総務大臣が通知した率によつて按分した額とする。
（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）
第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税法第二十八条の規定によつて森林環境譲与税が譲与されるべき市町村について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に一・〇九五を乗じて得た額とする。

第三節　低開発地域工業開発促進法等による特例

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$A \times 0.0105 + B \times (0.0105 - C \times 0.75) + D \times (0.0105 - E \times 0.75) + F \times (0.0105 - G \times 0.75) + H \times (0.0105 - I \times 0.75) + J \times (0.0105 - K \times 0.75) + L \times 0.0105 \times \beta + M \times 0.007875 \times \beta + N \times 0.00525 \times \beta + O \times (0.0105 - P \times 0.75) \times \beta + Q \times (0.0105 - R \times 0.75) \times \beta + S \times (0.0105 - T \times 0.75) \times \beta + U \times (0.0105 - V \times 0.75) \times \gamma + W \times (0.0105 - X \times 0.75) \times \gamma + Y \times (0.0105 - Z \times 0.75) \times \gamma + AA \times 0.0105 \times \delta + AB \times (0.0105 - AC \times 0.75) \times \delta$

算式の符号

［略］

C　当該市町村が符号Ｂに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２、中部圏法第８条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るものであつて令和８年４月１日以後に原子力発電施設等立地地域（原発等立地地域振興法第３条の規定の適用を受けた地域をいう。以下この条において同じ。）として指定を受けた当該市町村（令和８年３月 31 日以前に原子力発電施設等立地地域として指定を受けた地域を区域内に含む市町村を除く。）のうち、当該市町村が指定を受けた年度前 3 年度内の各年度に係る地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの３分の１の数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.67 以上の市町村（以下この条において「令和８年４月１日以後に指定を受けた原子力発電施設等立地地域」という。）に係るものは 0.007 とする。

［略］

E　当該市町村が符号Ｄに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0105 に満たないときは 0.0105 とし、関西学研法第 11 条、特定農山村法第 16 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、半島振興法第 17 条、リゾート法第９条、多極法第 14 条、地方拠点法第 12 条、ベイエリア法第 14 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るもの（令和８年４月１日以後に指定を受けた原子力発電施設等立地

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$A \times 0.0105 + B \times (0.0105 - C \times 0.75) + D \times (0.0105 - E \times 0.75) + F \times (0.0105 - G \times 0.75) + H \times (0.0105 - I \times 0.75) + J \times (0.0105 - K \times 0.75) + L \times 0.0105 \times \beta + M \times 0.007875 \times \beta + N \times 0.00525 \times \beta + O \times (0.0105 - P \times 0.75) \times \beta + Q \times (0.0105 - R \times 0.75) \times \beta + S \times (0.0105 - T \times 0.75) \times \beta + U \times (0.0105 - V \times 0.75) \times \gamma + W \times (0.0105 - X \times 0.75) \times \gamma + Y \times (0.0105 - Z \times 0.75) \times \gamma + AA \times 0.0105 \times \delta + AB \times (0.0105 - AC \times 0.75) \times \delta$

算式の符号

［同左］

C　当該市町村が符号Ｂに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２、中部圏法第８条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とする。

［同左］

E　当該市町村が符号Ｄに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0105 に満たないときは 0.0105 とし、関西学研法第 11 条、特定農山村法第 16 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、半島振興法第 17 条、リゾート法第９条、多極法第 14 条、地方拠点法第 12 条、ベイエリア法第 14 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0035 に満たないときは 0.0035 とし、地域

地域に係るものを除く。）にあつては当該率が 0.0035 に満たないときは 0.0035 とし、地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が 0.00467 に満たないときは 0.00467 とし、原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るもののうち令和８年４月１日以後に指定を受けた原子力発電施設等立地地域に係るものにあつては当該率が 0.00875 に満たないときは 0.00875 とする。

［略］

G　符号Ｅに同じ。この場合において、符号Ｅ中「符号Ｄ」とあるのは「符号Ｆ」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105（水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては 0.007）」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と、「0.00875」とあるのは「0.0105」とそれぞれ読み替えるものとする。

［略］

［11　略］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和八年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から令和七年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A － B）×α＋B

（A － B）が負数となるときは 0 とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前 15 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 14 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 12 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 21 年度から令和７年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前 10 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の４月１日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関

再生法第 17 条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が 0.00467 に満たないときは 0.00467 とする。

［同左］

G　符号Ｅに同じ。この場合において、符号Ｅ中「符号Ｄ」とあるのは「符号Ｆ」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105（水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては 0.007）」と、「0.0035」とあるのは「0.007」とそれぞれ読み替えるものとする。

［同左］

［11　同上］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和七年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から令和六年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A － B）×α＋B

（A － B）が負数となるときは 0 とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前 15 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 14 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 12 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 21 年度から令和６年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前 10 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の４月１日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関

係市町村につきそれぞれ第 49 条の規定によつて算定した基準財政需要額が第 50 条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［略］

α　当該年度の前 10 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合にあつては当該年度の前９年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合にあつては当該年度の前７年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 21 年度から令和７年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前５年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前 n 年度の４月１日から当該年度の前（n－1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は 11 以上 15 以下の整数）

1.1－（n－10）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合であつて当該年度の前 n 年度の４月１日から当該年度の前（n－1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は 10 以上 14 以下の整数）

1.1－（n－9）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合であつて当該年度の前 n 年度の４月１日から当該年度の前（n－1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は８以上 12 以下の整数）

1.1－（n－7）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成 21 年度から令和７年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前 n 年度の４月１日から当該年度の前（n－1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は６以上 10 以下の整数）

1.1－（n－5）×0.2

［2～6　略］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［略］

2　当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村ごとの分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあつては当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあつては当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあつては第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

一　人口

第五条第一項の表中一の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成

係市町村につきそれぞれ第 49 条の規定によつて算定した基準財政需要額が第 50 条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［同左］

α　当該年度の前 10 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合にあつては当該年度の前９年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合にあつては当該年度の前７年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 21 年度から令和６年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前５年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前 n 年度の４月１日から当該年度の前（n－1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は 11 以上 15 以下の整数）

1.1－（n－10）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合であつて当該年度の前 n 年度の４月１日から当該年度の前（n－1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は 10 以上 14 以下の整数）

1.1－（n－9）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合であつて当該年度の前 n 年度の４月１日から当該年度の前（n－1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は８以上 12 以下の整数）

1.1－（n－7）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成 21 年度から令和６年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前 n 年度の４月１日から当該年度の前（n－1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は６以上 10 以下の整数）

1.1－（n－5）×0.2

［2～6　同上］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［同上］

2　当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村ごとの分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあつては当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあつては当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあつては第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

一　人口

第五条第一項の表中一の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成

二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、令和七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口によつて按分したものとし、令和二年十月二日から令和七年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、令和七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口によつて按分したものとする。

［二～五　略］

六　都市計画区域における人口

［(1)　略］

(2)　(1)の場合において、(1)の規定により算出した数が前年四月一日における都市計画区域内の令和二年人口を超える合併関係市町村があるときは、当該超える合併関係市町村にあつては前年四月一日における都市計画区域内の令和二年人口を都市計画区域における人口とし、当該超える合併関係市町村以外の合併関係市町村にあつては当該超える数の合計数を当該超える合併関係市町村以外の合併関係市町村の前年四月一日における都市計画区域内の令和二年人口によつて按分した数を(1)に定める方法により按分した数に加算するものとする。

(3)　(2)の場合においても、なお(2)の規定により算出した数が前年四月一日における都市計画区域内の令和二年人口を超える合併関係市町村があるときは、当該超える合併関係市町村にあつては前年四月一日における都市計画区域内の令和二年人口を都市計画区域における人口とし、当該超える合併関係市町村以外の合併関係市町村にあつては当該超える数の合計数を総務大臣が定める率によつて按分した数と(2)に定める方法により算出した数との合計数とする。

［七～十七　略］

十八　農家数

第五条第一項の表中三十二の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農家数は、令和七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における農家数を平成二十七年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとし、令和二年二月二日から令和七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農家数は、令和七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における農家数を令和二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとする。

［十九～三十一　略］

3　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては当

二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口によつて按分したものとし、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口によつて按分したものとする。

［二～五　同上］

六　都市計画区域における人口

［(1)　同上］

(2)　(1)の場合において、(1)の規定により算出した数が前年四月一日における都市計画区域内の人口を超える合併関係市町村があるときは、当該超える合併関係市町村にあつては前年四月一日における都市計画区域内の人口を都市計画区域における人口とし、当該超える合併関係市町村以外の合併関係市町村にあつては当該超える数の合計数を当該超える合併関係市町村以外の合併関係市町村の前年四月一日における都市計画区域内の人口によつて按分した数を(1)に定める方法により按分した数に加算するものとする。

(3)　(2)の場合においても、なお(2)の規定により算出した数が前年四月一日における都市計画区域内の人口を超える合併関係市町村があるときは、当該超える合併関係市町村にあつては前年四月一日における都市計画区域内の人口を都市計画区域における人口とし、当該超える合併関係市町村以外の合併関係市町村にあつては当該超える数の合計数を総務大臣が定める率によつて按分した数と(2)に定める方法により算出した数との合計数とする。

［七～十七　同上］

十八　農家数

第五条第一項の表中三十二の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農家数は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における農家数を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとし、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農家数は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における農家数を平成二十七年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとする。

［十九～三十一　同上］

3　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては当

該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行つたものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

［一・二　略］

三　密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［略］	［略］
「その他の土木費」に係る密度補正に用いる密度	当該新市町村の公営住宅の管理戸数を合併関係市町村ごとに分別して算定する。
「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正に用いる密度	当該新市町村のスクールバス等の数を当該スクールバス等の主たる定置場の場所によつて合併関係市町村に分別し、教育扶助受給児童数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分して算定する。

該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行つたものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

［一・二　同上］

三　密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［同上］	［同上］
「その他の土木費」に係る密度補正に用いる密度	当該新市町村の近傍同種の家賃の額、旧公営住宅法第十二条第一項又は改良住宅等管理要領第四第一項の規定に基づき算出する月割り額、当該住宅の家賃、公営住宅法施行令第二条第二項の規定による家賃算定基礎額に同条第一項第一号から第三号までに掲げる数値を乗じた額、入居者階層に応じての負担能力を勘案して国土交通省住宅局長が別に定める額及び入居者負担基準額として国土交通大臣が調査した額を合併関係市町村ごとに分別して算定し、当該新市町村の近傍同種の家賃の額、旧公営住宅法第十二条第一項又は改良住宅等管理要領第四第一項の規定に基づき算出する月割り額、当該住宅の家賃、公営住宅法施行令第二条第二項の規定による家賃算定基礎額に同条第一項第一号から第三号までに掲げる数値を乗じた額、入居者階層に応じての負担能力を勘案して国土交通大臣が調査した額を合併関係市町村ごとに分別して算定し、平成八年四月一日以降に合併を行つた場合においては、当該新市町村の公営住宅家賃収入補助基本額、戸数及び収入超過者入居戸数を合併関係市町村ごとに分別して算定する。
「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの及び「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正に用いる密度	当該新市町村のスクールバス等の数を当該スクールバス等の主たる定置場の場所によつて合併関係市町村に分別し、教育扶助受給児童数又は教育扶助受給生徒数、完全学校給食実施児童数又は完全学校給食実施生徒数、補食学校給食実施児童数又は補食学校給食実施生徒数及びミルク学校給食実施児童数又はミルク学校給食実施生徒数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分して算定する。

「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正に用いる密度	当該新市町村のスクールバス等の数を当該スクールバス等の主たる定置場の場所によつて合併関係市町村に分別し、教育扶助受給生徒数、完全学校給食実施生徒数、補食学校給食実施生徒数及びミルク学校給食実施生徒数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分して算定する。		
「その他の教育費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度	当該新市町村立の大学に在学する学生数、短期大学に在学する学生数、高等専門学校に在学する学生数、特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数、特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数及び特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数を合併関係市町村ごとに分別し、市町村立大学授業料減免対象学生数、市町村立短期大学授業料減免対象学生数、市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数、市町村立専門学校授業料減免対象学生数、市町村立大学入学金減免対象学生数、市町村立短期大学入学金減免対象学生数、市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数、市町村立専門学校入学金減免対象学生数、市町村立体育館空調設備設置小学校数、市町村立体育館空調設備設置中学校数、市町村立武道場空調設備設置中学校数及び市町村立体育館空調設備設置特別支援学校数にあつては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用いて算定する。	［略］	［略］
「こども子育て費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度	当該新市町村に所在する私立の幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）に在学する幼児の数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分し、市町村立の認定こども園に在籍する一号認定子どもの数（追加分）にあつては、合併関係市町村ごとの十八歳以下人口によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第十号23算式アの符号Cにあつては、当該新市町村に係る数値を用いて算定する。	［略］	［略］
「こども子育て費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度	私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数にあつては、合併関係市町村ごとの十八歳以下人口によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第十号24算式の符号C		

	当該新市町村立の大学に在学する学生数、短期大学に在学する学生数、高等専門学校に在学する学生数、特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数、特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数及び特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数を合併関係市町村ごとに分別し、市町村立大学授業料減免対象学生数、市町村立短期大学授業料減免対象学生数、市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数、市町村立専門学校授業料減免対象学生数、市町村立大学入学金減免対象学生数、市町村立短期大学入学金減免対象学生数、市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数、市町村立専門学校入学金減免対象学生数、市町村立大学支援拡充分対象学生数、市町村立短期大学支援拡充分対象学生数、市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数、市町村立体育館空調設備設置小学校数、市町村立体育館空調設備設置中学校数、市町村立武道場空調設備設置中学校数及び市町村立体育館空調設備設置特別支援学校数にあつては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用いて算定する。	［同上］	［同上］
「こども子育て費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度	私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数にあつては、合併関係市町村ごとの十八歳以下人口によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第十号33算式の符号C		

		にあつては当該新市町村に係る数値を用いて算定する。
「こども子育て費」に係る密度補正Ⅳに用いる密度	［略］	市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子どもの数の合計数にあつては、合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第十号26算式の符号Cにあつては当該新市町村に係る数値を用いて算定する。
「農業行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度	［略］	当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別して算定する。この場合において、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積及び牧草専用地の面積を平成二十七年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分し、令和二年二月二日から令和七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を令和二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分して算定する。
「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度	［略］	当該新市町村又は財産区の所有する森林の面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する。この場合において、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村又は財産区の所有する森林の面積は、令和七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分し、令和二年二月二日か

		にあつては当該新市町村に係る数値を用いて算定する。
「こども子育て費」に係る密度補正Ⅳに用いる密度	［同上］	市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子どもの数の合計数にあつては、合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第十号35算式の符号Cにあつては当該新市町村に係る数値を用いて算定する。
「農業行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度	［同上］	当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別して算定する。この場合において、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分し、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十七年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分して算定する。
「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度	［同上］	当該新市町村又は財産区の所有する森林の面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する。この場合において、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村又は財産区の所有する森林の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分し、平成二十七年二

ら令和七年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村又は財産区の所有する森林の面積は、令和七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分して算定する。

「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度

当該新市町村の公有及び私有の林野面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する。この場合において、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の公有及び私有の林野面積は、令和七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によつて按分し、令和二年二月二日から令和七年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の公有及び私有の林野面積は、令和七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によつて按分して算定する。

「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度

当該新市町村の市町村譲与基準面積を合併関係市町村の公有及び私有の林野面積に用いる数により按分し、当該新市町村の市町村譲与基準林業従業者数及び市町村譲与基準人口（市町村九月譲与基準人口及び市町村三月譲与基準人口をいう。以下この号において同じ。）を合併関係市町村ごとに分別して算定する。この場合において、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村譲与基準従業者数及び市町村譲与基準人口は、令和七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村譲与基準従業者数及び市町村譲与基準人口を国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における合併関係市町村の区域に係る林業従業者数及び人口によつてそれぞれ按分し、令和二年十月二日から令和七年十月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村譲与基準

月二日から令和二年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村又は財産区の所有する森林の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分して算定する。

「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度

当該新市町村の公有及び私有の林野面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する。この場合において、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の公有及び私有の林野面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の公有及び私有の林野面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によつて按分し、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村譲与基準林業従業者数及び市町村譲与基準人口を合併関係市町村ごとに分別して算定する。この場合において、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村譲与基準従業者数及び市町村譲与基準人口は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村譲与基準従業者数及び市町村譲与基準人口を国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における合併関係市町村の区域に係る林業従業者数及び人口によつてそれぞれ按分し、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村譲与基準人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括してい

「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度

当該新市町村の市町村譲与基準面積を合併関係市町村の公有及び私有の林野面積に用いる数により按分し、当該新市町村の市町村譲与基準林業従業者数及び市町村譲与基準人口を合併関係市町村ごとに分別して算定する。この場合において、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村譲与基準従業者数及び市町村譲与基準人口は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村譲与基準従業者数及び市町村譲与基準人口を国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における合併関係市町村の区域に係る林業従業者数及び人口によつてそれぞれ按分し、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村譲与基準人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括してい

人口は、令和七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村譲与基準人口を国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における合併関係市町村の区域に係る人口によつて按分して算定する。	
［略］	［略］
「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅳに用いる密度	第九条第一項の表市町村の項第十号三算式の符号B、D及びFにあつては、当該新市町村に係る符号B、D及びFの数値を合併関係市町村の人口によつて按分した数値を用い、符号C、E及びGにあつては、当該新市町村に係る符号C、E及びGの数値を用い、符号α及びβにあつては合併関係市町村の人口を用いて算定する。

四　態容補正

法第十三条第四項第三号並びにこの省令第十条第十四項から第二十三項まで、第十一条の二及び第十二条第三項から第五項までの規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる態容補正係数については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［略］	［略］
「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数	当該合併関係市町村のうち人口が最も多い団体の連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の人口を零として算定するものとする。ただし、合併後に中核市又は特例市（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市をいう。以下同じ。）に指定された新市に係る合併関係市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該合併関係市町村のうち人口が最も多いものの連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定した率に、当該新市の基準財政需要額から当該新市の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」、「その他の教育費」、「生活保護費」、「社会福祉費」、「保健衛生費」、「こども子育て費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の

た市町村の同日現在における市町村譲与基準人口を国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における合併関係市町村の区域に係る人口によつて按分して算定する。	
［同上］	［同上］
「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅳに用いる密度	当該新市町村のガバメントクラウド利用業務システム数を合併関係市町村の人口によつて按分して算定する。

四　態容補正

法第十三条第四項第三号並びにこの省令第十条第十四項から第二十三項まで、第十一条の二及び第十二条第三項から第五項までの規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる態容補正係数については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［同上］	［同上］
「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数	当該合併関係市町村のうち人口が最も多い団体の連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の人口を零として算定するものとする。ただし、合併後に中核市又は特例市（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市をいう。以下同じ。）に指定された新市に係る合併関係市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該合併関係市町村のうち人口が最も多いものの連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定した率に、当該新市の基準財政需要額から当該新市の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」、「その他の教育費」、「生活保護費」、「社会福祉費」、「保健衛生費」、「こども子育て費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の

市町村、「保健衛生費」にあつては保健所設置市、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除して得た額を当該新市に係る合併関係市町村ごとの人口で按分して得た当該合併関係市町村の額（当該合併関係市町村が施行時特例市であつた場合には、当該額から、当該合併関係市町村の基準財政需要額から当該合併関係市町村の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の市町村であるものとし、かつ、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除した額を控除して得た額）と当該合併関係市町村の段階補正係数及びこの号の規定の適用がないものとした場合における普通態容補正Ⅰ係数を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・七七六一を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に単位費用を乗じて得た額との合算額を、単位費用で除し、その商（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位で除し、その商（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を〇・七七六一で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、段階補正係数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。	［略］
［五～九　略］ ［４～６　略］ （合併関係市町村に係る基準財政収入額の算定方法） **第五十条**　合併関係市町村に係る基準財政収入額は、次の各号に定めるところによつて算定した基準税額及び基準額の合算額とする。 ［一・二　略］ 三　軽自動車税の基準税額は、第三十三条に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の軽自動車税の基準税額によつて按分した額とする。	［略］

市町村、「保健衛生費」にあつては保健所設置市、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除して得た額を当該新市に係る合併関係市町村ごとの人口で按分して得た当該合併関係市町村の額（当該合併関係市町村が施行時特例市であつた場合には、当該額から、当該合併関係市町村の基準財政需要額から当該合併関係市町村の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の市町村であるものとし、かつ、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除した額を控除して得た額）と当該合併関係市町村の段階補正係数及びこの号の規定の適用がないものとした場合における普通態容補正Ⅰ係数を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・七七四八を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に単位費用を乗じて得た額との合算額を、単位費用で除し、その商（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位で除し、その商（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を〇・七七四八で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、段階補正係数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。	［同上］
［五～九　同上］ ［４～６　同上］ （合併関係市町村に係る基準財政収入額の算定方法） **第五十条**　合併関係市町村に係る基準財政収入額は、次の各号に定めるところによつて算定した基準税額及び基準額の合算額とする。 ［一・二　同上］ 三　軽自動車税の基準税額は、環境性能割に係る基準税額及び種別割に係る基準税額の合算額とする。 ㈠　環境性能割の基準税額は、第三十三条第二項に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の軽自動車税の基準税額によつて按分した額とする。 ㈡　種別割の基準税額は、第三十三条第三項に定めるところによつて算定した当該新市町村に	［同上］

三の二　旧地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割の基準税額は、第三十三条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の軽自動車税の基準税額によつて按分した額とする。

［四～七の六　略］

七の七　軽油引取税交付金の基準額は、第三十八条に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積によつて按分した額とする。ただし、合併前指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、当該按分した額を零とする。

［削る］

［八　略］

九　地方揮発油譲与税の基準税額は、当該新市町村が指定都市である場合においては㈠及び㈡に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村である場合においては㈠に定める額とする。

㈠　第三十九条第一号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額

㈡　第三十九条第二号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の軽自動車税の基準税額によつて按分した額とする。

［新設］

［四～七の六　同上］

七の七　軽油引取税交付金の基準額は、第三十八条に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積によつて按分した額とする。この場合における一般国道及び都道府県道の面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、当該按分した額を零とする。

七の八　環境性能割交付金の基準額は、当該新市町村が指定都市である場合においては㈠及び㈡に定める額の合算額とし、当該新市町村が指定都市以外の市町村である場合においては㈠に定める額とする。

㈠　第三十八条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額のうち市町村道（地方税法第百七十七条の六第一項に規定する市町村道をいう。以下この号において同じ。）に係る額を市町村道の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。この場合における市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

㈡　第三十八条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額のうち一般国道等（地方税法第百七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この号において同じ。）に係る額を一般国道等の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道等の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。この場合における一般国道等の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

［八　同上］

九　地方揮発油譲与税の基準税額は、当該新市町村が指定都市である場合においては㈠及び㈡に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村である場合においては㈠に定める額とする。

㈠　第三十九条第一号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。この場合における市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

㈡　第三十九条第二号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存す

る一般国道及び都道府県道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額

九の二　石油ガス譲与税の基準税額は、第四十条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額とする。

［九の三・九の四　略］

九の五　森林環境譲与税の基準税額は、第四十条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を市町村譲与基準面積に係る額、市町村譲与基準従業者数に係る額、市町村九月譲与基準人口に係る額及び市町村三月譲与基準人口に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の公有及び私有の林野面積、譲与基準従業者数、市町村九月譲与基準人口及び市町村三月譲与基準人口でそれぞれ按分した額の合算額とする。この場合における合併関係市町村の公有及び私有の林野面積、譲与基準従業者数、市町村九月譲与基準人口及び市町村三月譲与基準人口については、前条第三項第三号の表「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度の項及び「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度の項の規定を準用する。

［十　略］

［2　略］

る一般国道及び都道府県道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。この場合における一般国道及び都道府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、当該按分した額を零とする。

九の二　石油ガス譲与税の基準税額は、第四十条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額とする。この場合における一般国道及び都道府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、当該按分した額を零とする。

［九の三・九の四　同上］

九の五　森林環境譲与税の基準税額は、第四十条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の前年度分の基準税額によつて按分した額とする。

［十　同上］

［2　同上］

附　則

（測定単位の数値の算定方法の特例）

第三条　当分の間、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは「別表第二及び附則第二十一項」と、「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項、第二十六項及び第三十項」とする。ただし、令和八年度に限り、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二並びに附則第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十一項及び第三十三項」とする。

［2　略］

3　令和八年度に限り、第五条第一項の規定によつて一級河川の延長を算定する場合においては、河川現況台帳に記載されている河川の河岸の延長に代えて、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）による廃止前の河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定によつて認定された際の告示に記載されている区間に係る当該延長又は昭和四十年四月一日以後に河川法第四条の規定により一級河川に指定された際の公示に記載されている区間に係る当該延長によることができる。

［4・5　略］

第五条　削除

（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条　令和八年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村（石川県内の市町村に限る。）のうち、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が〇・一二三を上回る市町村である石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十一項の規定により定める率に附則別表第二の二に定める率を加算した率とする。

算式

（B－A）／A

算式の符号

A　測定単位の数値

B　当該市町村の国勢調査令によつて調査した令和２年１０月１日現在における人口

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二　令和八年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈡⑵の規定にかかわらず、次の算式

附　則

（測定単位の数値の算定方法の特例）

第三条　当分の間、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二及び附則第二十一項」とし、「附則第二十三項」とあるのは、「附則第二十三項、第二十六項及び第三十項」とする。

［2　同上］

3　令和七年度に限り、第五条第一項の規定によつて一級河川の延長を算定する場合においては、河川現況台帳に記載されている河川の河岸の延長に代えて、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）による廃止前の河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定によつて認定された際の告示に記載されている区間に係る当該延長又は昭和四十年四月一日以後に河川法第四条の規定により一級河川に指定された際の公示に記載されている区間に係る当該延長によることができる。

［4・5　同上］

（「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

第五条　令和七年度に限り、「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.6」とする。

（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条　令和七年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十一項の規定により定める率に二・九四八を加算した率とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二　令和七年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈡⑵の規定にかかわらず、次の算式

によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 4}{5}$$

算式の符号

A　令和８年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和７年度分の数と同一の数（ただし、令和７年４月２日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が令和７年４月１日以前に存在したものと仮定して令和８年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和７年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［略］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和八年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Bは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［略］

第九条の二　令和八年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和八年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$\{(B \times 0.671 \times 0.7 + 0.3) \times 5{,}105{,}000\} \div (A \times 0.563)$

A × 0.563 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、B × 0.671、B × 0.671 × 0.7 及び｛（B × 0.671 × 0.7 ＋ 0.3）× 5,105,000｝／（A × 0.563）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

｛（α／β）× 100｝×（1／3.6）

｛（α／β）× 100｝に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 3}{5}$$

算式の符号

A　令和７年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和６年度分の数と同一の数（ただし、令和６年４月２日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が令和６年４月１日以前に存在したものと仮定して令和７年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和６年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［同左］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和七年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Bは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［同左］

第九条の二　令和七年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和七年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$\{(B \times 0.675 \times 0.7 + 0.3) \times 5{,}106{,}000 + (C \times 0.35 + D \times 0.35 + 0.3) \times 228{,}000\} \div (A \times 0.750)$

A × 0.750 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、B × 0.675、B × 0.675 × 0.7、C × 0.35 ＋ D × 0.35 及び｛（B × 0.675 × 0.7 ＋ 0.3）× 5,106,000 ＋（C × 0.35 ＋ D × 0.35 ＋ 0.3）× 228,000｝／（A × 0.750）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

｛（α／β）× 100｝×（1／3.5）

｛（α／β）× 100｝に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

する。

算式の符号

α　内閣府が令和８年３月27日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成25年度から令和４年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

β　内閣府が令和８年３月27日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成25年度から令和４年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

（寒冷補正係数の算定方法の特例）

第十条　令和八年度に限り、別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和四年改正前の省令」という。）別表第四(3)の区分欄に掲げる級地よりも下回る市町村（令和四年改正前の省令別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正により無級地となつた市町村を含む。）の「道路橋りよう費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、第十三条第四項の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + (B - A) \times 0.2$$

B－Aが負数となるときは、(B－A)は０とする。

［略］

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第

する。

算式の符号

α　内閣府が令和７年３月７日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成24年度から令和３年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

β　内閣府が令和７年３月７日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成24年度から令和３年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

C　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

$$(\gamma / 3) \times (1 / 346{,}016{,}000{,}000)$$

γ／３に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が令和７年３月７日に公表した県民経済計算の「３．付表」に記載されている当該都道府県の「固定資本減耗」の「一般政府」に係る額の令和元年度から令和３年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

D　当該都道府県の第５条第１項の表中二１の面積を8,042.04で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

（寒冷補正係数の算定方法の特例）

第十条　令和七年度に限り、別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和四年改正前の省令」という。）別表第四(3)の区分欄に掲げる級地よりも下回る市町村（令和四年改正前の省令別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正により無級地となつた市町村を含む。）の「道路橋りよう費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、第十三条第四項の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + (B - A) \times 0.4$$

B－Aが負数となるときは、(B－A)は０とする。

［同左］

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第

十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・一五六を乗じて得た額とする。

［２　略］

第十一条の二　令和八年度に限り、令和七年四月二日から令和八年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村及び当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　［略］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×1.013×0.667×1.006）／2

A×1.013、A×1.013×0.667、（A×1.013×0.667×1.006）及び（A×1.013×0.667×1.006）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和７年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和6年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和7年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　略］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（87,200円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.989－F＋G

87,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（87,200円×α）×A及び｛（87,200円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.989に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

G　第18条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の

十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・一一一を乗じて得た額とする。

［２　同上］

第十一条の二　令和七年度に限り、令和六年四月二日から令和七年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村及び当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　［同上］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×1.175×0.667×0.982）／2

A×1.175、A×1.175×0.667、（A×1.175×0.667×0.982）及び（A×1.175×0.667×0.982）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　令和６年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和5年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和6年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　同上］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（90,800円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.989－F－G＋H

90,800円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（90,800円×α）×A及び｛（90,800円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.989に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

G　第18条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。

H　第18条第3項第1号の算式の符号Hに同じ。

［同左］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の

算式により算定した額とする。

算式

｛（87,200円×α）×A＋（87,200円×α'）×A'＋（B＋B'）－（C＋C'）－（D＋D'）－（E＋E'）｝×0.989－F＋G

87,200円×α及び87,200円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（87,200円×α）×A、（87,200円×α'）×A'及び｛（87,200円×α）×A＋（87,200円×α'）×A'＋（B＋B'）－（C＋C'）－（D＋D'）－（E＋E'）｝×0.989に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

A'　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

［略］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×0.992

算式の符号

c'　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

［略］

D'　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から令和７年度の市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に1.137を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

E'　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に0.984を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

算式により算定した額とする。

算式

｛（90,800円×α）×A＋（90,800円×α'）×A'＋（B＋B'）－（C＋C'）－（D＋D'）－（E＋E'）｝×0.989－F－G＋H

90,800円×α及び90,800円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（90,800円×α）×A、（90,800円×α'）×A'及び｛（90,800円×α）×A＋（90,800円×α'）×A'＋（B＋B'）－（C＋C'）－（D＋D'）－（E＋E'）｝×0.989に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

A'　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［同左］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×0.903

算式の符号

c'　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

［同左］

D'　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から令和６年度の市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に1.232を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

E'　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に1.166を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

Ｇ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

［略］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α×0.989＋（Ｃ×1.070）×α＋（Ｄ＋Ｄ'）×0.989－（Ｅ＋Ｅ'）×0.989－Ｆ

Ａ×1.035、Ｂ×1.035、｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α、｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α×0.989、Ｃ×1.070、（Ｃ×1.070）×α、（Ｄ＋Ｄ'）×0.989及び（Ｅ＋Ｅ'）×0.989に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.02）＋［｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03＋｛（ｄ＋ｅ）×140｝］

ａ×0.02及び｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　令和７年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｂ　令和７年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｃ　令和７年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｄ　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

ｅ　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

［略］

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｊ×ｋ

算式の符号

ｊ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

Ｇ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

Ｈ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｈに同じ。

［同左］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α×0.989＋（Ｃ×1.145）×α＋（Ｄ＋Ｄ'）×0.989－（Ｅ＋Ｅ'）×0.989－Ｆ－Ｇ

Ａ×1.037、Ｂ×1.037、｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α、｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α×0.989、Ｃ×1.145、（Ｃ×1.145）×α、（Ｄ＋Ｄ'）×0.989及び（Ｅ＋Ｅ'）×0.989に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.02）＋［｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03＋｛（ｄ＋ｅ）×140｝］

ａ×0.02及び｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｂ　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｃ　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｄ　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

ｅ　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

［同左］

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｊ×ｋ

算式の符号

ｊ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

j1 ≦ 7,000 のとき　j1 × 0.02
7,000 < j1 のとき　(j1 − 7,000) × 0.03 + 140

算式の符号

［略］

j2　令和7年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 6 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 7 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

j3　令和7年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 6 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 7 年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

［略］

F　第18条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（1／m）× 1.00064

1／mに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.00876304）−（A × 0.00432625）｝× 0.25 ＋｛（A × 0.00396833）−（A × 0.00200631）｝× 0.25

算式の符号

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和八年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　令和八年改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A ＋ B）× 0.75 ＋ C

j1 ≦ 7,000 のとき　j1 × 0.02
7,000 < j1 のとき　(j1 − 7,000) × 0.03 + 140

算式の符号

［同左］

j2　令和6年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 6 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

j3　令和6年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 6 年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

［同左］

F　第18条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。

G　第18条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（1／m）× 1.00023

1／mに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.00740898）−（A × 0.00367984）｝× 0.25 ＋｛（A × 0.00388089）−（A × 0.00194536）｝× 0.25

算式の符号

A　地方税法第 72 条の 114 第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和七年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　令和七年改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A ＋ B）× 0.75 ＋ C

算式の符号

［略］

C　令和７年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の 100 分の 75 に相当する額

㈡　令和八年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和八年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和八年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和八年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

｛（A × 0.05 － B）× 0.75 － C × 0.75 ＋ D｝ － E

算式の符号

［略］

C　第 18 条第 5 項第 1 号算式の符号 D に同じ。

D　令和 7 年度減収補塡債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の 100 分の 75 に相当する額

E　令和 8 年改正前の省令附則第 13 条の 2 第 1 号の規定により算定した額

三　令和八年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和八年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

［五　略］

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　令和八年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

算式の符号

［同左］

C　令和６年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の 100 分の 75 に相当する額

㈡　令和七年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和七年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

｛（A × 0.05 － B）× 0.75 － C × 0.75 ＋ D｝ － E

算式の符号

［同左］

C　第 18 条第 5 項第 1 号算式の符号 C に同じ。

D　令和 6 年度減収補塡債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の 100 分の 75 に相当する額

E　令和 7 年改正前の省令附則第 13 条の 2 第 1 号の規定により算定した額

三　令和七年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

［五　同上］

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　令和七年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　前年度における令和八年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額（前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F－G）×0.75＋H

算式の符号

［略］

H　令和７年度減収補塡債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和八年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和八年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の三　令和八年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

A＜０のとき　（B×6.18719965＋B×0.59765462＋C×14.80010520＋C×1.4367618 5）×0.75

A≧０のとき　｛（B×6.18719965＋C×14.80010520）－（B×6.18719965＋C×14.80010520）×0.75｝×0.75（ただし、（B×6.18719965＋C×14.80010520）×0.75－A≧０のときは、（B×6.18719965＋C×14.80010520）×0.75はAとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a×6.18719965＋b×14.80010520）×0.75＋c＋d－e

算式の符号

a　第28条の３第１号算式の符号Aの算式の符号aに同じ。

b　第28条の３第１号算式の符号Aの算式の符号bに同じ。

［一　同上］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額（前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F－G）×0.75＋H

算式の符号

［同左］

H　令和６年度減収補塡債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和七年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の三　令和七年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

第二十八条の三の規定の例により算定した額

c　次号から第４号までに掲げる額の合算額
d　第28条の３第１号算式の符号Ａの算式の符号ｄに同じ。
e　第28条の３第１号算式の符号Ａの算式の符号ｅに同じ。
Ｂ　符号Ａの算式の符号ａに同じ。
Ｃ　符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

三　前年度における令和八年改正前の省令附則第十四条の三第一号の額の過大算定額又は過少算定額
　前年度分過大過小額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。
㈠　次の算式によつて算定した額
　算式
　Ｄ×0.75＋Ｅ
　算式の符号
　Ｄ　第28条の３第２号算式の符号Ｄに同じ。
　Ｅ　令和７年度減収補填債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額
㈡　令和八年改正前の省令附則第十四条の三第一号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十四条の三第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和八年改正前の省令附則第十四条の三第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十四条の八　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「地方特例交付金法」という。）第二条に規定する個人住民税減収補填特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、軽油引取税減収補填特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、自動車税減収補填特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額の合算額とする。

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛159,800円×α｝×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991－Ｆ＋Ｇ

159,800円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（159,800円×α）×Ａ及び｛（159,800円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額
　前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額
　算式
　Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ
　算式の符号
　Ａ　前年度の５月、８月、11月及び２月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額
　Ｂ　令和６年度減収補填債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額
　Ｃ　前年度における令和７年改正前の省令附則第14条の２第１号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十四条の八　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金（以下「地方特例交付金」という。）の額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛166,200円×α｝×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

166,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（166,200円×α）×Ａ及び｛（166,200円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｇ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

［略］

２　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（159,800円×α）×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.991－Ｆ＋Ｇ

159,800円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（159,800円×α）×Ａ、｛（159,800円×α）×Ａ｝×β、Ｂ×β、Ｄ×β、Ｅ×β及び［｛（159,800円×α）×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｃ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（ｃ＋ｄ）×β＋ｅ＋ｆ｝×0.983

［略］

［略］

Ｇ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

［略］

３　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α×0.991＋（Ｃ×1.070）×α＋Ｄ×0.991－Ｅ－Ｆ

Ａ×1.035、Ｂ×1.035、｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α、｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α×0.991、Ｃ×1.070、（Ｃ×1.070）×α及びＤ×0.991に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.03）＋｛（ｂ－2,000×ｃ）×0.08＋（ｃ×60）｝＋｛（ｄ＋ｅ）－7,000×（ｆ＋ｇ）｝×0.1＋（ｆ＋ｇ）×460

（ａ×0.03）、（ｂ－2,000×ｃ）×0.08及び｛（ｄ＋ｅ）－7,000×（ｆ＋ｇ）｝×0.1に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｇ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

Ｈ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｈに同じ。

［同左］

２　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（166,200円×α）×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.991－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

166,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（166,200円×α）×Ａ、｛（166,200円×α）×Ａ｝×β、Ｂ×β、Ｄ×β、Ｅ×β及び［｛（166,200円×α）×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｃ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（ｃ＋ｄ）×β＋ｅ＋ｆ｝×1.023

［同左］

［同左］

Ｇ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

Ｈ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｈに同じ。

［同左］

３　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α×0.991＋（Ｃ×1.145）×α＋Ｄ×0.991－Ｅ－Ｆ

Ａ×1.037、Ｂ×1.037、｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α、｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α×0.991、Ｃ×1.145、（Ｃ×1.145）×α及びＤ×0.991に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.03）＋｛（ｂ－2,000×ｃ）×0.08＋（ｃ×60）｝＋｛（ｄ＋ｅ）－7,000×（ｆ＋ｇ）｝×0.1＋（ｆ＋ｇ）×460

（ａ×0.03）、（ｂ－2,000×ｃ）×0.08及び｛（ｄ＋ｅ）－7,000×（ｆ＋ｇ）｝×0.1に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

c　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

d　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

e　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

f　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

g　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

B　次の算式によつて算定した額

算式

（h×β×1.250）＋（i×β×1.111）＋｛（j＋k）×1.111｝

（h×β×1.250）、（i×β×1.111）、（j＋k）×1.111 及び l×β に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

k　第 31 条第３項第１号の算式の符号Cの算式の符号 f に同じ。

C　次の算式によつて算定した額

算式

m×n

算式の符号

m　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

m1 ≦ 2,000 のとき　m1 × 0.03

2,000 ＜ m1 ≦ 7,000 のとき　（m1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ m1 のとき　（m1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

［略］

m2　令和７年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和６年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和７年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当

a　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

c　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

d　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

e　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

f　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

g　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

B　次の算式によつて算定した額

算式

（h×β×1.250）＋（i×β×1.111）＋｛（j＋k）×1.111｝＋l×β

（h×β×1.250）、（i×β×1.111）、（j＋k）×1.111 及び l×β に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

k　第 31 条第３項第１号の算式の符号Cの算式の符号 f に同じ。

l　第 31 条第３項第１号の算式の符号Dに同じ。

β　指定都市にあつては 6/8、その他の市町村にあつては 1.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

m×n

算式の符号

m　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

m1 ≦ 2,000 のとき　m1 × 0.03

2,000 ＜ m1 ≦ 7,000 のとき　（m1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ m1 のとき　（m1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

［同左］

m2　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和５年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和６年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当

該市町村の額

m3　令和７年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和６年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和７年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［略］

［略］

E　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

p×δ

算式の符号

p　第31条第３項第１号の算式の符号Dに同じ。

δ　指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

F　第31条第３項第１号の算式の符号Fに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（q／r）×0.99946

q／rに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

q　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

r　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

［４　略］

（地方消費税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十四条の九の二　令和八年度に限り、法第十四条第一項の規定による地方消費税交付金の基準額は、第三十七条の四の三の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＋Ｂ

算式の符号

Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第１項の規定による基準額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

｛α×0.5×0.55×（a／b＋c／d）＋α×0.5×0.45×（e／f＋c／d）｝×0.75

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第１項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額として総務大臣が通知した額

a　当該市町村の国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における人口（ただし、福島県双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同

該市町村の額

m3　令和６年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和５年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和６年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［同左］

［同左］

E　第31条第３項第１号の算式の符号Fに同じ。

F　第31条第３項第１号の算式の符号Gに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（p／q）×0.99884

p／qに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

p　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

q　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

［４　同上］

［新設］

郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、国勢調査令によつて調査した平成 22 年 10 月 1 日現在における人口（以下この条において「平成 22 年人口」という。）に、当該市町村の令和 2 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成 22 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口とする。以下この条において「令和２年特例後人口」という。）

b　当該都道府県の区域内の市町村の令和２年特例後人口の合計数

c　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第 72 条の 115 第 1 項に規定する従業者数とする。ただし、地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 5 の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者数とする。以下この条において同じ。）

d　当該市町村の属する道府県従業者数（当該道府県の区域内の市町村に係る市町村従業者数の合計数とする。）

e　当該市町村の国勢調査令によつて調査した令和７年 10 月 1 日現在における人口（ただし、福島県双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、平成 22 年人口に、当該市町村の令和 7 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成 22 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口とする。以下この条において「令和７年特例後人口」という。）

f　当該都道府県の区域内の市町村の令和７年特例後人口の合計数

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第 72 条の 115 第 2 項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

$\{\beta \times 0.55 \times (a \div b) + \beta \times 0.45 \times (c \div d)\} \times 0.75$

算式Ⅱの符号

β　道府県が地方税法第 72 条の 115 第 2 項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額として総務大臣が通知した額

a　算式Ⅰの符号ａに同じ。

b　算式Ⅰの符号ｂに同じ。

c　算式Ⅰの符号ｅに同じ。

d　算式Ⅰの符号ｆに同じ。

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$\{A \times 0.55 \times (a \div b) + A \times 0.45 \times (c \div d)\} \times 0.25$

算式の符号

A　前条の算式Ⅱの符号βに同じ。

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times \alpha \times 0.25$

算式の符号

A　地方税法第 72 条の 115 第 2 項の規定により当該市町村に前年度の 6 月、9 月、12 月及

a　前条の算式Ⅰの符号aに同じ。
b　前条の算式Ⅰの符号bに同じ。
c　前条の算式Ⅰの符号eに同じ。
d　前条の算式Ⅰの符号fに同じ。

［２　略］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和八年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和八年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B）×0.75＋C

算式の符号

［略］

C　令和７年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和八年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和八年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　略］

六　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき令和七年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同令第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの

２　令和八年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

（軽油引取税の基準税額等の算定方法の特例等）

第十六条　令和八年度に限り、第二十三条の二中「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量」とあるのは、「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から、附則第十六

ぴ３月に交付される地方消費税交付金の額

α　0.986

［２　同上］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和七年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B）×0.75＋C

算式の符号

［同左］

C　令和６年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　同上］

六　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき令和六年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同令第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの

２　令和七年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

（軽油引取税の基準税額等の算定方法の特例等）

第十六条　令和七年度に限り、第二十三条の二中「一一、二五〇円」とあるのは「二四、〇七五円」とする。

条第三項に規定する数量を控除した数量」とする。

2　前項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する附則第十六条第三項に規定する数量は、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）第七百条の十一第二項の規定若しくは平成二十一年度から令和六年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十四第二項の規定に基づく納入金の納入又は平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の十四第一項の規定若しくは平成二十一年度から令和七年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十八第一項の規定に基づく税額の納付がなされなかつた現年課税分に係る軽油引取税の課税標準たる数量（以下「未納入数量等」という。）のうち、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度から令和七年度までの各年度における地方税法第百四十四条の五十一の規定に基づく滞納処分又は地方税法第十五条の七の規定に基づく滞納処分の執行の停止後の未徴収額に係る課税標準たる数量で、都道府県が平成二十九年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四条の五十四の規定において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十三条第一項、第十四条第二項若しくは第十七条の規定又は地方税法第二十二条の二十七、第二十二条の二十八第二項若しくは第二十二条の二十九の規定に基づき告発した場合における特別徴収義務者又は納税者に係る未納入数量等として、総務大臣が算定して通知した数量とする。

3　都道府県にあつては、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二の規定により平成十五年度から令和七年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

4　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第五十二号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第二十九号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和三年総務省令第七十六号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県及び令和八年改正前の省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県にあつては、平成二十七年度、平成二十九年度、令和元年度及び令和六年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

2　令和七年度に限り、第二十三条の二中「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量」とあるのは、「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から、附則第十六条第三項に規定する数量を控除した数量」とする。

3　前項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する附則第十六条第三項に規定する数量は、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）第七百条の十一第二項の規定若しくは平成二十一年度から令和六年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十四第二項の規定に基づく納入金の納入又は平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の十四第一項の規定若しくは平成二十一年度から令和六年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十八第一項の規定に基づく税額の納付がなされなかつた現年課税分に係る軽油引取税の課税標準たる数量（以下「未納入数量等」という。）のうち、平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度から令和六年度までの各年度における地方税法第百四十四条の五十一の規定に基づく滞納処分又は地方税法第十五条の七の規定に基づく滞納処分の執行の停止後の未徴収額に係る課税標準たる数量で、都道府県が平成二十九年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四条の五十四の規定において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十三条第一項、第十四条第二項若しくは第十七条の規定又は地方税法第二十二条の二十七、第二十二条の二十八第二項若しくは第二十二条の二十九の規定に基づき告発した場合における特別徴収義務者又は納税者に係る未納入数量等として、総務大臣が算定して通知した数量とする。

4　都道府県にあつては、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二の規定により平成十五年度から令和六年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

5　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第七十四号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第五十二号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第二十九号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和三年総務省令第七十六号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県にあつては、平成二十六年度、平成二十七年度、平成二十九年度及び令和元年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　令和八年度に限り、第二十九条中「〇・八六三」とあるのは、「東京都にあつては〇・八五七、その他の道府県にあつては〇・八六三」とする。

（令和八年度から指定都市等に該当しなくなつた市における事業所税の基準税額の算定方法）

第十八条　令和八年度に限り、令和八年度から指定都市等に該当しなくなつた市における事業所税の算定については、第三十七条算式中「0.74925」とあるのは、附則別表第十五に定めるところによるものとする。

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和八年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和八年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額（次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

［略］

B　令和７年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和８年改正前の省令附則第19条第１号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和八年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　令和七年度に限り、地方揮発油譲与税の基準税額は、第二十九条の規定にかかわらず、東京都にあつては〇・九七三を乗じて得た額から第一号に定める額を控除した額とし、その他の道府県にあつては〇・九七二を乗じて得た額から第二号に定める額を控除した額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.013118579

算式の符号

A　地方揮発油譲与税法第４条の規定によつて前年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第２条に係る額の合算額

二　次の算式によつて算定した額

算式

B×0.0013118826

算式の符号

B　前号の算式の符号Aに同じ。

第十八条　削除

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和七年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額（次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

［同左］

B　令和６年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和７年改正前の省令附則第19条第１号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和七年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定

により控除された額

［五　略］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十九条の二　令和八年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和八年改正前の省令附則第十九条の二第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（イに定める額からロに定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.75 + B$$

算式の符号

［略］

B　令和７年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和八年改正前の省令附則第十九条の二第一項第一号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和八年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

2　令和八年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十九条の四　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該指定市にあつては地方特例交付金法第二条に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、軽自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額の合算額とし、当該年度の当該市町村（指定市を除く。）にあつては同条に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、軽自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額の合算額とする。

2　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該新指定市にあつては地方特例交付金法第二条に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、軽油引取税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、自動車税減収補塡特例交付金の額

により控除された額

［五　同上］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十九条の二　令和七年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（イに定める額からロに定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.75 + B$$

算式の符号

［同左］

B　令和６年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和七年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和七年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

2　令和七年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十九条の四　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該市町村の地方特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額とする。

2　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該新市町村の地方特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額を当該合併関係市町村の人口によつて按分した額とする。

に〇・七五を乗じて得た額、軽自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額の合算額とし、当該年度の当該新市町村（指定市を除く。）にあつては同条に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、軽自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額の合算額とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和八年度に限り、第三十九条第二号中「〇・八六三」とあるのは、「川崎市にあつては〇・八五七、名古屋市にあつては〇・二七七、その他の指定都市にあつては〇・八六三」とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和七年度に限り、地方揮発油譲与税の基準税額は、第三十九条の規定にかかわらず、川崎市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額から第三号及び第四号に定める額の合算額を控除した額とし、その他の指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額から第三号及び第五号に定める額の合算額を控除した額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額から第三号に定める額を控除した額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に川崎市にあつては〇・九六九、その他の指定都市にあつては〇・九七二を乗じて得た額

三　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.0013118826

算式の符号

Ａ　地方揮発油譲与税法第４条の規定によつて前年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第３条に係る額の合算額

四　次の算式によつて算定した額

算式

Ｂ×0.0013107137

算式の符号

Ｂ　地方揮発油譲与税法第４条の規定によつて前年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第２条に係る額の合算額

五　次の算式によつて算定した額

算式

Ｃ×0.0013118826

算式の符号

Ｃ　前号の算式の符号Ｂに同じ。

2　令和七年度に限り、第五十条第一項第九号中「第三十九条第一号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額」とあるのは「附則第十九条の六第一項第一号に定める額から第三号に定める額を控除することにより算定した当該新市町村に係る額」と、「第三十九条第二号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額」とあるのは「附則第十九条の六第一項第二

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　法附則第五条の二第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口	人

［２～４　略］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正に用いる率は、経常態容補正Ⅰ係数、経常態容補正Ⅱ係数及び経常態容補正Ⅲ係数を合算して得た率とする。

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.3 \times A + 0.3 \times B + 0.4 \times C) \times 0.257$ 0.3 × A、0.3 × B、0.4 × C に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ $A = 3.215 \times (b \div a) - 1.215$ b ／ a に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a　「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況に関する調査について（照会）」（令和８年３月３日付け総行行第89号）に基づく調査（以下この項において「低入札価格調査制度等導入状況調査」という。）において「競争入札を行っていない」に該当する場合は、０とし、それ以外の場合は、１とする。 算式Ⅱ $A = 0.257 \times a + 0.743$ 算式Ⅱの符号 a　「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況に関する調査について（照会）」（令和８年３月３日付け総行行第89号）に基づく調査（以下この項において「低入札価格調査制度等導入状況調査」という。）において「競争入札を行っていない」に該当する場合は、０とし、それ以外の場合は、１とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　法附則第五条の二第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

［２～４　同上］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正に用いる率は、経常態容補正Ⅰ係数及び経常態容補正Ⅱ係数を合算して得た率とする。

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E + 0.3) \times 0.585$ 0.1 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ $A = -0.185 \times a + 19.5$ 算式Ⅰの符号 a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を号に定める額から第五号に定める額を控除することにより算定した当該新市町村に係る額」と読み替えるものとする。

当しないと回答した「事業」の合計数（「⑭その他の契約」に係るものを除く。）

b　低入札価格調査制度等導入状況調査において「制度を導入・適用している」のうち「低入札価格調査制度」又は「最低制限価格制度」のいずれかに該当すると回答した「事業」の合計数（「⑭その他の契約」に係るものを除く。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

B＝3.030×（d／c）－1.030

d／cに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

c　「物価高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査」（令和８年３月３日付け総行経第12号）に基づく調査（以下この項において「物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査」という。）において「民間委託」及び「指定管理」に該当すると回答した業種及び施設の合計数に２を乗じた数

d　物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査において「民間委託」及び「指定管理」の「(b)国等が示す客観的な指標を踏まえた単価を参考にした予算積算を実施しているか。」に該当すると回答した業種及び施設と「(c)スライド条項等により契約内容において期中の物価高騰の影響を適切に反映する仕組みを導入しているか。」に該当すると回答した業種及び施設の合計数

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅲ

C＝21.277×｛（f－e）／e｝－0.085

（f－e）／eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

e　物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査に基づいて総務省に報告された「民間委託」の「(d)令和７年度契約額」と「指定管理者制度」の「(d)令和７年度指定管理料」の合算額

f　物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査に基づいて総務省に報告された「民間委託」の「(e)令和８年度契約額」と「指定管理者

国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和６年４月１日現在におけるもの

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

B＝－0.185×b＋18.5

算式Ⅱの符号

b　令和２年から令和６年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を５で除して得た数（当該数に小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅲ

C＝2－｛（d－c）／c｝／0.116

（d－c）／cに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

c　平成７年度から平成11年度までの地方財政状況調査による人件費（「地方財政状況調査表（都道府県分）」の「性質別経費の状況」（以下この表において「都道府県調査票性質別経費」という。）の表側「１．人件費」、表頭「決算額」欄の数から「人件費の内訳」の表側「６．退職金」、表頭「決算額」欄の数を控除した数に都道府県調査票性質別経費の表側「12．投資的経費　うち人件費」、表頭「決算額」欄の数を加算した数をいう。以下この表の都道府県の項において同じ。）、物件費（都道府県調査票性質別経費の表側「２．物件費」、表頭「決算額」欄の数をいう。）、補助費等（都道府県調査票性質別経費の表側「５．補助費等」、表頭「決算額」欄の数をいう。）及び繰出金（都道府県調査票性質別経費の表側「10．繰出金」、表頭「決算額」欄の数をいう。）を合算した額から「公営企業等に対する繰出し等の状況　その１法非適用事業分」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰出」及び「４．公債費財源繰出」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況　その２法適用事業分」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰出」及び「４．公債費財源繰出」欄の数を控除した額（以下この表において「都道府県経常的経費決算額」という。）の合計数

制度」の「(e)令和８年度指定管理料」の合算額

を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

d　平成 27 年度から令和元年度までの地方財政状況調査による都道府県経常的経費決算額（復旧・復興事業分を除き、指定都市を包括する道府県にあつては、平成 29 年度から令和元年度までの人件費については、県費負担教職員のうち当該指定都市立の小学校等の職員に対して負担した人件費に相当する額として総務大臣が通知した数から退職金に相当する額として総務大臣が通知した数を控除した額を加算した数とする。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅳ

D ＝ 111.11 ×（f ／ e）－ 109.11

f ／ e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　令和 5 年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（都道府県分）の「都道府県税の徴収実績」（以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側「１．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和 5 年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅴ

E ＝ 3.17 ×（h ／ g）＋ 0.07

h ／ g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

		g　令和７年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和７年４月22日付け総行デ第25号）において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」又は「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもの以外の数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和５年度に「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数を加えた数をいう。以下この表において同じ。） h　令和７年４月１日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「自治体クラウド」又は「単独 IaaS」、「共同 IaaS」若しくは「単独 SaaS」に対応するものとして回答した数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和５年度に「自治体クラウド」又は「単独 IaaS」、「共同 IaaS」若しくは「共同 SaaS」に対応するものとして回答した数を加えた数をいう。ただし、令和３年４月２日以降に導入を開始した人事給与システム、財務会計システム及び文書管理システム以外のもののうち、導入に係る経費を令和３年度補正予算以後に計上したものを除く。以下この表において同じ。）	
市町村	算式 （0.3 × A ＋ 0.3 × B ＋ 0.4 × C）× 0.348 0.3 × A、0.3 × B、0.4 × C に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ A ＝2.000 ×（b ／ a） b ／ a に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a　低入札価格調査制度等導入状況調査において「競争入札を行つて	市町村	算式 （0.1 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.2 × D ＋ 0.2 × E ＋ 0.3）× 0.660 0.1 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ A ＝－ 0.185 × a ＋ 19.5 算式Ⅰの符号 a　令和６年４月１日現在におけるラスパイレス指数 B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合に

いない」に該当しないと回答した「事業」の合計数（「⑭その他の契約」に係るものを除く。）

b　低入札価格調査制度等導入状況調査において「制度を導入・適用している」のうち「低入札価格調査制度」又は「最低制限価格制度」のいずれかに該当すると回答した「事業」の合計数（「⑭その他の契約」に係るものを除く。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

B＝2.000×（d／c）

d／cに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

c　物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査において「民間委託」及び「指定管理」に該当すると回答した業種及び施設の合計数に２を乗じた数

d　物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査において「民間委託」及び「指定管理」の「(b)国等が示す客観的な指標を踏まえた単価を参考にした予算積算を実施しているか。」に該当すると回答した業種及び施設と「(c)スライド条項等により契約内容において期中の物価高騰の影響を適切に反映する仕組みを導入しているか。」に該当すると回答した業種及び施設の合計数

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅲ

｛（f－e）／e｝＞0.044のとき

C＝17.544×｛（f－e）／e｝＋0.228

｛（f－e）／e｝≦0.044のとき

C＝22.727×｛（f－e）／e｝

（f－e）／eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

e　物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査に基づいて総務省に報告された「民間委託」の「(d)令和７年度契約額」と「指定管理者制度」の「(d)令和７年度指定管理料」の合算額

f　物価高騰、賃金上昇等フォローアップ調査に基づいて総務省に報

は２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

B＝－0.185×b＋18.5

算式Ⅱの符号

b　令和２年から令和６年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を５で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅲ

C＝2－｛（d－c）／c｝／0.148

（d－c）／cに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

c　平成７年度から平成11年度までの地方財政状況調査による人件費（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「性質別経費の状況」（以下この表において「市町村調査票性質別経費」という。）の表側「１．人件費」、表頭「決算額」欄の数から「人件費の内訳」の表側「６．退職金」、表頭「決算額」欄の数を控除した数に市町村調査票性質別経費の表側「11．投資的経費　うち人件費」、表頭「決算額」欄の数を加算した数をいう。以下この表の市町村の項において同じ。）、物件費（市町村調査票性質別経費の表側「２．物件費」、表頭「決算額」欄の数をいう。）、補助費等（市町村調査票性質別経費の表側「５．補助費等」、表頭「決算額」欄の数をいう。）、繰出金（市町村調査票性質別経費の表側「９．繰出金」、表頭「決算額」欄の数をいう。）及び「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の表側「11．投資的経費　うち人件費」、表頭「決算額」欄の数を合算した額から「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の表頭「決算額」の表側「４．扶助費」、「６．公債費」、「７．積立金」、「８．投資及び出資金・貸付金」、「10．前年度繰上充用金」及び「11．投資的経費」欄の数の合算額、「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳出内訳及び財源内訳（その７）」の表側「五　補助費等　２　都道府県に対するもの」、表頭「歳出合計」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況　その１　法非適用事業分」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰

告された「民間委託」の「(e)令和８年度契約額」と「指定管理者制度」の「(e)令和８年度指定管理料」の合算額

出」及び「4．公債費財源繰出」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況　その2法適用事業分」の表側「総計」、表頭「3．建設費繰出」及び「4．公債費財源繰出」欄の数の合算額を控除した額（以下この表において「市町村経常的経費決算額」という。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

d　平成27年度から令和元年度までの地方財政状況調査による市町村経常的経費決算額（復旧・復興事業分を除き、指定都市にあつては、平成29年度から令和元年度までの人件費については、県費負担教職員のうち当該指定都市立の小学校等の職員に対して負担した人件費に相当する額として総務大臣が通知した数から退職金に相当する額として総務大臣が通知した数を控除した額を控除した数とする。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅳ

D＝52.63×（f／e）－50.63

f／eに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　令和5年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）の「市町村税の徴収実績」（以下この表において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「1．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「1．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和5年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（市町村調査票徴収実績の表側「1．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（市町村調査票徴収実績の表側「1．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅴ

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.3 × D ＋ 0.2 × E ＋ 0.2 × F ＋ 0.3) × 0.270 0.3 × D、0.2 × E 及び 0.2 × F に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 D　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式Ⅰ D ＝ 125.00 × (h ／ g) － 123.00 h ／ g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 g　令和 6 年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）の「市町村税の徴収実績」（以下この表において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「1．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「1．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額 h　令和 6 年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「1．法定普通税」、表頭「収入済額

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.1 × F ＋ 0.1 × G ＋ 0.1 × H ＋ 0.1 × I ＋ 0.1 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.1 × O) × α × 0.276 0.1 × F、0.1 × G、0.1 × H、0.1 × I、0.1 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N 及び 0.1 × O に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ F ＝ 108.40 × { (j － i) ／ i} × (1 ／ 11) ＋ 0.80 { (j － i) ／ i} × (1 ／ 11) に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 i　平成 22 年から平成 24 年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業所得統計における林業産出額（平成 28 年以降は林業産出額における林業産出額）及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

	E ＝ 3.39 × (h ／ g) － 1.39 h ／ g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅴの符号 g　令和 7 年 4 月 1 日現在における業務システムに対してシステムを導入した数 h　令和 7 年 4 月 1 日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数

合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、０に満たないときは０とする。）

算式Ⅱ

E＝7.407×（j／i）－5.407

j／iに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

i　「令和７年度地方公共団体における行政情報化の推進状況調査（自治体フロントヤード改革取組状況調査に係る項目）及び地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査について（照会）」（令和７年９月９日付け総行行第54号。以下この項において「オンライン利用状況調査」という。）に基づいて総務省に報告された当該都道府県に存在する行政手続数のうち「自動車税環境性能割の申告納付」、「水道使用開始届等」、「応急仮設住宅の入居申請」、「応急修理の実施申請」、「障害物除去の実施申請」及び「被災者生活再建支援金の支給申請」に該当する手続数を除いた数

j　オンライン利用状況調査に基づいて総務省に報告された当該都道府県におけるオンライン化済の手続数のうち「自動車税環境性能割の申告納付」、「水道使用開始届等」、「応急仮設住宅の入居申請」、「応急修理の実施申請」、「障害物除去の実施申請」及び「被災者生活再建支援金の支給申請」に該当する手続数を除いた数

F　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、０に満たないときは０とする。）

算式Ⅲ

F＝－23.141×｛（1－k）／k｝＋0.612

｛（1－k）／k｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

k　令和元年度の公共施設状況調査による都道府県公共施設状況調査表（以下この項において「都道府県公共施設状況調査」という。）第10表の表側「十七　公有財産」の「１　行政財産」のうち「本庁舎」、「その他の行政機関」の「警察施設」、「その他の行政機関」の「その他の施設」、「公共用財産」の「高等学

j　令和３年から令和５年までの各年における第一次産業産出額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅱ

G＝104.99×｛（1－k）／k｝×（1／10）＋0.07

｛（1－k）／k｝×（1／10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

k　工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によつて公表された平成22年及び平成24年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第１号）によつて公表された平成23年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

l　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額並びに経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年及び令和４年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

H　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅲ

H＝151.52×｛（n－m）／m｝×（1／9）－1.76

｛（n－m）／m｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

m　経済センサス活動調査規則により平成24年２月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

n　経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

I　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅳ

校」、「公共用財産」の「中等教育学校」、「公共用財産」の「公園」、「公共用財産」の「その他の施設」、「公共用財産」の「その他の施設」及び「その他」の表頭「建物（延面積 m^2）」の「令和１年度末現在高」欄の面積を合算した面積

l　令和６年度の都道府県公共施設状況調査第 10 表の表側「十七　公有財産」の「１　行政財産」のうち「本庁舎」、「その他の行政機関」の「警察施設」、「その他の行政機関」の「その他の施設」、「公共用財産」の「高等学校」、「公共用財産」の「中等教育学校」、「公共用財産」の「公園」、「公共用財産」の「その他の施設」、「公共用財産」の「その他の施設」及び「その他」の表頭「建物（延面積 m^2）」の「令和１年度末現在高」欄の面積を合算した面積

I ＝［｛64.72 ×（p － o）／ o ×（1 ／ 7）＋ 0.39｝＋｛3.80 ×（r － q）／ q ×（1 ／ 7）－ 0.34｝］×（1 ／ 2）

（p － o）／ o ×（1 ／ 7）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛64.72 ×（p － o）／ o ×（1 ／ 7）＋ 0.39｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（r － q）／ q ×（1 ／ 7）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛3.80 ×（r － q）／ q ×（1 ／ 7）－ 0.34｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

o　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成 23 年及び平成 24 年における年間の延べ宿泊者数（外国人延べ宿泊者数を除く。）を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

p　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成 30 年及び令和元年における年間の延べ宿泊者数（外国人延べ宿泊者数を除く。）を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

q　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成 23 年及び平成 24 年における年間の外国人延べ宿泊者数を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

r　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成 30 年及び令和元年における年間の外国人延べ宿泊者数を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

J　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合には、３とする。）

算式Ⅴ

J ＝｛1,025.64 ×（t － s）×（1 ／ 10）－ 2.03｝＋（15.50 × t － 9.97）

（t － s）×（1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛1,025.64 ×（t － s）×（1 ／ 10）－ 2.03｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合は３とし、１に満たないときは１とし、（15.50 × t － 9.97）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅴの符号

s　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月１日現在における 15

歳から 34 歳までの就業者数を同年の 15 歳から 34 歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

t　国勢調査によつて公表された令和 2 年 10 月 1 日現在における 15 歳から 34 歳までの就業者数を同年の 15 歳から 34 歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式Ⅵ

K ＝ {1,025.64 × （v － u）×（1 ／ 10）－ 9.00} ＋（13.91 × v － 10.83）

（v － u）×（1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{1,025.64 ×（v － u）×（1 ／ 10）－ 9.00} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合は 3 とし、1 に満たないときは 1 とし、（13.91 × v － 10.83）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式Ⅵの符号

u　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 25 歳から 44 歳までの女性の就業者数を同年の 25 歳から 44 歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

v　国勢調査によつて公表された令和 2 年 10 月 1 日現在における 25 歳から 44 歳までの女性の就業者数を同年の 25 歳から 44 歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅶ

L ＝ {833.33 ×（x － w）×（1 ／ 10）－ 2.58} ＋（16.84 × x － 4.49）

（x － w）×（1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは

、その端数を四捨五入し、｛833.33 ×（x － w）×（1 ／ 10）－ 2.58｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合は 3 とし、1 に満たないときは 1 とし、（16.84 × x － 4.49）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式Ⅶの符号

w　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

x　国勢調査によつて公表された令和 2 年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅷ

M ＝ 341.88 ×｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 9）＋ 0.23

｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

y　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年 2 月 1 日現在における民営従業者数

z　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅸ

N ＝ 370.37 ×｛（ab － aa）／ aa｝×（1 ／ 9）＋ 3.93

｛（ab － aa）／ aa｝×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

		aa　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和3年6月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） O　次の算式Xによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式X O＝272.11×｛（ad－ac）／ac｝×（1／9）－1.11 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／9）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Xの符号 ac　令和6年に内閣府が公表した平成23年度及び平成24年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和6年に内閣府が公表した令和2年度及び令和3年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） α　次条第7項の表都道府県の項の算式の符号αの率と同じ。	
市町村	算式 （0.3×D＋0.2×E＋0.2×F＋0.3）×0.307 0.3×D、0.2×E及び0.2×Fに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。） 算式I D＝55.56×（h／g）－53.56 h／gに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Iの符号 g　令和6年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（都道府県分）の「都道府県税の徴収実績」（以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側「1．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）	市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.330 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M及び0.1×Nに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Iによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式I F＝47.62×｛（j－i）／i｝×（1／10）＋2.19 ｛（j－i）／i｝×（1／10）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Iの符号 i　農林業センサス規則によつて公表された平成22年2月1日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額

と法定目的税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

h　令和６年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、０に満たないときは０とする。）

算式Ⅱ

E＝2.710×（j／i）＋0.710

j／i に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

i　オンライン利用状況調査に基づいて総務省に報告された当該市町村に存在する行政手続数のうち「港湾関係手続」及び「被産業廃棄物の処理、運搬の実績報告」に該当する手続数を除いた数

j　オンライン利用状況調査に基づいて総務省に報告された当該市町村におけるオンライン化済の手続数のうち「港湾関係手続」及び「被産業廃棄物の処理、運搬の実績報告」に該当する手続数を除いた数

F　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、０に満たないときは０とする。）

算式Ⅲ

F＝－11.111×｛（1－k）／k｝＋0.944

｛（1－k）／k｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

k　令和元年度の公共施設状況調査による市町村公共施設状況調査表（以下この項において「市町村公共施設状況調査」という。）第20表の表側「二十三　公有財産」の「１　行政財産」のうち「本庁舎」、「その他の行政機関」の「消防施設」、「その他の行政機関」の「その他の施設」、「公共用財産」の「小学校」、「公共用財産」の「中学校」、「公共用財産」の「義務教育学校」、「公共用財産」の「高等学校」、「公共用財産」の「中等教育学

（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち700万円以上1,000万円未満の数に850万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1,000万円以上1,500万円未満の数に1,250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1,500万円以上2,000万円未満の数に1,750万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち2,000万円以上3,000万円未満の数に2,500万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち5,000万円以上１億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち１億円以上３億円未満の数に20,000万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち３億円以上５億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち５億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）

j　農林業センサス規則によつて公表された令和２年２月１日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1,000万円以上3,000万円未満の数に2,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5,000万円以上１億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち１億円以上２億円未満の数に15,000万円を乗じた額、農産物販売規模別

校」、「公共用財産」の「中等教育学校」、「公共用財産」の「公園」及び「その他」の表頭「建物（延面積 m^2）」の「令和１年度末現在高」欄の面積を合算した面積

l　令和６年度の市町村公共施設状況調査第 20 表の表側「二十三　公有財産」の「１　行政財産」のうち「本庁舎」、「その他の行政機関」の「消防施設」、「その他の行政機関」の「その他の施設」、「公共用財産」の「小学校」、「公共用財産」の「中学校」、「公共用財産」の「義務教育学校」、「公共用財産」の「高等学校」、「公共用財産」の「中等教育学校」、「公共用財産」の「中等教育学校」、「公共用財産」の「公園」及び「その他」の表頭「建物（延面積 m^2）」の「令和６年度末現在高」欄の面積を合算した面積

経営体数（個人経営体）のうち 2 億円以上 3 億円未満の数に 25,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 3 億円以上 5 億円未満の数に 40,000 万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 5 億円以上の数に 60,000 万円を乗じた額の合算額をいう。）

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅱ

$G = 20.14 \times \{ (l - k) / k \} \times (1 / 10) + 1.36$

$\{ (l - k) / k \} \times (1 / 10)$ に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

k　工業統計調査規則によつて公表された平成 22 年及び平成 24 年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 23 年における製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

l　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額並びに経済構造実態調査規則によつて公表された令和 3 年及び令和 4 年における製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

H　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅲ

$H = 28.01 \times \{ (n - m) / m \} \times (1 / 9) + 1.02$

$\{ (n - m) / m \} \times (1 / 9)$ に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

m　経済センサス活動調査規則により平成 24 年 2 月 1 日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

n　経済センサス活動調査規則により令和 3 年 6 月 1 日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

I　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には、3 とする。）

算式Ⅳ

$I = \{298.51 \times (p - o) \times (1 / 10) + 0.58\} + (17.45 \times p -$

11.22）

（p － o）×（1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛298.51 ×（p － o）×（1 ／ 10）＋ 0.58｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とし、（17.45 × p － 11.22）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅳの符号

o　国勢調査によつて公表された平成22年10月１日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

p　国勢調査によつて公表された令和２年10月１日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

J　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合には、３とする。）

算式Ⅴ

J ＝｛344.83 ×（r － q）×（1 ／ 10）－ 1.93｝＋（19.88 × r － 15.48）

（r － q）×（1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛344.83 ×（r － q）×（1 ／ 10）－ 1.93｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。（19.88 × r － 15.48）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅴの符号

q　国勢調査によつて公表された平成22年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

r　国勢調査によつて公表された令和２年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が3を超える場合には、3とする。）

算式Ⅵ

K ＝ {384.62 × （t － s）×（1 ／ 10）－ 0.31} ＋（16.72 × t － 4.46）

（t － s）×（1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{384.62 ×（t － s）×（1 ／ 10）－ 0.31} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。（16.72 × t － 4.46）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。

算式Ⅵの符号

s　国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における65歳以上の就業者数を同年の65歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

t　国勢調査によつて公表された令和２年10月１日現在における65歳以上の就業者数を同年の65歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅶ

L ＝84.75 ×｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 9）＋γ

｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

u　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営従業者数

v　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営従業者数

γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては0.67とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては1.32とし、町村にあつては1.75とする。

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅷ

$$M = 106.38 \times \{(x - w) / w\} \times (1 / 9) + \delta$$

$\{(x - w) / w\} \times (1 / 9)$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

w　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては1.66とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては2.38とし、町村にあつては2.70とする。

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅸ

$$N = 61.73 \times \{(z - y) / y\} \times (1 / 11) + 0.83$$

$\{(z - y) / y\} \times (1 / 11)$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

y　平成22年度から平成24年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「１．地方税」、表頭「決算額」欄の数を当該年度の３月31日現在（ただし、平成25年度以降においては１月１日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

z　令和３年度から令和５年度までの各年度の一人当たり地方税収

	の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	β　次条第 7 項の表市町村の項の算式の符号αの率と同じ。

［新設］

8　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅲは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1 × G ＋ 0.1 × H ＋ 0.1 × I ＋ 0.1 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.1 × O ＋ 0.1 × P）× α × 0.266 0.1 × G、0.1 × H、0.1 × I、0.1 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.1 × O 及び 0.1 × P に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 G　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ G ＝ 113.96 × ｛（n － m）／ m｝ ×（1 ／ 12）＋ 0.16 ｛（n － m）／ m｝ ×（1 ／ 12）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 i　平成 22 年から平成 24 年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業所得統計における林業産出額（平成 28 年以降は林業産出額における林業産出額）及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） i　令和 4 年から令和 6 年までの各年における第一次産業産出額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅱ

G＝105.82×｛（p－o）／o｝×（1／11）－0.59

｛（p－o）／o｝×（1／11）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

o　工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によつて公表された平成22年及び平成24年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第１号）によつて公表された平成23年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

p　経済構造実態調査規則（平成31年総務省・経済産業省令第1号）によつて公表された令和4年から令和6年までの各年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

I　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅲ

H＝151.52×｛（r－q）／q｝×（1／9）－1.76

｛（r－q）／q｝×（1／9）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

m　経済センサス活動調査規則により平成24年2月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

n　経済センサス活動調査規則により令和3年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

J　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅳ

J＝［｛69.44×（t－s）／o×（1／12）＋0.37｝＋｛5.69×（v－u）／u×（1／12）－0.85｝］×（1／2）

｛69.44×（t－s）／o×（1／12）＋0.37｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（v－u）／u×（1／12）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛5.69×（v－u）／u×（1／12）－0.85｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

s　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成23年及び平成24年における年間の延べ宿泊者数（外国人延べ宿泊者数を除く。）を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

t　宿泊旅行統計調査によつて公表された令和5年及び令和6年における年間の延べ宿泊者数（外国人延べ宿泊者数を除く。）を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

u　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成23年及び平成24年における年間の外国人延べ宿泊者数を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

v　宿泊旅行統計調査によつて公表された令和5年及び令和6年における年間の外国人延べ宿泊者数を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が3を超える場合には、3とする。）

算式Ⅴ

K＝｛1,025.64×（x－w）×（1／10）－2.03｝＋（15.50×x－9.97）

（x－w）×（1／10）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛1,025.64×（x－w）×（1／10）－2.03｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合は3とし、1に満たないときは1とし、（15.50×x－9.97）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。

算式Ⅴの符号

w　国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

x　国勢調査によつて公表された令和2年10月1日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式Ⅵ

L ＝ {1,025.64 × （z － y）× （1 ／ 10）－ 9.00} ＋ （13.91 × z － 10.83）

（z － y）× （1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{1,025.64 × （z － y）× （1 ／ 10）－ 9.00} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合は 3 とし、1 に満たないときは 1 とし、（13.91 × z － 10.83）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式Ⅵの符号

y　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 25 歳から 44 歳までの女性の就業者数を同年の 25 歳から 44 歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

z　国勢調査によつて公表された令和 2 年 10 月 1 日現在における 25 歳から 44 歳までの女性の就業者数を同年の 25 歳から 44 歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅶ

M ＝ {833.33 × （ab － aa）× （1 ／ 10）－ 2.58} ＋ （16.84 × ab － 4.49）

（ab － aa）× （1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{833.33 × （ab － aa）× （1 ／ 10）－ 2.58} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合は 3 とし、1 に満たないときは 1 とし、（16.84 × ab － 4.49）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式Ⅶの符号

aa　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力

人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ab　国勢調査によつて公表された令和 2 年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅷ

$N = 341.88 \times \{ (ad - ac) / ac \} \times (1 / 9) + 0.23$

{（ad － ac）／ ac} ×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

ac　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年 2 月 1 日現在における民営従業者数

ad　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数

O　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅸ

$O = 370.37 \times \{ (af - ae) / ae \} \times (1 / 9) + 3.93$

{（af － ae）／ ae} ×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

ae　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年 2 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

af　経済センサス基礎調査規則（平成 31 年総務省令第 46 号）によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

P　次の算式Ⅹによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅹ

	P＝283.69×｛（ah－ag）／ag｝×（1／10）－2.25 ｛（ah－ag）／ag｝×（1／10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Xの符号 ac　令和７年に内閣府が公表した平成23年度及び平成24年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和７年に内閣府が公表した令和３年度及び令和４年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） α　次条第７項の表都道府県の項の算式の符号αの率と同じ。
市町村	算式 （0.15×G＋0.15×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N＋0.1×O）×β×0.346 0.15×G、0.15×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M、0.1×N及び0.1×Oに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 G　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ G＝70.18×｛（n－m）／m｝×（1／15）＋2.37 ｛（n－m）／m｝×（1／15）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 m　農林業センサス規則によつて公表された平成22年２月１日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600万円を乗じた額、農産物販売規

模別農家数のうち 700 万円以上 1,000 万円未満の数に 850 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,000 万円以上 1,500 万円未満の数に 1,250 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,500 万円以上 2,000 万円未満の数に 1,750 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 2,000 万円以上 3,000 万円未満の数に 2,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3,000 万円以上 5,000 万円未満の数に 4,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 5,000 万円以上 1 億円未満の数に 7,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1 億円以上 3 億円未満の数に 20,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3 億円以上 5 億円未満の数に 40,000 万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち 5 億円以上の数に 60,000 万円を乗じた額の合算額をいう。）

n　農林業センサス規則によつて公表された令和 7 年 2 月 1 日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 50 万円未満の数に 25 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 50 万円以上 100 万円未満の数に 75 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 100 万円以上 300 万円未満の数に 200 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 300 万円以上 500 万円未満の数に 400 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 500 万円以上 1,000 万円未満の数に 750 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 1,000 万円以上 3,000 万円未満の数に 2,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 3,000 万円以上 5,000 万円未満の数に 4,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 5,000 万円以上 1 億円未満の数に 7,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 1 億円以上 2 億円未満の数に 15,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 2 億円以上 3 億円未満の数に 25,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 3 億円以上 4 億円未満の数に 35,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 4 億円以上 5 億円未満の数に 45,000 万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 5 億円以上の数に 60,000 万円を乗じた額の合算額をいう。）

H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端

数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅱ

H ＝ 19.27 × ｛（p － o）／ o｝ ×（1 ／ 11）＋ 1.26

｛（p － o）／ o｝ ×（1 ／ 11）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

k　工業統計調査規則によつて公表された平成 22 年及び平成 24 年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 23 年における製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

l　経済構造実態調査規則によつて公表された令和 4 年から令和 6 年までの各年における製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

I　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅲ

I ＝ 28.01 × ｛（r － q）／ q｝ ×（1 ／ 9）＋ 1.02

｛（r － q）／ q｝ ×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

q　経済センサス活動調査規則により平成 24 年 2 月 1 日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

r　経済センサス活動調査規則により令和 3 年 6 月 1 日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

J　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には、3 とする。）

算式Ⅳ

J ＝ ｛298.51 ×（t － s）×（1 ／ 10）＋ 0.58｝＋（17.45 × t － 11.22）

（t － s）×（1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛298.51 ×（t － s）×（1 ／ 10）＋ 0.58｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とし、（17.45 × t － 11.22）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負

数となるときは0とする。

算式Ⅳの符号

s　国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

t　国勢調査によつて公表された令和2年10月1日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が3を超える場合には、3とする。）

算式Ⅴ

K ＝ {344.83 × (v － u) × (1 ／ 10) － 1.93} ＋ (19.88 × v － 15.48)

(v － u) × (1 ／ 10) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{344.83 × (v － u) × (1 ／ 10) － 1.93} に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。(19.88 × v － 15.48) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。

算式Ⅴの符号

u　国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

v　国勢調査によつて公表された令和2年10月1日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が3を超える場合には、3とする。）

算式Ⅵ

L ＝ {384.62 × （x － w）×（1 ／ 10）－ 0.31} ＋（16.72 × x － 4.46）

（x － w）×（1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{384.62 ×（x － w）×（1 ／ 10）－ 0.31} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。（16.72 × x － 4.46）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式Ⅵの符号

w　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

x　国勢調査によつて公表された令和２年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅶ

M ＝ 84.75 ×｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 9）＋γ

｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

y　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年２月１日現在における民営従業者数

z　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営従業者数

γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 0.67 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 1.32 とし、町村にあつては 1.75 とする。

N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅷ

$$N = 106.38 \times \{ (ab - aa) \diagup aa \} \times (1 \diagup 9) + \delta$$

{ (ab － aa) ／ aa} × (1 ／ 9) に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

aa　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては1.66とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては2.38とし、町村にあつては2.70とする。

O　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅸ

$$O = 63.29 \times \{ (ad - ac) \diagup ac \} \times (1 \diagup 12) + 0.75$$

{ (ad － ac) ／ ac} × (1 ／ 12) に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

ac　平成22年度から平成24年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「１．地方税」、表頭「決算額」欄の数を当該年度の３月31日現在（ただし、平成25年度以降においては１月１日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ad　令和４年度から令和６年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　次条第７項の表市町村の項の算式の符号αの率と同じ。

９　前五項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

10・11　［略］

12　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第

８　前四項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

９・10　［同上］

11　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第

十九条の十四第十項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第九項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　法附則第五条の三第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口	人

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.644 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ Ⅰ　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には、３とする。） 算式Ⅸ Ⅰ＝6,171,494／i 算式Ⅸの符号 i　一人当たり各産業の売上高（平成24年から平成26年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業所得統計における林業産出額及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。）の合計額

十九条の十四第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第八項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　法附則第五条の三第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.639 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H 及び 0.075 × I に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ Ⅰ　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には、３とする。） 算式Ⅸ Ⅰ＝6,171,494／i 算式Ⅸの符号 i　一人当たり各産業の売上高（平成24年から平成26年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業所得統計における林業産出額及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。）の合計額

	を3で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、工業統計調査規則によつて公表された平成24年から平成26年までの各年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）により平成26年7月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口（令和3年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和3年総務省令第67号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和3年改正前の省令」という。）附則第21条第1項第1号の表中1に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））		
市町村	算式 (0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I) × 0.623 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H及び0.075 × Iに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ I　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合又はiが0の場合には、3とする。） 算式Ⅸ I＝6,124,434／i 算式Ⅸの符号 i　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された平成27年2月1日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600万円を乗	市町村	算式 (0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I) × 0.608 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H及び0.075 × Iに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ I　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合又はiが0の場合には、3とする。） 算式Ⅸ I＝6,124,434／i 算式Ⅸの符号 i　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された平成27年2月1日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600万円を乗
	を3で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、工業統計調査規則によつて公表された平成24年から平成26年までの各年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）により平成26年7月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））		

じた額、農産物販売規模別農家数のうち 700 万円以上 1,000 万円未満の数に 850 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,000 万円以上 1,500 万円未満の数に 1,250 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,500 万円以上 2,000 万円未満の数に 1,750 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 2,000 万円以上 3,000 万円未満の数に 2,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3,000 万円以上 5,000 万円未満の数に 4,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 5,000 万円以上 1 億円未満の数に 7,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1 億円以上 3 億円未満の数に 20,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3 億円以上 5 億円未満の数に 40,000 万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち 5 億円以上の数に 60,000 万円を乗じた額の合算額をいう。）、工業統計調査規則によつて公表された平成 24 年から平成 26 年までの各年における製造品出荷額の合算額を 3 で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則により平成 26 年 7 月 1 日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を国勢調査令によつて調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における人口（令和 3 年改正前の省令附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.2 × O ＋ 0.1 × P ＋ 0.1 × Q）× α × 0.345 0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P 及び 0.1 × Q に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3

じた額、農産物販売規模別農家数のうち 700 万円以上 1,000 万円未満の数に 850 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,000 万円以上 1,500 万円未満の数に 1,250 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,500 万円以上 2,000 万円未満の数に 1,750 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 2,000 万円以上 3,000 万円未満の数に 2,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3,000 万円以上 5,000 万円未満の数に 4,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 5,000 万円以上 1 億円未満の数に 7,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1 億円以上 3 億円未満の数に 20,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3 億円以上 5 億円未満の数に 40,000 万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち 5 億円以上の数に 60,000 万円を乗じた額の合算額をいう。）、工業統計調査規則によつて公表された平成 24 年から平成 26 年までの各年における製造品出荷額の合算額を 3 で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則により平成 26 年 7 月 1 日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を国勢調査令によつて調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.2 × O ＋ 0.1 × P ＋ 0.1 × Q）× α × 0.344 0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P 及び 0.1 × Q に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3

とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅰ

J ＝1.2 ×（k － j）＋11.18

算式Ⅰの符号

［略］

k　令和 5 年から令和 7 年までの各年における人口増減率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）。ただし、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県においては、1 とする。

算式Ⅱ

K ＝－ 3.52 ×（m － 1）＋0.22

算式Ⅱの符号

［略］

m　令和 5 年から令和 7 年までの各年における東京圏転出入人口比率（住民基本台帳人口移動報告における「第 2 表　移動前の住所地,男女別都道府県間移動者数」の表頭が当該都道府県の総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が東京圏総数の欄の数から、表頭が東京圏総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が当該都道府県の欄の数を控除した数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登載人口で除して得た数に 1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅲ

L ＝36.3 ×（o － n）－ 0.34

算式Ⅲの符号

［略］

o　令和 5 年から令和 7 年までの各年における自団体内進学率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端

とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅰ

J ＝1.32 ×（k － j）＋11.63

算式Ⅰの符号

［同左］

k　令和 4 年から令和 6 年までの各年における人口増減率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）。ただし、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県においては、1 とする。

算式Ⅱ

K ＝－ 3.29 ×（m － 1）－ 0.01

算式Ⅱの符号

［同左］

m　令和 4 年から令和 6 年までの各年における東京圏転出入人口比率（住民基本台帳人口移動報告における「第 2 表　移動前の住所地,男女別都道府県間移動者数」の表頭が当該都道府県の総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が東京圏総数の欄の数から、表頭が東京圏総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が当該都道府県の欄の数を控除した数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登載人口で除して得た数に 1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅲ

L ＝38.02 ×（o － n）－ 0.39

算式Ⅲの符号

［同左］

o　令和 4 年から令和 6 年までの各年における自団体内進学率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端

数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅳ

M ＝16.64 ×（q － p）＋0.85

算式Ⅳの符号

［略］

q　令和４年から令和６年までの各年における自団体内就職者割合の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅴ

N ＝294.12 ×（s － r）＋8.85

算式Ⅴの符号

［略］

s　令和６年１月１日現在、令和７年１月１日現在及び令和８年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には、3 とする。）

算式Ⅵ

O ＝｛11.38 ×（u － t）＋1.6｝＋（3.58 × u － 3.81）

｛11.38 ×（u － t）＋1.6｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とし、（3.58 × u － 3.81）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とする。

算式Ⅵの符号

［略］

u　人口動態統計における令和４年から令和６年までの各年における合計特殊出生率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500 を超える場合は 1.500 とし、1.000 に満たない場合は 1.000 とする。）。ただし、令和５年度から令和 7 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要

数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅳ

M ＝17.45 ×（q － p）＋0.39

算式Ⅳの符号

［同左］

q　令和３年から令和５年までの各年における自団体内就職者割合の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅴ

N ＝298.51 ×（s － r）＋8.28

算式Ⅴの符号

［同左］

s　令和５年１月１日現在、令和６年１月１日現在及び令和７年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には、3 とする。）

算式Ⅵ

O ＝｛11.72 ×（u － t）＋1.05｝＋（3.58 × u － 3.99）

｛11.72 ×（u － t）＋1.05｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とし、（3.58 × u － 3.99）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とする。

算式Ⅵの符号

［同左］

u　人口動態統計における令和３年から令和５年までの各年における合計特殊出生率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500 を超える場合は 1.500 とし、1.000 に満たない場合は 1.000 とする。）。ただし、令和４年度から令和 6 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要

	額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.52以上となる場合は1.000とする。 ［略］
市町村	算式 （0.25×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.25×N＋0.1×O＋0.1×P）×α×0.340 0.25×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M、0.25×N、0.1×O及び0.1×Pに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ J＝0.29×（k－j）＋γ 算式Ⅰの符号 ［略］ k　令和５年から令和７年までの各年における人口増減率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては3.17とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては3.79とし、町村にあつては4.14とする。 K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅱ K＝0.25×（m－1）＋2.22 算式Ⅱの符号 ［略］ m　令和５年から令和７年までの各年における転入者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

	額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.51以上となる場合は1.000とする。 ［同左］
市町村	算式 （0.25×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.25×N＋0.1×O＋0.1×P）×α×0.333 0.25×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M、0.25×N、0.1×O及び0.1×Pに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ J＝0.29×（k－j）＋γ 算式Ⅰの符号 ［同左］ k　令和４年から令和６年までの各年における人口増減率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては3.13とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては3.62とし、町村にあつては3.90とする。 K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅱ K＝0.26×（m－1）＋2.14 算式Ⅱの符号 ［同左］ m　令和４年から令和６年までの各年における転入者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） L　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅲ

L ＝－ 0.3 ×（o － n）－ 0.34

算式Ⅲの符号

［略］

o　令和５年から令和７年までの各年における転出者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅳ

M ＝ 121.21 ×（q － p）＋ δ

算式Ⅳの符号

［略］

q　令和６年１月１日現在、令和７年１月１日現在及び令和８年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.83 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 4.58 とし、町村にあつては 4.59 とする。

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅴ

N ＝ {0.13 ×（s － r）＋ 1.67} ＋（0.15 × s － 4.16）

{0.13 ×（s － r）＋ 1.67} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とし、（0.15 × s － 4.16）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とする。

算式Ⅴの符号

［略］

s　住民基本台帳関係年報に登載された令和６年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.522 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.033 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳まで

算式Ⅲ

L ＝－ 0.31 ×（o － n）－ 0.26

算式Ⅲの符号

［同左］

o　令和４年から令和６年までの各年における転出者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅳ

M ＝ 121.21 ×（q － p）＋ δ

算式Ⅳの符号

［同左］

q　令和５年１月１日現在、令和６年１月１日現在及び令和７年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.57 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 4.33 とし、町村にあつては 4.37 とする。

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅴ

N ＝ {0.14 ×（s － r）＋ 1.64} ＋（0.15 × s － 4.29）

{0.14 ×（s － r）＋ 1.64} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とし、（0.15 × s － 4.29）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とする。

算式Ⅴの符号

［同左］

s　住民基本台帳関係年報に登載された令和５年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.555 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.097 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳まで

の女性人口に 2.816 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.611 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.367 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.011 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和６年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.522 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.033 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.830 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.627 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.388 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.012 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和７年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.522 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.033 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.830 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.627 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.388 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.012 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

の女性人口に 2.830 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.627 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.388 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.012 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和７年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.052 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.497 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.005 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.815 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.642 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.388 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.012 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和８年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.052 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.497 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.005 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳までの女性人口に 2.815 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35 歳から 39 歳までの女性人口に 1.642 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40 歳から 44 歳までの女性人口に 0.388 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.012 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

α　α１、α２、α３又はα４のいずれか大きい率（ただし、令和５年度から令和７年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合は1.000とする。）

［略］

［８～11　略］

（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の三　法附則第五条の四第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口	人

［２～４　略］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \underline{1.0452} + (0.5 \times E) \times \underline{0.7770}$ 0.2×A、0.1×B、0.1×C、0.1×D及び0.5×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合に

の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

α　α１、α２、α３又はα４のいずれか大きい率（ただし、令和４年度から令和６年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合は1.000とする。）

［同左］

［８～11　同上］

（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の三　法附則第五条の四第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

［２～４　同上］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \underline{1.035} + (0.5 \times E) \times \underline{0.769}$ 0.2×A、0.1×B、0.1×C、0.1×D及び0.5×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合に

	は3とし、負数となるときは0とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 － a2）／a1｝／0.045 ｛（a1 － a2）／a1｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ［略］ a2　国勢調査令によつて調査した令和7年10月1日現在における当該都道府県の人口 ［略］
市町村	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.1 × D）× 1.0082 ＋（0.5 × E）× 0.6953 0.2 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.1 × D及び0.5 × Eに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、負数となるときは0とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 － a2）／a1｝／0.066 ｛（a1 － a2）／a1｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ［略］ a2　国勢調査令によつて調査した令和7年10月1日現在における当該市町村の人口 ［略］ E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅴ E ＝（e／f）／0.263 算式Ⅴの符号 e　次の算式によつて算定した数 ［略］
6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類	

	は3とし、負数となるときは0とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 － a2）／a1｝／0.045 ｛（a1 － a2）／a1｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ［同左］ a2　国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における当該都道府県の人口 ［同左］
市町村	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.1 × D）× 1.010 ＋（0.5 × E）× 0.663 0.2 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.1 × D及び0.5 × Eに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、負数となるときは0とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 － a2）／a1｝／0.066 ｛（a1 － a2）／a1｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ［同左］ a2　国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における当該市町村の人口 ［同左］ E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅴ E ＝（e／f）／0.263 算式Ⅴの符号 e　次の算式によつて算定した数 ［同左］
6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類	

につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 Ａ＋Ｂ 算式の符号 Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅰ （ｂ×3,506.154）／ａ ［略］ Ｂ　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ （ｄ×4,300.000）／ｃ 算式Ⅱの符号 ［略］ ｄ　当該都道府県が「令和８年度市町村のＤＸ支援を行う都道府県の常勤職員人数調について（照会）」（令和８年３月30日付け総行情第116号総務省地域力創造グループ地域情報化企画室長通知）に基づいて報告されたその年の４月１日現在の職員の数

［７～10　略］

（「地域デジタル社会推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の四　法附則第六条第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口	人

［２～４　略］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 Ａ＋Ｂ 算式の符号 Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅰ （ｂ×3,277.949）／ａ ［同左］ Ｂ　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ （ｄ×4,065.641）／ｃ 算式Ⅱの符号 ［同左］ ｄ　当該都道府県が「令和７年度市町村のＤＸ支援を行う都道府県の常勤職員人数調について（照会）」（令和７年３月31日付け総行情第37号総務省地域力創造グループ地域情報化企画室長通知）に基づいて報告されたその年の４月１日現在の職員の数

［７～10　同上］

（「地域デジタル社会推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の四　法附則第六条第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

［２～４　同上］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

ときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5 × A ＋ 0.5 × B) × 0.940 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛ (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5｝／ 0.341 (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該都道府県の 65 歳以上人口（令和８年改正前の省令附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 8 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した 65 歳以上人口） a2　令和 7 年 3 月 31 日現在において身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和 7 年 3 月 31 日現在において療育手帳制度要綱（昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a4　令和 7 年 3 月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a5　国勢調査令によつて調査した令和 2 年 10 月 1 日現在における当該都道府県の人口（令和８年改正前の省令附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定

ときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5 × A ＋ 0.5 × B) × 0.955 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛ (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5｝／ 0.340 (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該都道府県の 65 歳以上人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 8 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した 65 歳以上人口） a2　令和 6 年 3 月 31 日現在において身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和 6 年 3 月 31 日現在において療育手帳制度要綱（昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a4　令和 6 年 3 月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a5　当該都道府県の人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した人口）

	した人口） B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ B ＝ b1 ／ 0.04190 ×（b2 × 80.386 ＋ 0.338）×（b3 × 338.983 － 336.929） b1 ／ 0.04190 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とし、（b2 × 80.386 ＋ 0.338）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とする。 ［略］
市町村	算式 (0.5 × A ＋ 0.5 × B) × α × 0.863 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A ＋ 0.5 × B が 6 を超える場合には 6 とする。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5｝／ 0.341 （a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該市町村の 65 歳以上人口（令和８年改正前の省令附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 8 に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した 65 歳以上人口） a2　令和 7 年 3 月 31 日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a3　令和 7 年 3 月 31 日現在において療育手帳制度要綱の規定によつ

	B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ B ＝ b1 ／ 0.04087 ×（b2 × 80.386 ＋ 0.338）×（b3 × 338.983 － 336.929） b1 ／ 0.04087 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とし、（b2 × 80.386 ＋ 0.338）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とする。 ［同左］
市町村	算式 (0.5 × A ＋ 0.5 × B) × α × 0.856 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A ＋ 0.5 × B が 6 を超える場合には 6 とする。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5｝／ 0.340 （a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該市町村の 65 歳以上人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 8 に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した 65 歳以上人口） a2　令和 6 年 3 月 31 日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a3　令和 6 年 3 月 31 日現在において療育手帳制度要綱の規定によつ

	て療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a4　令和７年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a5　国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における当該市町村の人口（令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口） B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ B ＝ b1 ／ 0.04189 ×（b2 × 14.784 ＋ 0.878）×（b3 × 321.543 － 319.543） b1 ／ 0.04189 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、（b2 × 14.784 ＋ 0.878）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とし、（b3 × 321.543 － 319.543）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とする。 ［略］ α　α_1、α_2又はα_3のいずれか大きい率（ただし、令和５年度から令和７年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合には、1.000とする。） ［略］
［６～９　略］ （「地域未来基金費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の五**　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号。以下「この条及	

	て療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a4　令和６年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数 a5　当該市町村の人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口） B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅱ B ＝ b1 ／ 0.04086 ×（b2 × 14.784 ＋ 0.878）×（b3 × 321.543 － 319.543） b1 ／ 0.04086 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、（b2 × 14.784 ＋ 0.878）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とし、（b3 × 321.543 － 319.543）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とする。 ［同左］ α　α_1、α_2又はα_3のいずれか大きい率（ただし、令和４年度から令和６年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合には、1.000とする。） ［同左］
［６～９　同上］ （「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の五**　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法	

び次条において「令和八年地方交付税法等改正法」という。）附則第三条第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和八年地方交付税法等改正法附則第三条第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとする。

律第八十八号。以下この条、次条及び附則第十九条の十四の七において「令和七年地方交付税法等改正法」という。）附則第二条第二項の規定による「臨時経済対策費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時経済対策費」に係る補正は、段階補正、経常態容補正及び密度補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が二〇・〇〇〇を超えるときは、二〇・〇〇〇とする。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正に用いる率は、経常態容補正Ⅰ係数及び経常態容補正Ⅱ係数を合算して得た率とする。

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1\times A+0.1\times B+0.2\times C+0.1\times D+0.3\times E+0.2)\times 1.07937$ 0.1×A、0.1×B、0.2×C、0.1×D及び0.3×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ $A=7,181,150/a$ 算式Ⅰの符号 a　一人当たり各産業の売上高（令和３年から令和５年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所

得統計における農業産出額、林業産出額における林業産出額及び漁業産出額における海面漁業・養殖業産出額の合計額をいう。）の合計額を３で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年から令和５年までの各年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（一万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口とする。以下この表において同じ。）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅱ

B＝b／0.04087

算式Ⅱの符号

b　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅲ

C＝c／0.113

算式Ⅲの符号

c　令和７年１月１日現在における年少者人口比率（住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数を住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅳ

D＝d／0.280

算式Ⅳの符号

	d　65歳以上人口（附則第21条第１項第１号の表中８に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した65歳以上人口とする。以下この表において同じ。）を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） E　次の算式Vによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式V E＝｛(e1＋e2＋e3）／e4｝／0.060 (e1＋e2＋e3）／e4に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Vの符号 e1　令和６年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の数 e2　令和６年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数 e3　令和６年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数 e4　人口
市町村	算式 (0.1×A＋0.1×B＋0.2×C＋0.1×D＋0.3×E＋0.2)×1.07052 0.1×A、0.1×B、0.2×C、0.1×D及び0.3×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Iによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式I A＝6,992,241／a 算式Iの符号

a　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された令和２年２月１日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1,000万円以上3,000万円未満の数に2,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5,000万円以上１億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち１億円以上２億円未満の数に15,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち２億円以上３億円未満の数に25,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち３億円以上５億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち５億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）、経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年から令和５年までの各年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（一万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅱ

B＝b／0.04086

算式Ⅱの符号

b　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅲ

C＝c／0.113

算式Ⅲの符号

c　令和７年１月１日現在における年少者人口比率

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅳ

D＝d／0.280

算式Ⅳの符号

d　65歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅴ

E＝｛（e1＋e2＋e3）／e4｝／0.060

（e1＋e2＋e3）／e4に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

e1　令和６年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数

e2　令和６年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数

e3　令和６年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知し

	た数 e4　人口

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5×A＋0.5)×0.26734 0.5×Aに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とする。） 算式Ⅰ A＝334／a 算式Ⅰの符号 a　人口密度
市町村	算式 (0.5×A＋0.5)×0.95441 0.5×Aに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とする。） 算式Ⅰ A＝338／a 算式Ⅰの符号 a　人口密度

8　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。

地方団体の種類	密度の算定方法
都道府県	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × α × 17,036）/（1,770 × A） B × αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　測定単位の数値 B　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数 α　附則別表第12の６に定める率 2　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数は、平成三十年度から令和五年度までの各年度において、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間に当該都道府県の区域内において生活保護法の規定によつて生活扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定によつて生活支援給付を受けた者の月ごとの実人員の合計数から当該都道府県の区域内の市町村が経費を負担した者の月ごとの実人員の合計数を控除した数として総務大臣が通知した数の合計数を七十二で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
市町村	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × α × 17,036）/（1,770 × A） B × αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　測定単位の数値 B　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数 α　当該市町村の生活保護の級地につき附則別表第12の７に定める率 2　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数は、平成三十年度から令和五年度までの各年度において、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間に当該市町村の区域内において生活保護法の規定によつて生活扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定によつて生活支援給付を受けた者（当該市町村が経費を負担した者に限る。）の月ごとの実人員の合計数として総務大臣が通知した数の合計

	数を七十二で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

9　「臨時経済対策費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度に一を加えた率とする。

10　第四項から前項までの規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算定した補正係数を次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる補正係数の連乗又は加算の方法により算定した率による。

地方団体の種類	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	段階補正係数×経常態容補正係数＋（密度補正係数－１）
市町村	段階補正係数×経常態容補正係数＋（密度補正係数－１）

11　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

12　新市町村の段階補正、経常態容補正及び密度補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数、経常態容補正係数及び密度補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

13　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の五第十一項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第十項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「給与改定費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の六　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「給与改定費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「給与改定費」に係る補正は、段階補正、密度補正及び普通態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第

［削る］

十二の八に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が三・三六八を超えるときは、三・三六八とする。

5　次の表の都道府県の欄に掲げる都道府県につき、都道府県の「給与改定費」に係る測定単位について段階補正を行う場合においては、測定単位の数値を同表の地域区分の欄に掲げる地域に係るものに区分し、当該区分した数値に附則別表第十二の九に定める率を乗じて得た数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数値を用いて段階補正係数を算定するものとする。

都道府県	地域区分
指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、特別区及び保健所設置市を包括する都道府県	指定都市の区域
	児童相談所設置中核市の区域
	その他の中核市の区域
	特別区及び保健所設置市の区域
	その他の区域

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。

地方団体の種類	密度の算定方法
都道府県	密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 ［｛103.177×（B＋C＋D）×α｝＋｛132.557×（E＋F）×β｝＋(137.116×G×β)］／(1.64×A) 算式の符号 A　測定単位の数値 B　第５条第１項の表中13の小学校の教職員数 C　第５条第１項の表中17の中学校の教職員数 D　第11条の２第２項の算式の符号Ａの数 E　第５条第１項の表中21の高等学校の教職員数 F　第11条の２第２項の算式の符号Ｂの数 G　第５条第１項の表中３の警察職員数

α　当該都道府県の区域内の市町村（指定都市を除く。以下この表の都道府県の項の算式の符号αにおいて同じ。）の地域手当の級地につき附則別表第12の10に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口（指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の人口を控除した人口）で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） β　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき附則別表第12の10に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
市町村	密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 ［｛77.576×（B＋C＋D）×α｝＋｛99.667×（E＋F）×α｝］ ／A 算式の符号 A　測定単位の数値 B　第10条第18項の算式の符号Bの算式の符号biの数 C　第10条第18項の算式の符号Cの算式の符号ciの数 D　第10条第18項の算式の符号Dの算式の符号diの数 E　第５条第１項の表中21の高等学校の教職員数 F　第10条第18項の算式の符号Dの算式の符号dzの数 α　当該市町村の地域手当の級地につき附則別表第12の11に定める率

7　第三項の規定に基づいて行う都道府県の密度補正Ⅰに用いる密度補正Ⅰ係数は、人口密度に附則別表第十二の十二(1)に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱに用いる密度補正Ⅱ係数は、測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・六二五を控除した数に一を加えた率とする。

8　第三項の規定に基づいて行う市町村の密度補正Ⅰに用いる密度補正Ⅰ係数は、人口密度に附則別表第十二の十二⑵に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率（当該率が一・三七四を超えるときは、一・三七四とする。）とし、密度補正Ⅱに用いる市町村の密度補正Ⅱ係数は、測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とす

る。

9　第三項の規定に基づいて行う都道府県の普通態容補正Ⅰに用いる普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、特別区及び保健所設置市並びにその他の市町村の区域に係る人口に附則別表第十二の九に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

10　第三項の規定に基づいて行う都道府県の普通態容補正Ⅱに用いる普通態容補正Ⅱ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき附則別表第十二の十三⑴に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

11　第三項の規定に基づいて行う市町村の普通態容補正Ⅰに用いる普通態容補正Ⅰ係数は、法令に基づく行政権能等の差による地域区分に応じ、指定都市にあつては一・一〇六、児童相談所設置中核市にあつては一・〇九三、その他の中核市にあつては一・〇七四、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市に限る。）にあつては一・〇六四、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市を除く。）にあつては一・〇一四、特別区にあつては一・〇六二、保健所設置市（施行時特例市を除く。）にあつては一・〇六一、建築主事設置市にあつては一・〇一〇、限定特定行政庁設置市町村にあつては一・〇〇六、その他の市町村にあつては一・〇〇〇とする。

12　第三項の規定に基づいて行う市町村の普通態容補正Ⅱに用いる普通態容補正Ⅱ係数は、当該市町村の地域手当の級地につき附則別表第十二の十三⑵に定める率とする。

13　第四項から前項までの規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算定した補正係数を次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる補正係数の連乗又は加算の方法により算定した率による。

地方団体の種類	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数＋（密度補正Ⅱ係数－１）
市町村	段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数＋（密度補正Ⅱ係数－１）

14　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

15　新市町村の段階補正、密度補正及び普通態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数、密度補正Ⅰ係数、密度補正Ⅱ係数、普通態容補正Ⅰ係数及び普通態容補正Ⅱ係数の算定に用

（「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の六　令和八年地方交付税法等改正法附則第三条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表に掲げる地方団体の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定する。（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

地方団体の種類	測定単位	測定単位の数値の算定方法	表示単位
都道府県	臨時財政対策のため平成十七年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	平成十七年度臨時財政対策債	千円
市町村	臨時財政対策のため平成十七年度から平成二十二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1) 平成十七年度臨時財政対策債 (2) 平成十八年度臨時財政対策債 (3) 平成十九年度臨時財政対策債 (4) 平成二十年度臨時財政対策債 (5) 平成二十一年度臨時財政対策債 (6) 平成二十二年度臨時財政対策債	千円

［2　略］

3　令和八年地方交付税法等改正法附則第三条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等

いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

16　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の六第十四項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第十三項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の七　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1) 平成十七年度臨時財政対策債 (2) 平成十八年度臨時財政対策債 (3) 平成十九年度臨時財政対策債 (4) 平成二十年度臨時財政対策債 (5) 平成二十一年度臨時財政対策債 (6) 平成二十二年度臨時財政対策債 (7) 平成二十三年度臨時財政対策債 (8) 平成二十四年度臨時財政対策債 (9) 平成二十五年度臨時財政対策債 (10) 平成二十六年度臨時財政対策債 (11) 平成二十七年度臨時財政対策債 (12) 平成二十八年度臨時財政対策債 (13) 平成二十九年度臨時財政対策債 (14) 平成三十年度臨時財政対策債 (15) 令和元年度臨時財政対策債 (16) 令和二年度臨時財政対策債 (17) 令和三年度臨時財政対策債 (18) 令和四年度臨時財政対策債 (19) 令和五年度臨時財政対策債 (20) 令和六年度臨時財政対策債	千円

［2　同上］

3　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対

策債償還基金費」に係る補正は、種別補正とする。

［4～6　略］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和八年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　略］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十二項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times \underline{0.9} + 1] + \{(E \times 70 + F \times 650) / (C \times \underline{2.00})\} + G$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、$(D - C) / C$、$\{(D - C) / C\} \times \underline{0.9}$、$E \times 70$、$F \times 650$、$C \times \underline{2.00}$ 及び $(E \times 70 + F \times 650) / (C \times \underline{2.00})$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$C \times \underline{2.00}$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

D　当該市町村の令和2年人口

［略］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき令和八年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の種類に係る測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第一号、第十一号、第十四号、第十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十六号及び第三十八号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位

策債償還基金費」に係る補正は、種別補正とする。

［4～6　同上］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和七年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　同上］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十二項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times \underline{0.1} + 1] + \{(E \times 70 + F \times 650) / (C \times \underline{1.96})\} + G$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、$(D - C) / C$、$\{(D - C) / C\} \times \underline{0.1}$、$E \times 70$、$F \times 650$、$C \times \underline{1.96}$ 及び $(E \times 70 + F \times 650) / (C \times \underline{1.96})$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$C \times \underline{1.96}$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

D　当該市町村の平成27年人口（当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口をいう。）

［同左］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき令和七年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の種類に係る測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第一号、第十一号、第十四号、第十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十六号及び第三十八号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位

一　福島県、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	［二・三　略］	［削る］
人口	［略］	四　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、中学校の生徒数
国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口に、当該団体の令和七年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口のいずれか大きい数	［略］	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市
人	［略］	人

一　福島県、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	［二・三　同上］	四　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、相馬郡新地町
人口	［同上］	小学校の児童数
国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口に、当該団体の令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口のいずれか大きい数	［同上］	令和三年改正前の省令附則第二十一条第一項第一号の表中六の規定によつて算定した数から第五条第一項の表中十四の児童数を控除して得た数に〇・一を乗じた数を同項の表中十四の児童数に加えて得た数（当該数が同項の表中十四の児童数に満たないときは、同項の表中十四の児童数とする。）
人	［同上］	人

五　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、中学校の生徒数	
学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市	
人	

双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村		
町村立の中学校に在学する生徒数に、当該市町村の令和七年一月一日現在における住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）	［削る］	五　福島県、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同
人		十八歳以下人口
国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における十八歳以下人口に、当該団体の令和二年九月三十日現在における十八歳以下住民基本台帳登載		

双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村		
町村立の中学校に在学する生徒数に、当該市町村の令和七年一月一日現在における住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）	令和三年改正前の省令附則第二十一条第一項第一号の表中七の規定によつて算定した数から第五条第一項の表中十八の生徒数を控除して得た数に〇・一を乗じた数を同項の表中十八の生徒数に加えて得た数（当該数が同項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）	六　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、相馬郡新地町
人		中学校の生徒数
国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における十八歳以下人口に、当該団体の令和二年九月三十日現在における十八歳以下住民基本台帳登載		

双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村		
町村立の中学校に在学する生徒数に、当該市町村の令和七年一月一日現在における住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在における住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における外国人の人口の合計数で除して得た数（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（当該数が第五条第一項の表中十八の生徒数に満たないときは、同項の表中十八の生徒数とする。）		七　福島県、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同
人		十八歳以下人口
国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における十八歳以下人口に、当該団体の令和二年九月三十日現在における十八歳以下住民基本台帳登載		

郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村			
六㈦　福島県、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	六十五歳以上人口	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における六十五歳以上人口に、当該団体の令和二年九月三十日現在における六十五歳以上住民基本台帳登載人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在における六十五歳以上住民基本台帳登載人口で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における六十五歳以上人口のいずれか大きい数	人
七㈦　福島県、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	七十五歳以上人口	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における七十五歳以上人口に、当該団体の令和二年九月三十日現在における七十五歳以上住民基本台帳登載人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在における七十五歳以上住民基本台帳登載人口で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における七十五歳以上人口のいずれか大きい数	人
八㈦　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡	農家数	農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における農家（農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）による改正前	戸

郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村			
八㈧　福島県、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	六十五歳以上人口	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における六十五歳以上人口に、当該団体の令和二年九月三十日現在における六十五歳以上住民基本台帳登載人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在における六十五歳以上住民基本台帳登載人口で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における六十五歳以上人口のいずれか大きい数	人
九㈧　福島県、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	七十五歳以上人口	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における七十五歳以上人口に、当該団体の令和二年九月三十日現在における七十五歳以上住民基本台帳登載人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在における七十五歳以上住民基本台帳登載人口で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における七十五歳以上人口のいずれか大きい数	人
十㈧　田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡	農家数	農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における農家（農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）による改正前	戸

町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村				
九	福島県	農家数	当該県の区域内の市町村に係る農家数（ただし、この表第八項に定める市町村については、同項の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。）の合計数	戸
十	福島県	水産業者数	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）にそれぞれ〇・五七三を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数とする。	人
十一	伊達郡川俣町、双葉郡川内村、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	林業及び水産業の従業者数	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「平成二十二年産業分類別就業者数」という。）のうちA農業、林業のうち林業の数に〇・八八六を乗じて得た数と令和二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数を合算した数とする。	人
十二	田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、	林業及び水産業の従業者数	平成二十二年産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数に〇・八八六を乗じて得た数と平成二十二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数に〇・	人

町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村				
十一	福島県	農家数	当該県の区域内の市町村に係る農家数（ただし、この表第十項に定める市町村については、同項の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。）の合計数	戸
十二	福島県	水産業者数	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）にそれぞれ〇・六九〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数とする。	人
十三	伊達郡川俣町、双葉郡川内村、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	林業及び水産業の従業者数	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「平成二十二年産業分類別就業者数」という。）のうちA農業、林業のうち林業の数に〇・八八六を乗じて得た数と令和二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数を合算した数とする。	人
十四	田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、	林業及び水産業の従業者数	平成二十二年産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数に〇・八八六を乗じて得た数と平成二十二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数に〇・	人

同郡双葉町、同郡浪江町			七四七を乗じて得た数を合算した数とする。
十三　伊達郡川俣町、双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	世帯数	国勢調査令によって調査した平成二十二年十月一日現在における世帯数に、当該団体の令和二年九月三十日現在の住民基本台帳に登載された世帯数を当該団体の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳に登載された世帯数で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	世帯

二　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－１）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－１）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B \times \alpha \times C - A}{A}$$

算式の符号

［略］

C　0.65590

［略］

三　特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村における行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる点数の算定に係る第十一条第一項第一号㈠(1)算式の符号Ａの数、同号㈠(2)算式の符号Ｂの数、同号㈠(3)算式の符号Ｃの数、同号㈠(4)算式の符号Ｄの数、同号㈠(4)算式の符号Ｅの数、同号㈡(2)算式の符号Ｃの数、同号㈡(3)算式の符号Ｄの数及び同号㈡(4)算式の符号Ｅの数については、次に定めるところによつて算定するものとする。

㈠　第十一条第一項第一号㈠(1)算式の符号Ａの数は、各市町村の令和二年人口集中地区人口と各市町村の国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口集中地区人口（以下この条において「平成二十二年人口集中人口」という。）に当該団体の令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在の住民基本

同郡双葉町、同郡浪江町			七四七を乗じて得た数を合算した数とする。
十五　伊達郡川俣町、双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	世帯数	国勢調査令によって調査した平成二十二年十月一日現在における世帯数に、当該団体の令和二年九月三十日現在の住民基本台帳に登載された世帯数を当該団体の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳に登載された世帯数で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	世帯

二　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－１）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－１）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B \times \alpha \times C - A}{A}$$

算式の符号

［同左］

C　福島県の令和７年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

［同左］

三　特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村における行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる点数の算定に係る第十一条第一項第一号㈠(1)算式の符号Ａの数、同号㈠(2)算式の符号Ｂの数、同号㈠(3)算式の符号Ｃの数、同号㈠(4)算式の符号Ｄの数、同号㈠(4)算式の符号Ｅの数、同号㈡(2)算式の符号Ｃの数、同号㈡(3)算式の符号Ｄの数及び同号㈡(4)算式の符号Ｅの数については、次に定めるところによつて算定するものとする。

㈠　第十一条第一項第一号㈠(1)算式の符号Ａの数は、各市町村の令和二年人口集中地区人口と各市町村の国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口集中地区人口（以下この条において「平成二十二年人口集中人口」という。）に当該団体の令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在の住民基本

台帳登載人口で除して得た率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数に、当該数を令和二年人口で除して得た率（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が〇・八〇未満となる市町村にあつては一・〇〇を、当該率が〇・八〇以上一・〇〇未満となる市町村にあつては一・〇五を、当該率が一・〇〇となる市町村にあつては一・一〇をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［㈠～㈢　略］

［四・五　略］

［削る］

六　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数の算定に用いる漁港における外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数については、第十二条第二項の表都道府県の項第二号中「令和五年十一月一日」とあるのは「平成二十年十一月一日」と、「を測定単位の数値で除して得た数」とあるのは「に〇・五七三を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位の数値で除して得た数」とし、田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町及び同郡浪江町の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数の算定に用いる漁業就業者比率については、「令和二年十月一日」とあるのは「平成二十二年十月一日」と、「B漁業の就業者数」とあるのは「B漁業の就業者数に〇・七四七を乗じて得た数」とする。

七　特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢

台帳登載人口で除して得た率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数に、当該数を令和二年人口で除して得た率（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が〇・八〇未満となる市町村にあつては一・〇〇を、当該率が〇・八〇以上一・〇〇未満となる市町村にあつては一・〇五を、当該率が一・〇〇となる市町村にあつては一・一〇をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［㈠～㈢　同上］

［四・五　同上］

六　特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、第十条第十四項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該市町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数

C　特例率を加算する前の普通態容補正係数

D　当該市町村の令和7年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下5位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、0.94903を超えるときは、0.94903とする。）

七　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数の算定に用いる漁港における外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数については、第十二条第二項の表都道府県の項第二号中「平成三十年十一月一日」とあるのは「平成二十年十一月一日」と、「を測定単位の数値で除して得た数」とあるのは「に〇・六八七を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位の数値で除して得た数」とし、田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町及び同郡浪江町の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数の算定に用いる漁業就業者比率については、「令和二年十月一日」とあるのは「平成二十二年十月一日」と、「B漁業の就業者数」とあるのは「B漁業の就業者数に〇・七四七を乗じて得た数」とする。

八　特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊